

資料2

ノーマライゼーションかしわプラン2024 (案)

令和6年1月

目 次

第1章 総論	1
1. 計画の策定にあたって	2
(1) 計画策定の背景	2
(2) 国・県及び柏市の施策動向	3
2. 計画の位置付けと期間	4
(1) 計画の位置付け	4
(2) 計画期間	4
(3) 計画の役割(法的根拠等)及び上位計画との関係	5
3. 計画の基本的な考え方	6
(1) 基本理念	6
(2) 基本方針	6
(3) 重点目標	7
(4) 基本目標(4つの柱)	8
(5) 重点施策	10
(6) プランの体系	11
4. 前期計画の振り返りを踏まえた基本的な考え方の設定	12
5. 障害福祉を取り巻く状況と見通し	25
(1) 柏市の概況	25
(2) 障害者数の将来推計	30
6. 計画の推進に向けて	32
(1) 計画の評価・見直し	32
(2) 推進体制及び評価・進捗管理体制の確保	34
(3) SDGsの推進への寄与	36
第2章 各論	37
本計画における用語の定義	38
施策の体系	39
柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり	40
施策1 包括的相談支援体制の充実(重点)	41
施策2 権利擁護体制の充実	46
施策3 情報アクセシビリティの充実	52
柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり	56
施策1 暮らしを支える基盤整備(重点)	57
施策2 暮らしを支えるサービスの充実	61
施策3 安心・安全な生活環境の整備	65

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり.....	69
施策1 就労支援の充実(重点)	70
施策2 社会参加の促進(重点)	74
施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくり	78
柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり.....	82
施策1 乳幼児期における支援の充実	83
施策2 学齢期における支援の充実	87
施策3 切れ目のない支援体制の構築(重点)	92
第3章 障害福祉計画	97
障害福祉計画の体系	98
1. 障害福祉計画の基本指針	100
(1) 計画の策定にあたって	100
(2) 国の基本指針の概要	100
2. 成果目標の設定	102
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	102
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	103
(3) 地域生活支援の充実	104
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	105
(5) 障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》	106
(6) 相談支援体制の充実・強化等	107
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	108
3. 活動指標(障害福祉サービスの見込み)	109
(1) 訪問系サービス	109
(2) 日中活動系サービス	110
(3) 居住系サービス	112
(4) 相談支援関連	113
(5) 障害児福祉サービス《障害児福祉計画》	114
(6) 発達障害者等に対する支援	116
(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	117
(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組	118
(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	119
4. 活動指標(地域生活支援事業の見込み)	120
(1) 必須事業	120
(2) その他の事業	124

付属資料.....	125
1. 計画策定の流れ.....	126
(1) 策定経過.....	126
(2) 柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会	127
2. 計画策定のための基礎調査等.....	128
(1) アンケート調査	128
(2) 各種ヒアリング調査	129
(3) パブリックコメント	129
3. 用語解説	130

第1章 総論

I. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

本市では、「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」の基本理念の下、障害福祉施策に係る基本計画や福祉計画について、「ノーマライゼーションかしわプラン」として一体的に作成し、障害の有無にかかわらず地域で暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開しています。

これまで、障害者一人一人の状況に応じたサービスを提供するため、身近な相談支援体制の充実、障害者の地域移行や社会参加等の推進を図ることを目的として、地域生活支援拠点の整備や誰もが働きやすい環境づくりの推進等に取り組んできました。2021年度には、多様化・複合化する相談に対応するために「福祉の総合相談窓口」を設置し、さまざまな分野の機関とも連携した重層的支援体制を構築して、障害者の暮らしを一体的に支える「かしわネットワーク」の深化・推進を図りました。

また、2023年度から5年間を計画期間とする国第5次障害者基本計画においては、地域社会における共生を目指し、多様化・複合化する課題に対応するとともに、障害者を自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することが掲げられています。

こうした近年の国や県の動向に加え、これまでの施策の進捗状況、2022年度に実施した基礎調査結果に基づくニーズ等を踏まえ、この度、2024年度から2026年度を計画期間とする「ノーマライゼーションかしわプラン2024（第4期柏市障害者基本計画（後期計画）、第7期柏市障害福祉計画、第3期柏市障害児福祉計画）」を策定しました。

本計画では、地域共生社会の実現に向け、障害者が主体となり地域生活を送ることができるよう、市全体で構築してきた「かしわネットワーク」を基盤とし、市民にとってより身近な地域における支援ネットワークの強化と活用に取り組みます。

(2) 国・県及び柏市の施策動向

近年、我が国における障害福祉施策は、障害者の地域移行や権利擁護、雇用促進に関する法制度等の改正や策定が多く見られ、それを受けた施策が本市でも展開されてきました。

国において策定された「第5次障害者基本計画」では、障害者の自立や社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することで、地域共生社会の実現につなげることとしています。国の計画を受けて本市では、これまでに整備してきた地域生活支援拠点や福祉の総合相談窓口を中心として構築したネットワークについて、地域でのさらなる活用が求められます。

■ 障害福祉に関する法制度等の動向

年度	国・県	柏市
2019年度 (平成31年度 /令和元年度)	【国】 <ul style="list-style-type: none">● 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部の設置	<ul style="list-style-type: none">● 第4期柏市地域健康福祉計画開始● 地域生活支援拠点開設(4か所目)
2020年度	【国】 <ul style="list-style-type: none">● 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律公布● 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る基本指針策定	<ul style="list-style-type: none">● 教育福祉会館リニューアル(総合相談窓口等設置)
2021年度	【国】 <ul style="list-style-type: none">● 障害者差別解消法改正法公布● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の一部を改正する法律全面施行● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行 【県】 <ul style="list-style-type: none">● 第七次千葉県障害者計画開始● 工賃向上計画支援等事業	<ul style="list-style-type: none">● 柏市第五次総合計画後期基本計画開始● ノーマライゼーションかしわプラン2021(2021~2023年度)開始● 成年後見制度に係る中核機関設置・一次相談窓口の運用開始
2022年度	【国】 <ul style="list-style-type: none">● 障害者総合支援法等の改正法● 児童福祉法改正● 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)公布	<ul style="list-style-type: none">● 第4期柏市地域健康福祉計画(中間年度見直し版)開始● (仮称)柏市子ども・若者総合支援センター整備計画公表
2023年度	【国】 <ul style="list-style-type: none">● 第5次障害者基本計画開始● こども家庭庁発足● 障害者雇用促進法施行令改正● 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画に係る基本指針策定	
2024年度	【国】 <ul style="list-style-type: none">● 障害者総合支援法等の改正法施行 【県】 <ul style="list-style-type: none">● 第八次千葉県障害者計画開始	<ul style="list-style-type: none">● ノーマライゼーションかしわプラン2024(2024~2026年度)開始

2. 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、市の障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、取組施策・事業を定める計画です。

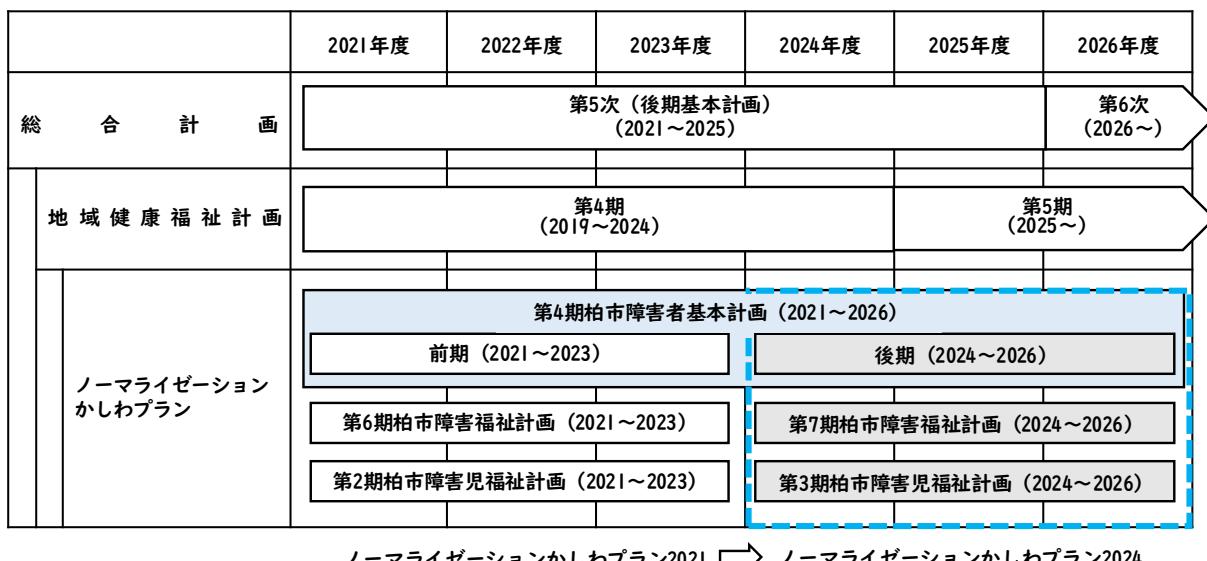
また、障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）第88条第3項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられるものであり、障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等を定める計画です。

これらの計画は、市の最上位計画となる「柏市総合計画」を始め、社会福祉の上位計画となる「柏市地域健康福祉計画」の部門計画として一体的に策定するため、柏市自立支援協議会の意見を聴取の上で、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会にて審議されます。

(2) 計画期間

今回の見直しは、「第4期柏市障害者基本計画（前期計画）」と「第6期柏市障害福祉計画」、「第2期柏市障害児福祉計画」での施策の展開を踏まえ、「第4期柏市障害者基本計画（後期計画）」と「第7期柏市障害福祉計画」、「第3期柏市障害児福祉計画」にあたる部分を一体的に策定するものです。計画の期間は2024年度から2026年度までの3年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。



(3) 計画の役割(法的根拠等)及び上位計画との関係

柏市第五次総合計画【市の最上位計画】

[将来都市像]

「未来へつづく先進住環境都市・柏 ~ 笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点」

<健康・サポート>

○医療・介護 ○包括的支援

第4期柏市地域健康福祉計画【健康・福祉の部門計画】

根拠法:社会福祉法 第107条

[地域健康福祉像]

「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、生き生きと暮らせるまち 柏」

<基本施策>

○相談体制の充実 ○情報発信の充実 ○社会参加の促進 ○権利擁護の推進

ノーマライゼーションかしわプラン2024【障害福祉の部門計画】

第4期柏市障害者基本計画(後期計画)

根拠法:障害者基本法

第11条第3項

総合的かつ計画的な推進を図るために理念や方針、施策・事業

[基本理念]みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

[基本方針]1 共生社会の実現に向けた協働の促進 ⇒ (柱1, 3)
2 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進 ⇒ (柱2, 4)

[重点目標]障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの地域での活用

[基本目標]

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

重点施策 施策1 包括的相談支援体制の充実

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

重点施策 施策1 むらしを支える基盤整備

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

重点施策 施策1 就労支援の充実

施策2 社会参加の促進

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

重点施策 施策3 切れ目のない支援体制の構築

第7期柏市障害福祉計画(第3期柏市障害児福祉計画)

根拠法:障害者総合支援法

第88条第3項

- ・国が示す障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策
- ・障害児福祉計画(根拠法:児童福祉法第33条の20)を内包

3. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市では、第2期障害者基本計画（第2期プラン）を策定した2004年度から障害福祉像を「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」と定めています。

「みんなでつくる」は、市民や地域社会との協働と、当事者が社会参画している共生社会を表し、「みんなで暮らせる」は、自己決定を尊重した自立生活の実現とノーマライゼーション社会という柏市のあり方を表しています。

この障害福祉像に共生社会の実現への思いを込めて、各分野別計画に基づき地域で施策を展開する際の共有すべき理念として、第3期計画以降も基本理念として位置付けています。第2期計画から継承したものを、引き続き本計画においても基本理念に位置付けます。

[障害福祉像]

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

(2) 基本方針

「基本理念」を実現するため、前期計画から引き続き、次の2つを「基本方針」とします。

[基本理念]みんなでつくる

⇒ [基本方針1] 共生社会の実現に向けた協働の促進

障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会の実現に向けて取り組みます。

⇒ (柱1, 3)

[基本理念]みんなで暮らせるまち

⇒ [基本方針2] 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進

誰もが生き生きとその人らしく、健やかに安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

⇒ (柱2, 4)

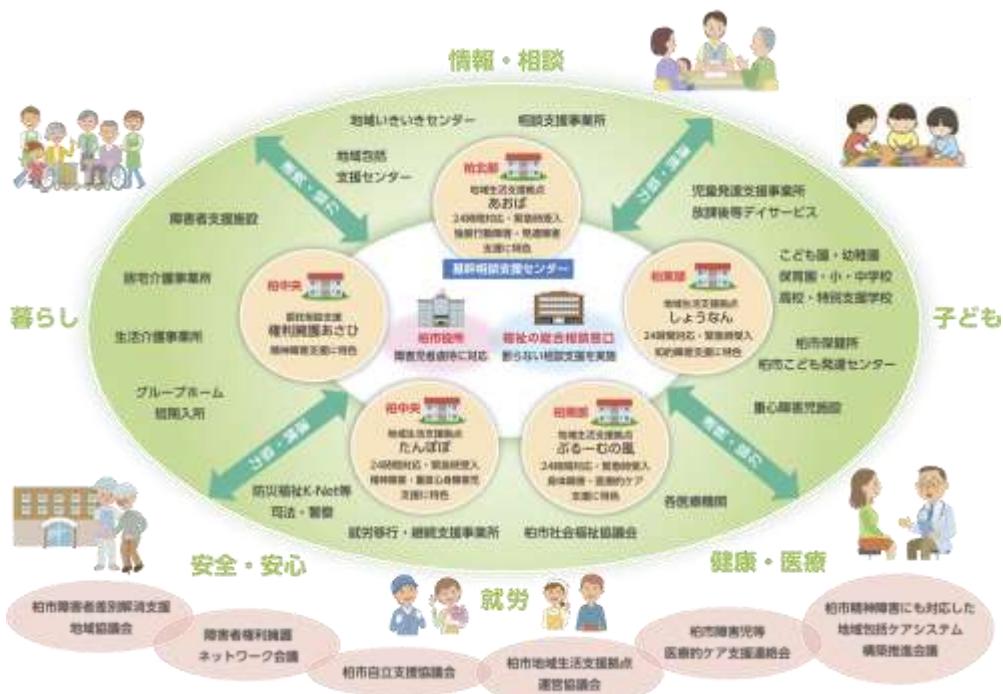
(3) 重点目標

「基本方針」を推進するためには、地域資源や各種事業を有機的につなげ、地域全体で障害者の暮らしを支える体制づくりが重要です。第3期計画においては、全国に先駆けて地域生活支援拠点4か所を整備し、これら拠点を中心として障害者の暮らしを支える「かしわネットワーク」を構築しました。第4期計画の前期計画では、多様化・複合化する障害者と家族の課題に対応するため、「かしわネットワーク」に教育福祉社会館内の「福祉の総合相談窓口」の機能や他の地域資源を加え、重層的な支援体制を構築することで、障害者の地域生活を一体的に支える「かしわネットワーク」の深化・推進に取り組みました。

上記一連の取組により市全体にわたる「かしわネットワーク」は一定程度構築されたと評価できる一方で、障害者が自らの決定に基づいて地域での生活を継続していくためには、より本人に寄り添った、生活する地域レベルでの支援の充実が求められています。また、障害者と家族の高齢化など顕著となりつつある課題への対策も重要となっています。こうした背景から、本計画では障害者と家族の生活課題やニーズに対し、より細やかな対応を図るため、市全体の「かしわネットワーク」を基盤とし、地域(地区)の特徴に応じて、地域レベルにおける支援ネットワークの強化と活用に取り組むこととします。

[重点目標]

障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの地域での活用



(4) 基本目標(4つの柱)

「重点目標」を達成するため、各種施策を整理して体系立て、「基本目標」を設定します。

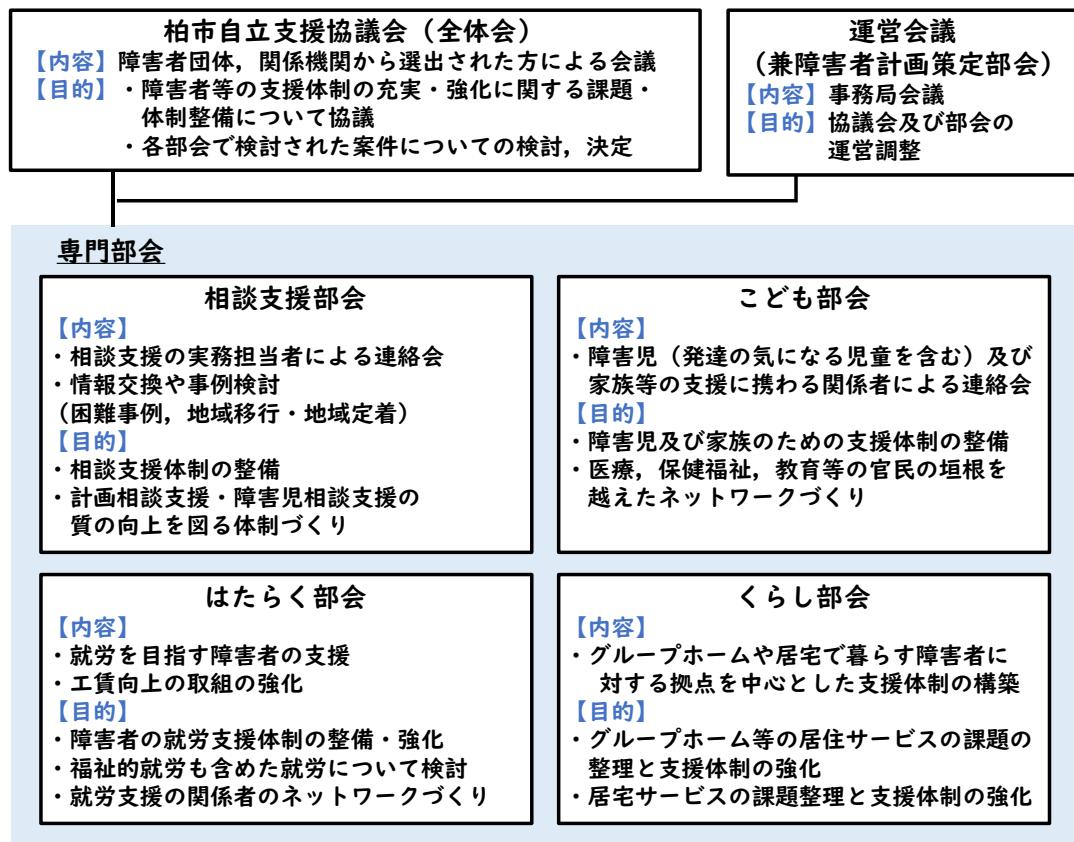
本計画では、前期計画に引き続き、各種施策を柏市自立支援協議会の各専門部会と関連付けて「基本目標(4つの柱)」として設定し、計画の推進体制を明確にしています。

4つの柱		関連する専門部会
柱1	みんなで守り寄り添う共生のまちづくり	相談支援部会
柱2	みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり	くらし部会
柱3	みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり	はたらく部会
柱4	みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり	こども部会
計画全体に関連する会議体(関係機関)		
・権利擁護ネットワーク会議	・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議	
・障害者差別解消支援地域協議会	・地域生活支援拠点運営協議会	
・障害児等医療的ケア支援連絡会		

【前期計画からの変更点】

	前期計画	後期計画
基本理念	みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ	
基本方針	1. 共生社会の実現に向けた協働の推進 2. 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進	
重点目標	障害者の暮らしを支える かしわネットワークの深化・推進	障害者の暮らしを支える かしわネットワークの地域での活用
基本目標と柱ごとに包含するカテゴリ		
柱1	①相談支援, ②権利擁護, ③情報提供	①相談支援, ②権利擁護, ③情報アクセシビリティ ⇒情報の利用の視点を追加
柱2	①基盤整備, ②障害福祉サービス, ③防災・防犯, バリアフリー	①基盤整備, ②障害福祉サービス, ③防災・防犯, バリアフリー ⇒柱4から医療を移動, 追加
柱3	①就労支援, ②社会参加, ③共生意識	①就労支援, ②社会参加(当事者), ③共生意識(周囲) ⇒②と③の各事業を対象者を基に整理
柱4	①乳幼児期, ②学齢期, ③医ケア, 精神包括ケア, 医療	①乳幼児期, ②学齢期, ③切れ目のない支援 ⇒子どもに特化した柱に変更 医ケア, 精神包括ケアは各柱に分散

柏市自立支援協議会・専門部会・その他会議体(関係機関)



《その他会議体(関係機関)》

◆ 権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会

障害者虐待防止のネットワークづくり、権利擁護に関する課題の整理、事業所関係者及び市民に対する研修・啓発活動を行う。

◆ 障害者差別解消支援地域協議会

2016年4月に差別解消法が施行されたことを受け設置。権利擁護と関連が深く、構成委員も重複が多いため、権利擁護ネットワーク会議と一体的に活動する。

◆ 障害児等医療的ケア支援連絡会

柏市における医療的ケアを要する障害児者（介護保険対象者を除く）の支援体制の構築や関係機関のネットワーク化を図る。

◆ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議

医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育などが包括的に支援するシステムの構築を目指し協議する。

◆ 地域生活支援拠点運営協議会

柏市に暮らす障害者等が地域で安心して生活できる環境の推進を図り、地域生活支援拠点の円滑かつ適正な推進について検討する。

(5) 重点施策

「重点目標」の達成のために設定する「基本目標」の4つの柱ごとに、特に重点的に取り組む事項を「重点施策」として位置付けます。各柱における重点施策は次のとおりです。

◆ 柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

重点施策 施策1 包括的相談支援体制の充実

⇒ 障害者の暮らしを支える「かしわネットワーク」の入口となる相談支援について、身近な地域で安心して、専門的な相談ができるような体制の充実を図ります。

◆ 柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

重点施策 施策1 むらしを支える基盤整備

⇒ 「かしわネットワーク」の中核となる地域生活支援拠点の機能強化とあわせて、地域ごとのネットワークを強化することで、地域で安心して生活できるような体制の充実を図ります。

◆ 柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

重点施策 施策1 就労支援の充実

重点施策 施策2 社会参加の促進

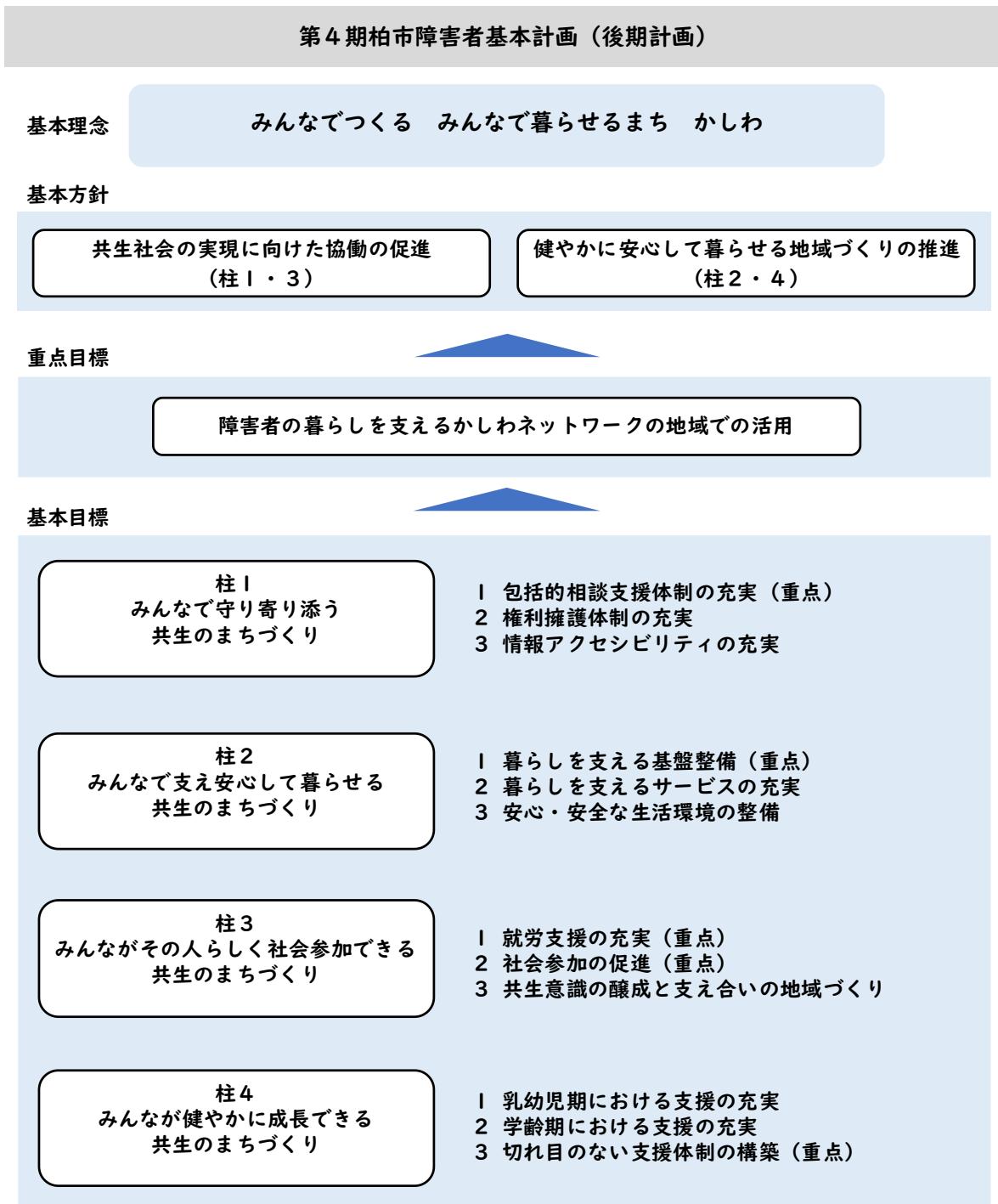
⇒ 「かしわネットワーク」の各機関と連携・協力しながら、障害者が自らの選択に基づいて、地域で就労・社会参加できるような体制の充実を図ります。

◆ 柱4 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

重点施策 施策3 切れ目のない支援体制の構築

⇒ 「かしわネットワーク」の各機関と連携・協力しながら、子どもがライフステージによって途切れることなく、地域で適切な支援を受けられるような体制の充実を図ります。

(6) プランの体系



第7期柏市障害福祉計画・第3期柏市障害児福祉計画

4. 前期計画の振り返りを踏まえた基本的な考え方の設定

前節の「3. 計画の基本的な考え方」の設定にあたっては、前期計画に基づき変更点の検討を行いました。この節では、前期計画の施策体系ごとに、現状とニーズ、課題を振り返った上で、本計画において目指す姿と重点的な取組や事業のキーワードを示します。

柱1：みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

【施策1】包括的相談支援体制の構築（重点）

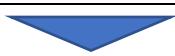
前期計画の 目指す姿	◆ 身近な場所で気軽に、専門的相談ができる体制の充実 ◆ 「断らない」相談窓口の設置と重層的な相談体制の構築
現状と ニーズ	・地域の身近な相談窓口である委託相談支援事業所の周知や相談ニーズの高まりにより、相談支援件数が増加しました。基礎調査によれば、身近な相談場所に、専門的な知識を持った相談員が必要とされています。 ・断らない相談窓口として「福祉の総合相談窓口」を設置し、子どもから高齢者まで幅広い属性から、多岐にわたる相談を受け付けました。基礎調査によれば、包括的相談支援体制の整備は評価されていますが、効果的な運用には至っていないとされています。

課題	・相談件数の増加等により、地域の指定相談支援事業所への支援体制が十分とは言えない状況であり、国が推進する基幹相談支援センターの機能強化も含め、支援者支援の充実が求められます。 ・相談支援に関わる各機関の役割が曖昧であり、関係機関の顔の見える関係を構築できていない状況です。また、生涯を通じた切れ目のない支援や、精神保健にも課題を抱える方への支援など、さらなる包括的な相談支援体制が求められます。
----	--

本計画で 目指す姿	◇ 身近な場所で安心して専門的な相談ができる体制の充実 ◇ 「断らない」相談支援体制を中心とした包括的な相談支援体制の充実 〔重点的な取組や事業のキーワード〕 基幹相談支援センターの機能強化、 地域の相談支援従事者への支援、 地域生活支援拠点を中心とした多分野の機関との連携強化
--------------	--

【施策2】権利擁護体制の充実

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆成年後見制度等の利用促進による日常生活の支援 ◆障害者虐待の防止・早期発見に向けた体制の充実 ◆障害を理由とする差別のない社会の実現
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に係る中核機関を設置するとともに、一次相談窓口の運用を開始しました。基礎調査では一次相談窓口の認知度は低い状況ですが、制度に対する潜在的ニーズがあることが指摘されています。 ・柏市権利擁護ネットワーク会議を設置して、研修を実施するとともに、関係機関との連携を図っています。また、虐待通報件数は増加しており、養護者からの虐待疑いと合わせて施設職員からの虐待疑いが増加しています。 ・柏駅前等で障害者差別に対する理解啓発を行いましたが、基礎調査によれば、障害者差別解消法の認知度は障害者で2割後半、市民で6割前半となっています。また、2024年4月から障害者差別解消法の改正により、事業者による合理的配慮の提供が義務化となります。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の相談窓口の認知度が低く活用されていない状況です。また、相談窓口においては、制度への潜在的なニーズに気づき、制度案内をするなどの対応が必要です。 ・障害者虐待の防止徹底に向け、施設内の組織・マネジメント体制の強化や施設職員の理解促進に加え、虐待に対応する市役所の体制強化が必要です。 ・障害者差別解消法の内容や合理的配慮の必要性などについて十分に認知されているとは言えない状況であり、障害者差別に関する相談も多くはありません。
----	--



本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度等の利用による日常生活の支援 ◇障害者への虐待のない社会の実現 ◇障害を理由とする差別のない社会の実現 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>成年後見制度及び一次相談窓口の周知, 相談を受ける側のスキルアップ, 施設への障害者虐待防止に向けた普及啓発, 事業所に合わせた虐待防止策の検討, 障害者差別解消法の周知, 差別解消に関する理解啓発</p>
--------------	--

【施策3】情報提供の充実

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要な情報をわかりやすく適切に提供 ◆コミュニケーションに必要な支援を受けられる状態の実現
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉関連の制度やサービスをまとめた「障害福祉のしおり」についてレイアウトを見直し、情報提供の充実を図りました。基礎調査によれば、情報入手には多様な媒体が活用されていますが、各媒体の利用は2割程度にとどまり、情報入手方法がわかりづらいとの意見があります。また、福祉サービスの制度・サービスがわかりづらく、困っている人が2割後半います。 ・「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」に基づき、国は意思疎通支援を推進しており、本市においても手話通訳者や要約筆記者等の派遣による意思疎通支援を行っています。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害福祉のしおり」を始めとする既存媒体の利用割合が限られており、情報入手方法がわかりづらい状況です。また、制度やサービスの案内を工夫する必要があります。 ・必要な人が自分に合う意思疎通支援を選択できるよう、意思疎通支援を幅広く周知とともに、支援者を育成していく必要があります。
----	---

本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害特性や年代に応じた情報アクセシビリティ¹の確保 ◇必要な時に適切なコミュニケーション支援が受けられる状態の実現 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>多様な媒体を活用した情報の取得支援, 取得した情報の利用支援, 意思疎通支援の推進</p>
--------------	--

¹ 情報アクセシビリティ：情報の取得や利用にあたって、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択できること。

柱2：みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

【施策1】暮らしを支える基盤整備（重点）

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域生活支援拠点と連携した地域ネットワークの充実 ◆高齢障害者・重度障害者等に対応した基盤整備
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を支援するネットワーク構築のため、地域生活支援拠点間だけでなく、高齢者福祉や地域福祉など他分野の機関とも各種会議等を通じた連携強化を図りました。基礎調査によれば、将来自宅で暮らしたい障害者は7割半ばで、地域での生活を望む人が多くなっています。 ・高齢化・重度化に対応する施設整備のため、柏市立青和園を民営化しました。基礎調査によれば、親亡き後を心配する声が多く聞かれ、国でも障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を推進しています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での生活を望む障害者がが多いことから、関係機関の連携強化を始め、地域で暮らせる環境整備を進めていく必要があります。 ・高齢化・重度化にも対応できるグループホームや、親亡き後への支援が求められています。
----	--



本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇地域全体での障害者の暮らしを支える支援ネットワークの充実 ◇高齢障害者や重度障害者、医療的ケア者等も含め、本人の希望に応じた地域生活の実現 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>地域生活支援拠点を中心とした地域の関係機関によるネットワークの深化、高齢障害者や重度障害者等の特別な支援が必要な人への支援体制の強化</p>
--------------	--

【施策2】暮らしを支えるサービスの充実

前期計画の 目指す姿	◆サービスの充実を図り、個々のニーズに対応した社会参加や自立を支援・促進
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスや日中活動系サービスはコロナ禍でもサービス提供が継続できるよう、感染対策に必要な物資の提供や購入補助を行いました。基礎調査によれば、地域で自立した生活を続けていくためには、身の回りの手伝いを始めとして、多様なサービスが求められています。 ・基礎調査によれば、重点的な取組が必要なものとして、暮らしを支えるサービスが挙げられており、地域生活を継続するための在宅サービスの充実、訪問サービスや日中活動の充実等が求められています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域、特に在宅での生活を継続するためには、身の回りの手伝いを始めとした多様なサービスが必要であり、サービスの質の確保や向上も課題です。 ・地域で自分らしい生活を送ることができるよう、日中活動の充実が必要です。また、家族が主な介護や支援の担い手となっている場合も多い状況です。
----	---



本計画で 目指す姿	<p>◇地域で自分らしい生活を送 POSSIBILITY されるよう、個々のニーズに対応したサービスの充実</p> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>在宅生活を継続するためのサービスや支援の充実、 指導監査や適切な利用促進によるサービスの質の担保、 安心して医療を受けられる支援の提供</p>
--------------	---

【施策3】安全・安心な生活の環境の整備

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急時・災害時対応や地域の防犯体制の充実 ◆誰もが安全で利用しやすい福祉のまちの実現
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市防災福祉K-netを中心とした共助の体制構築に取り組んでいます。基礎調査によれば、災害時に適切に行動するためには、地域住民との日常的なつながりが求められているほか、災害発生時においては、障害に配慮した適切な支援が必要とされています。 ・公共交通機関におけるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進しました。基礎調査によれば、外出しやすいように街や施設のバリアフリー化が求められています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に近所に助けを求められる人がいない障害者がいるなど、地域における支援体制は十分とは言えません。また、市内全域での個別避難計画策定が必要です。 ・引き続き、公共交通機関等の支援や整備、安全対策の取組が必要です。また、防犯に関する啓発も引き続き取り組む必要があります。
----	---



本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇緊急時対応や障害特性に配慮した地域の防災・防犯体制の充実 ◇誰もが安全で利用しやすい福祉のまちの実現 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>緊急時に適切に対応できる体制の整備、 障害特性に配慮した支援の提供体制の構築、 安心して外出できるまちづくり</p>
--------------	---

柱3：みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

【施策1】就労支援の強化（重点）

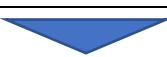
前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆就労支援機関や雇用関連機関等との連携による障害者雇用の促進 ◆障害者就労施設等の工賃向上
現状と ニーズ	<p>・就労希望及び在職中の障害者が登録する、障害者就業・生活支援センターの登録者数は増加しています。また、企業に対する相談会等を通じて一般就労の促進を図るとともに、ジョブコーチ派遣事業による職場定着支援の充実に取り組みました。基礎調査によれば、長期的に働くためには、職場の理解や体調にあった勤務体制、能力を生かせる仕事が必要とされています。</p> <p>・工賃の向上を目指し、施設製品のPR等を実施しました。また府内に向けては、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しています。</p>

課題	<p>・就労を希望する障害者の多様なニーズに対応するため、障害者雇用に理解のある企業の拡大が求められています。また、安定して働き続けるために、障害者一人一人の状況や特性に応じた支援や企業の配慮が必要です。</p> <p>・市内の障害者就労施設等における工賃は、国や県の平均額を下回っており、引き続き工賃向上が課題です。</p>
----	---

本計画で 目指す姿	<p>◇希望する場所で働き続けられるような就労支援体制の充実</p> <p>◇工賃向上の取組の強化</p> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>多様なニーズに応じた就労支援、 就労する障害者と企業との相互理解促進、 受注業務や販路の拡大の取組強化</p>
--------------	---

【施策2】拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進（重点）

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害の有無にかかわらず社会参加できる機会の創出 ◆障害者が地域でつながり、生き生きと活動できる環境の実現
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・教育福祉会館に設置した「あ・えーるテラス」では、ワークショップやイベントなどさまざまな形で社会参加の機会を提供しました。基礎調査によれば、社会参加のためには身近な活動の場や興味のある活動が必要とされています。 ・障害者団体の活動拠点として整備した、障害者活動センター利用件数は増加しています。一方で、団体構成員以外が参加できるような活動は少なく、交流や居場所づくりとしての機能は十分果たせていません。国では、文化芸術、スポーツ等の振興を通じて、障害者の余暇の充実を図ることが求められています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の外出目的は買い物等の生活上必要な目的が大半であり、地域において、障害者にとって参加しやすく、興味が持てる活動が求められています。 ・障害者同士や市民との交流機会となり得るスポーツや文化芸術活動、その他の趣味などを目的とした外出は少なく、参加したい障害者も少ない状況です。また、障害福祉関係団体の活動においても、団体会員以外との交流は希薄です。
本計画で 目指す姿	<p>◇障害の種類や程度にかかわらず、その人らしく社会参加し、充実した余暇を過ごすことができる地域社会の実現</p> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>日常的に通いやすい身近な場所での多様な社会参加機会の提供、 障害者同士や市民との交流機会の提供、 障害者の居場所の創出</p>



本計画で 目指す姿	<p>◇障害の種類や程度にかかわらず、その人らしく社会参加し、充実した余暇を過ごすことができる地域社会の実現</p> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>日常的に通いやすい身近な場所での多様な社会参加機会の提供、 障害者同士や市民との交流機会の提供、 障害者の居場所の創出</p>
--------------	--

【施策3】共生意識の醸成と支え合いの地域づくりの推進

前期計画の 目指す姿	<p>◆障害への理解を深めるための啓発・交流, 福祉教育の充実による共生意識の醸成</p> <p>◆ボランティア活動の推進</p>
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・12月の障害者週間にあわせ, 障害理解・啓発イベントを実施しました。基礎調査によれば, 差別や偏見を持たずに暮らすためには, 学校での福祉教育や広報等での啓発, 地域との交流が必要とされています。 ・障害者支援ボランティア養成講座を開催し, 市民の福祉活動への参加を促進しました。一方で基礎調査によれば, 障害福祉や障害者に関心はあるが特に何もしていない市民が7割前半となっています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者に対する差別や偏見があると感じている人は多く, また, 障害者と交流した経験がない人もいるなど, 取組の成果は十分ではありません。 ・障害福祉に関心があっても行動に移している市民は少ない状況です。
----	---



本計画で 目指す姿	<p>◇障害の有無にかかわらず, 互いを尊重し, ともに支え合う地域社会の実現</p> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>障害に関する啓発活動や交流機会の充実による共生意識の醸成, 市民の福祉活動への参加促進, ボランティア団体の活動支援</p>
--------------	--

柱4：みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

【施策1】乳幼児期における支援の充実

前期計画の 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実 ◆こども園・幼稚園・保育園等、地域で適切な支援を受けられる体制の強化
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童健診時の全数面談実施や発達支援事業所との連携により、早期発見や情報共有に努めました。また、児童発達支援事業所間の連携を目的とした情報共有や研修会を実施し、支援の充実を図っています。基礎調査によれば、発育・発達の遅れに悩む、就園・就学に不安がある保護者は8割程度います。 ・民間事業所との連携等を通じて、保育所等訪問支援を希望する児童に対して、積極的な支援を行いました。国では、保育所等訪問支援を活用した障害児の地域へのインクルージョンを推進しています。 ・令和5年度より、国における障害児支援はこども家庭庁に移管され、保育所と児童発達支援等の一体的な支援（インクルーシブ保育）など、子どもに関する政策を包括的に推進しています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・発達や就園・就学に不安がある保護者は多く、障害のある子どもや発達の気になる子どもへの継続した専門的な支援や、その家族へのサポートが求められています。 ・保育所等訪問支援事業を活用した支援ニーズの増加に伴い、訪問する事業所によって差異が生じている支援内容や実施方法を統一・共有することで、地域で適切な支援が受けられる体制を整える必要があります。 ・保護者からは乳幼児期における就園・就学の不安など、子どもの成長による環境の変化に伴う不安が見られ、支援が途切れてしまう場合もあります。
----	---



本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実 ◇こども園・幼稚園・保育園等、地域で適切な支援を受けられる体制の強化 ◇乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援体制の構築【「切れ目のない支援」に関する施策を新設】 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]、 相談支援と療育支援の両面から適切な支援を提供できる体制の強化、 児童発達支援センターが中心となっての受け入れる施設側のスキルアップ、 子どもの成長に合わせた情報の連携</p>
--------------	---

【施策2】学齢期における支援の充実

前期計画の 目指す姿	<p>◆インクルーシブ教育システムのさらなる充実</p> <p>◆放課後や休日における居場所の確保</p>
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談の充実により、適切な就学の場が提供できるようになっています。また、特別支援学級が増加しており、特別支援教育に関する研修は各校からも一定のニーズが見られました。 ・子ども家庭庁では、さまざまなニーズや特性を持つ子どもや若者が各々のニーズに応じた居場所を持てるよう、放課後等デイサービスを含め、子どもの居場所づくりに関する調査審議を進めています。 ・基礎調査によれば、学齢期においては、進学や就職に関する情報提供、学習支援、長期休暇・放課後の支援など多様なニーズがあり、また、卒業後にもさまざまな相談先や就労支援等を希望する保護者が5~6割程度います。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムのさらなる充実に向け、全ての教員の特別支援教育に関する専門性の向上や、交流及び共同学習の目的や内容、実施方法について、十分な理解やより効果的な実施が必要です。 ・利用者数が増加している放課後等デイサービスの質を担保するとともに、放課後等支援を含め、学校外において必要な支援が得られるような環境整備が求められています。 ・学齢期だけでなく、卒業後においても必要な情報の提供と支援の充実が重要です。
----	---



本計画で 目指す姿	<p>◇インクルーシブ教育システムのさらなる充実による、障害のある子どもの学びの保障と共に学ぶ教育の推進</p> <p>◇放課後や休日における居場所の充実</p> <p>◇学齢期及び卒業後における切れ目ない支援体制の構築【「切れ目のない支援」に関する施策を新設】</p> <p>〔重点的な取組や事業のキーワード〕</p> <p>児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育の充実、各校における「交流及び共同学習」の推進、放課後や休日における適切な支援の提供による子どもの居場所づくり、学齢期や卒業後における必要な情報の提供と支援の充実</p>
--------------	---

【施策3】医療・ケア体制の充実（重点）

前期計画の 目指す姿	<p>◆医療的ケアを必要とする障害児者や重度の肢体不自由児者とその家族が、地域で安心して暮らせる支援体制を構築</p> <p>◆長期入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の支援体制を構築</p>
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市障害児等医療的ケア支援連絡会（医ケア連絡会）において、医療的ケア支援の現場等からの課題提起や対応の検討を進めました。また、補助制度の創設により、喀痰吸引等の特定行為ができる事業者数が増加しています。国では、医療的ケア児及びその家族に対する総合的な支援体制の構築を進めています。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議を進めました。精神保健福祉法改正により、市町村には、精神保健に課題を抱えている者と家族への相談支援が求められることとなりました。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・医ケア連絡会における各課題の検討を進め、ニーズに基づき、医療的ケア等の支援体制を充実する必要があります。 ・精神障害者の地域移行・地域定着に向け、にも包括での協議を通じ、地域や関係機関等との協働による取組を推進する必要があります。また、精神保健福祉に関する包括的な相談体制の整備が必要です。
----	---



本計画で 目指す姿	<p>※医療的ケア児（者）及び精神障害者に対応した支援体制は、前期計画の期間中に一定程度検討が進み、今後は各柱（相談支援、暮らし、就労支援・社会参加、子ども）と連携しながら取組を検討していく必要があることから、本計画においては本施策を発展的に解消し、各柱と連携して課題や対応を検討します。【他 施策へ分離・統合】</p> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>医療的ケア児者及びその家族に対する総合的な支援、 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進</p>
--------------	---

[参考]現行プラン【柱4施策3 医療・ケア体制の充実】の他施策への分離・統合状況

(現行プラン) 取組1 医療的ケア等の支援体制の充実

(次期プラン)

- **相談支援** 柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり
施策1 包括的相談支援体制の充実
 - ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
 - ・柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催
- **暮らし** 柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり
施策1 暮らしを支える基盤整備
 - ・柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催
 - ・喀痰吸引等研修受講料補助金
- **子ども** 柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり
施策1 乳幼児期における支援の充実
 - ・キッズルームの運営
 - ・医療的ケア児の保育
施策2 学齢期における支援の充実
 - ・教育支援員・医療的ケア看護師・個別支援教員の配置
施策3 切れ目のない支援体制の構築
 - ・医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置
 - ・柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催

(現行プラン) 取組2 精神障害にも対応した支援及び医療サービス等の充実

(次期プラン)

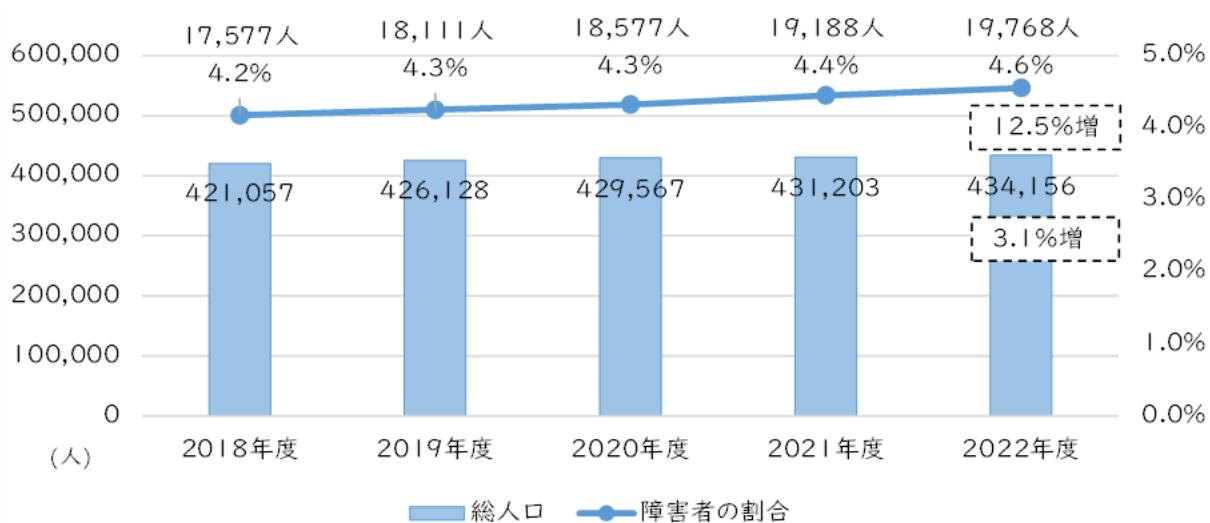
- **相談支援** 柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり
施策1 包括的相談支援体制の充実
 - ・保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
(柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業)
- **暮らし** 柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり
施策1 暮らしを支える基盤整備
 - ・柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業
- **就労・社会参加** 柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり
施策1 就労支援の充実
 - ・障害者等社会参加・就労支援事業
 - ・障害者等社会参加・コーディネート事業
施策2 社会参加の促進
 - ・柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業
施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくり
 - ・障害者支援ボランティア養成講座の開催

5. 障害福祉を取り巻く状況と見通し

(1) 柏市の概況

① 柏市の総人口と障害者数の推移

2018年度から2022年度までの5年間で、総人口に占める障害者手帳所持者数は2,191人増加しています。また、増加割合をみると、総人口が3.1%増であるのに対して、障害者数は12.5%増と、総人口と比較して障害者数の増加率が大きくなっています。



② 障害区分別障害者手帳所持者の推移

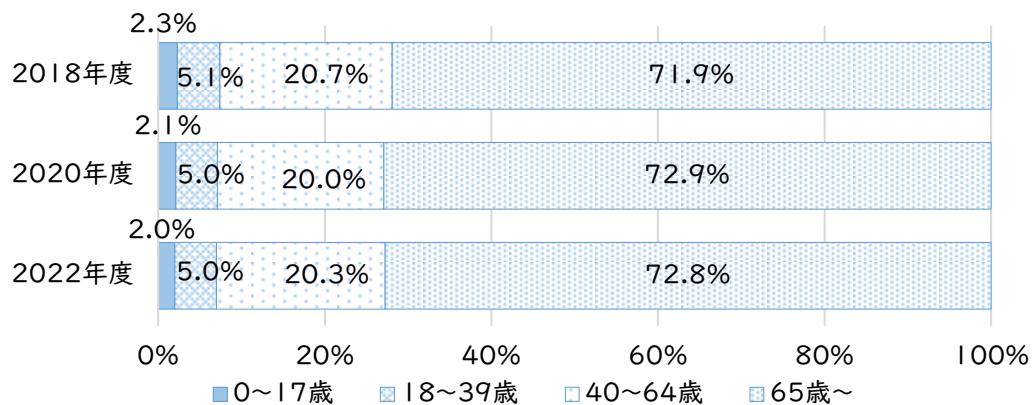
2018年度から2022年度までの5年間で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれにおいても所持者数は増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加割合は、2018年度と比較して36.4%増と増加率が顕著です。



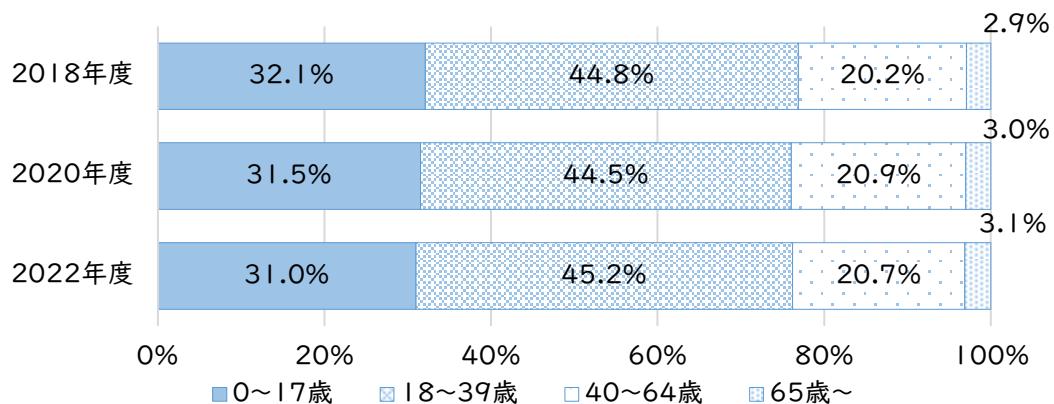
③ 手帳所持者の年齢分布の推移

各手帳(身体障害者、療育、精神障害者保健福祉)所持者の年齢分布はいずれにおいても2018年度から大きな変化はありません。ボリュームゾーンは変わっていません。身体障害者手帳所持者では65歳以上が最も多く72%前後、療育手帳所持者では18~39歳が最も多く45%前後、精神障害者保健福祉手帳所持者では40~64歳が最も多く、55%前後となっています。

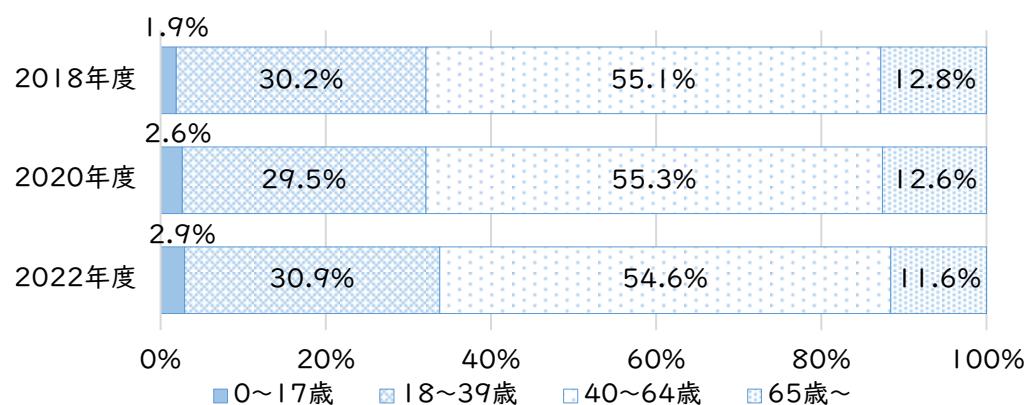
《身体障害者手帳所持者の年齢分布の推移》



《療育手帳所持者の年齢分布の推移》

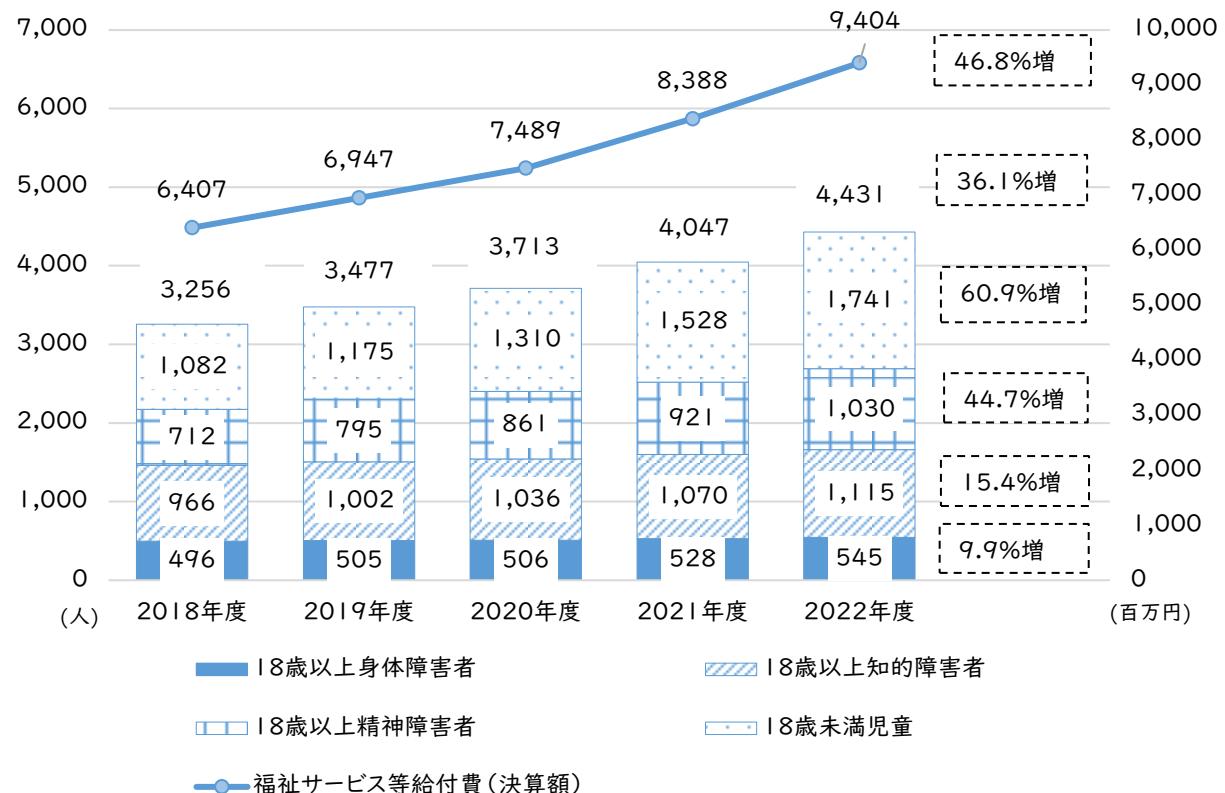


《精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢分布の推移》



④ 福祉サービス受給者証所持者数²及び福祉サービス等給付費³(決算額)の推移

2018年度から2022年度までの5年間で、受給者証の所持者数は年々増加し(36.1%増)、それに伴い福祉サービス等給付費(決算額)も増加しています(46.8%増)。特に、18歳未満の児童及び18歳以上精神障害者の受給者証所持者の増加率が高く、支援ニーズが高まっています。



² 児童のみ福祉サービス受給者証及び通所受給者証の一方又は両方の所持者を人数にカウントしている。

³ 福祉サービス等給付費には介護給付費や通所支援給付費等が合算されている。

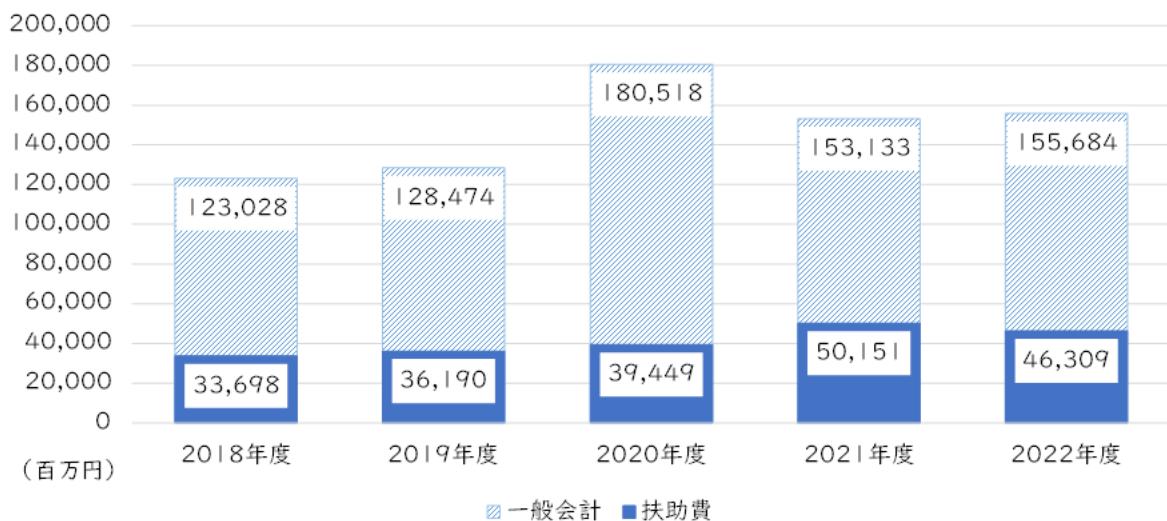
⑤ 18歳未満人口と障害児⁴数の推移

2018年度から2022年度までの5年間で、18歳未満の障害者（障害児）数は659人増加しています。また、増加割合をみると、18歳未満人口が0.3%増であるのに対して、障害児数は60.9%増と、18歳未満人口と比較して障害児数の増加率が顕著です。



⑥ 柏市的一般会計及び扶助費の決算額

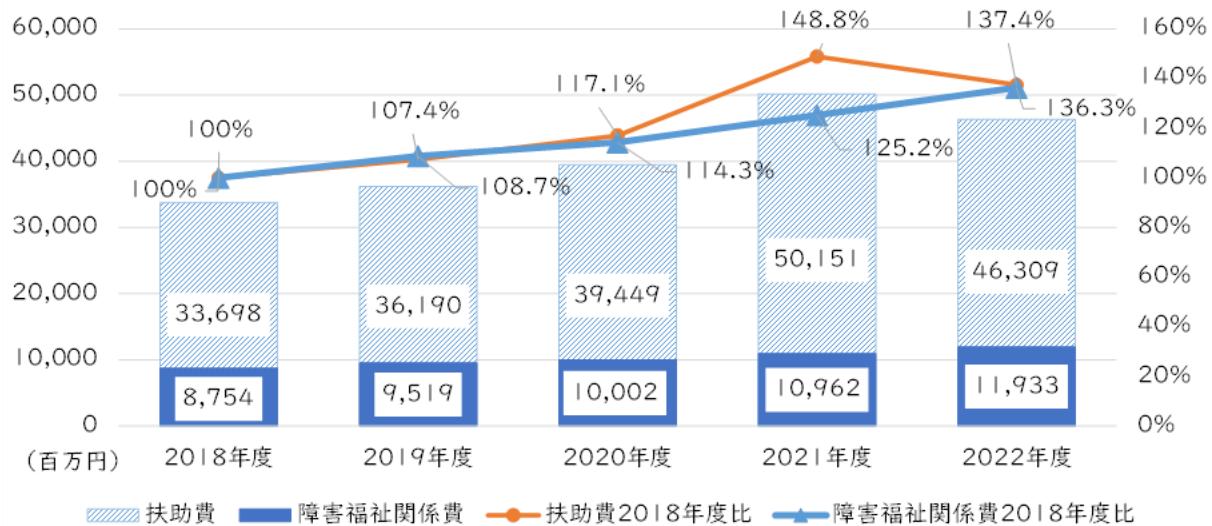
2018年度から2022年度までの5年間で、市の一般会計決算額は増加しており、そのうち、義務的経費である扶助費（福祉や医療に係る支出）に係る決算額も増加しています。障害福祉関係費も扶助費が増加する一因です。



⁴ 福祉サービス受給者証及び通所受給者証の一方又は両方を所持している児童を障害児としてカウントしている。

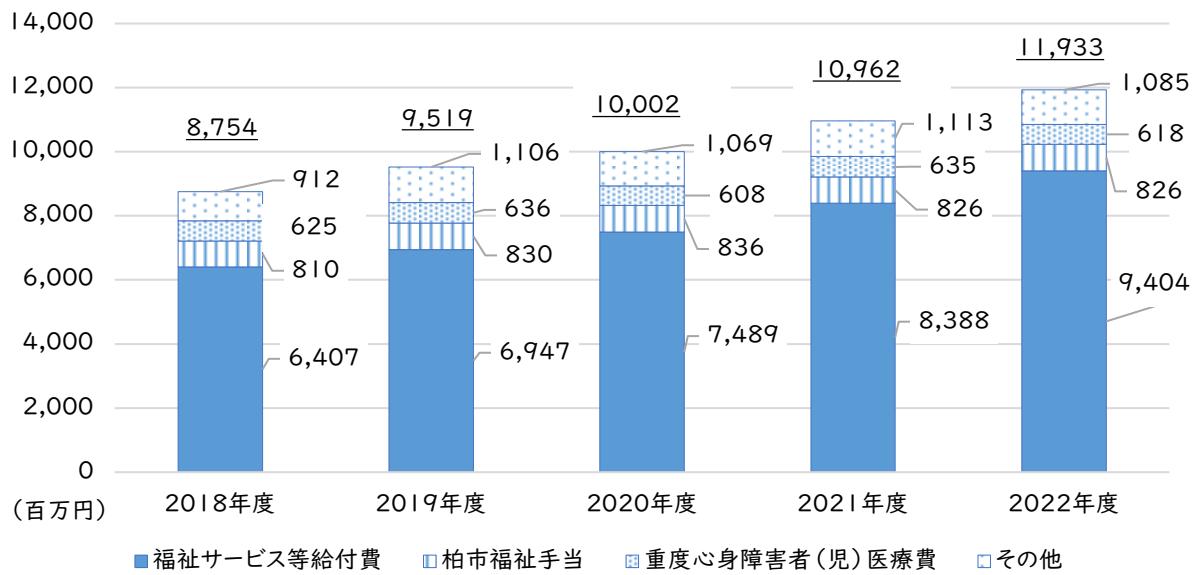
⑦ 扶助費及び障害福祉関係費(歳出)の決算額

2018年度から2022年度までの5年間で、扶助費に係る決算額も、障害福祉関係費の決算額(歳出)も年々増加しており、継続的な増加が見られます。



⑧ 障害福祉関係費決算額(歳出)の支出額上位3項目⁵の推移

障害福祉関係費の決算額(歳出)のうち、支出額上位3項目が占める割合が全体の90%前後を占めており、その金額は年々増加しています。



障害福祉関係費が増加する一方、最適な市民サービスを提供するためには、限られた行政資源を効果的、効率的に活用する必要があります。今後も持続可能な市民サービスを提供するため、必要に応じ制度の見直しを図ります。

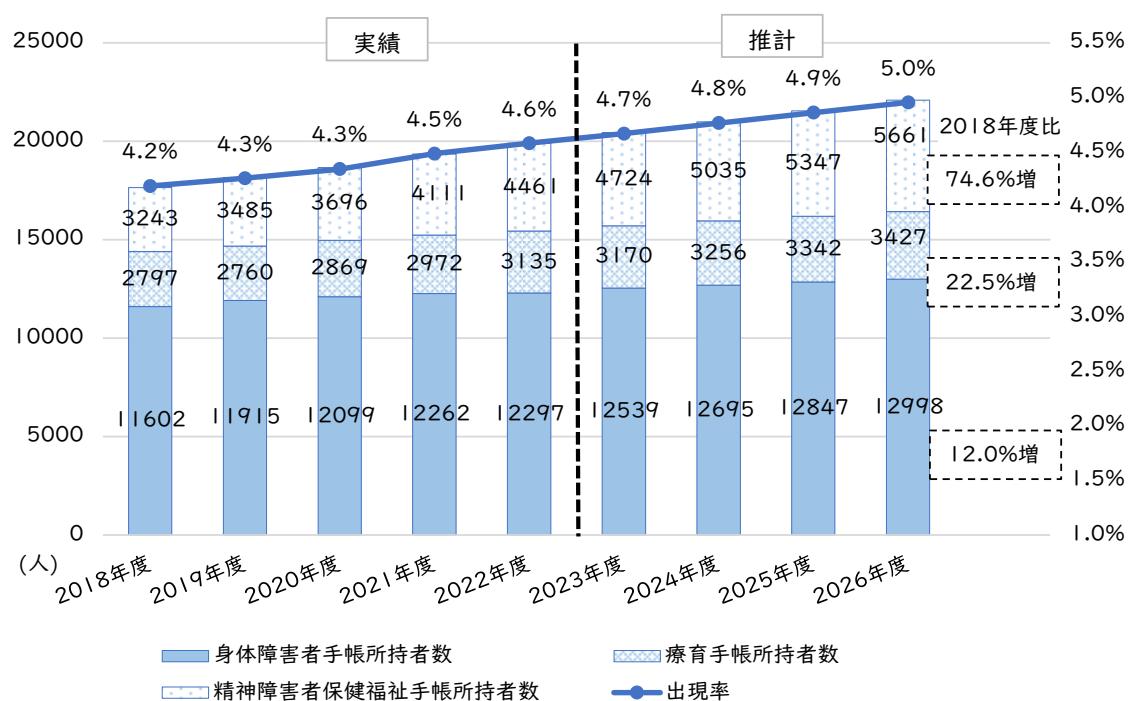
⁵ 福祉サービス等給付費(介護給付費や通所支援給付費等)、柏市福祉手当、重度心身障害者(児)医療費。

(2) 障害者数の将来推計

過去(2018~2022年度)の柏市の総人口に対する障害者手帳所持者⁶の出現率⁷を算出し、過去の傾向を踏まえ、2026年度までの障害者手帳所持者の出現率を推計しました。推計した出現率に推計人口を乗じることにより、障害者手帳所持者数を算出しました。

① 障害者手帳所持者の出現率及び障害区分別障害者手帳所持者数の将来推計

総人口に対する障害者手帳所持者の出現率は、2018年度から増加傾向にあり、2026年度には総人口の5.0%がいずれかの障害者手帳を所持することが見込まれています。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれにおいても所持者数は増加傾向にあります。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2026年度に2018年度比で74.6%増と顕著な増加が見込まれています。

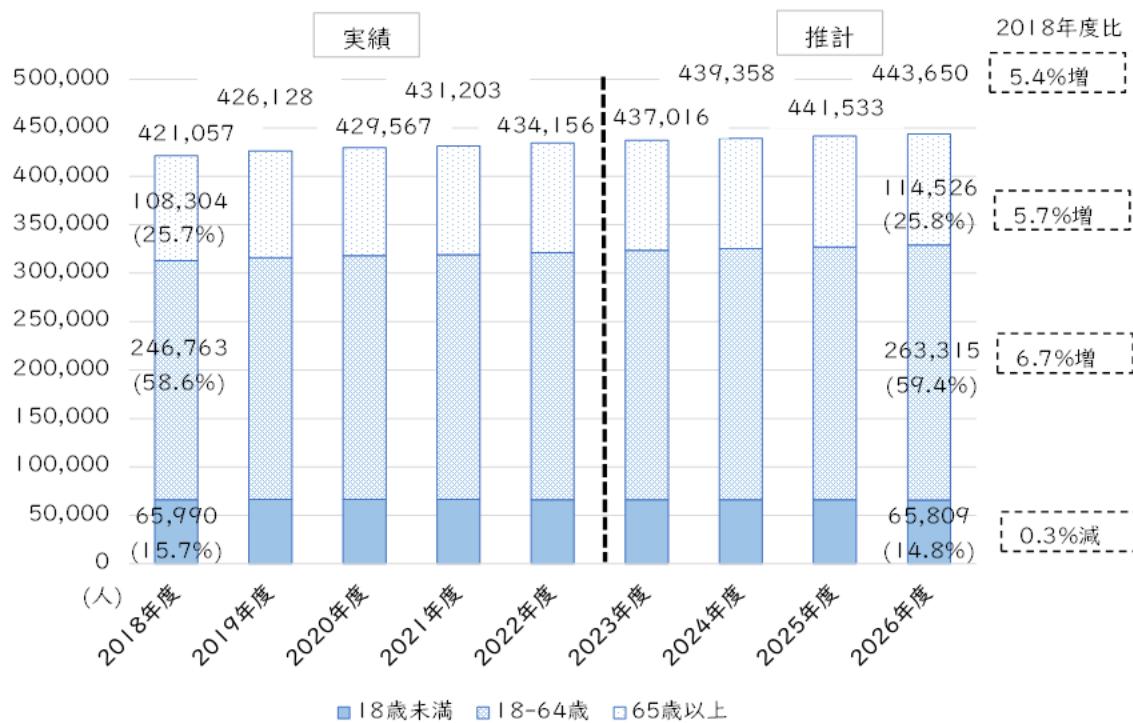


⁶ 障害者数推計値算出にあたって用いたデータは、年齢別に再集計したことから時点のずれが生じ、(1)柏市の概況において示した障害者手帳所持者数(実績値)とは若干の齟齬が生じている。

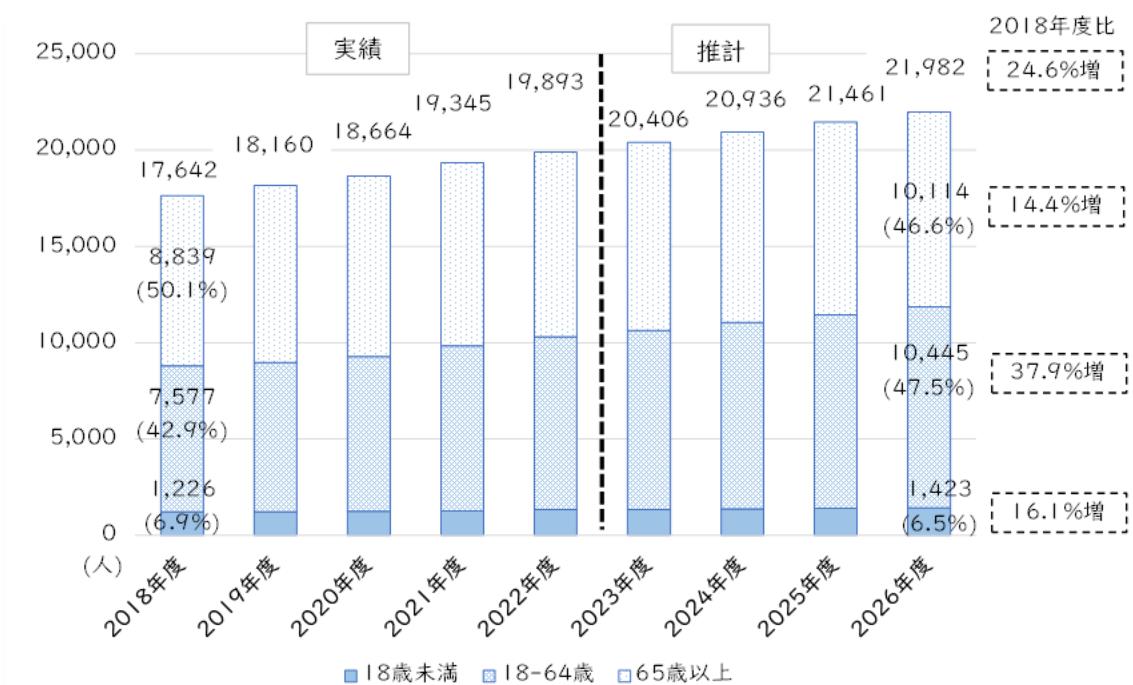
⁷ 出現率：総人口に対する障害者手帳所持者数の割合。

2018年度比の2026年度の総人口が5.4%増である一方、障害者手帳所持者数は24.6%増(21,982人)であり、特に18~64歳では37.9%増(10,445人)と顕著な増加が見込まれます。また、18歳未満では人口が0.3%減少するものの、障害者手帳所持者数は16.1%増加し、1,423人になることが見込まれています。

② 年齢区分別人口の将来推計



③ 年齢区分別障害者数の将来推計



6. 計画の推進に向けて

(1) 計画の評価・見直し

■ 計画の進捗管理及びPDCAサイクル

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルの考え方に基づき計画の進捗管理を行います。

本計画では、以下の指標を設定して、目指す方向性を示します。

- 評価指標（新設）：「障害者基本計画」において、方針の達成度を測るために設定する数値。
- 成果目標：「障害福祉計画」において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として設定する数値等。国が示す基本指針に即して定めている。
- 活動指標：「障害福祉計画」において、成果目標を達成するために設定する、障害福祉サービスの利用人数や日数等の見込み量。成果目標と同じく、国が示す基本指針に即して定めている。
- 地域生活支援事業⁸見込量：「障害福祉計画」において設定する、市町村が独自に実施するサービスの見込み量。

本計画で設定する指標については、PDCAサイクルの考え方に基づき、少なくとも1年に1回は実績を把握し、中間評価として分析・検証を行い、必要があると認めるときは数値目標等の変更や事業の見直し等の措置を講じ、成果の最大化を図ります。

そのため、作成した計画については、定期的にその進捗を把握し、今後取組や目標値などに見直しの必要性が生じた場合には、分析・検証の上、隨時、対応していきます。本市では柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会及び柏市自立支援協議会等が協議の場となります。

なお、協議における確認事項は次のとおりとなります。

年 度	確 認 事 項
2024年度 (令和6年度)	<ul style="list-style-type: none">・ ノーマライゼーションかしわプラン2021(2021年度～2023年度)の実績評価
2025年度	<ul style="list-style-type: none">・ ノーマライゼーションかしわプラン2024(2024年度～2026年度)の進捗状況検証・ 次期計画策定のための基礎調査の実施
2026年度	<ul style="list-style-type: none">・ ノーマライゼーションかしわプラン2024(2024年度～2026年度)の事業評価と数値指標評価・ 基礎調査等による課題・ニーズの検証

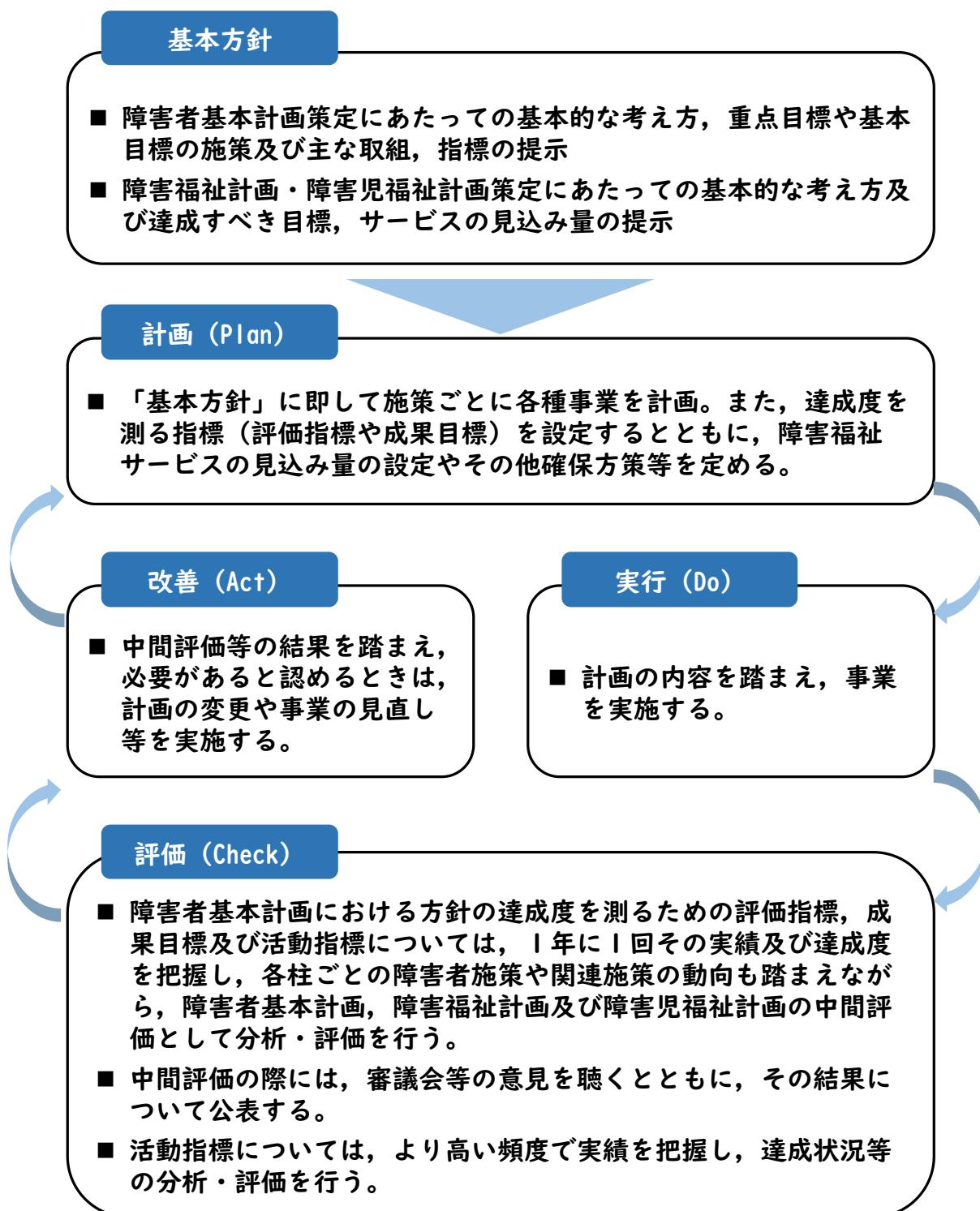
⁸ 地域生活支援事業：市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業のこと。

■ 点検・評価結果の反映

柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会等から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

その上で、PDCAサイクルのプロセスは、次のとおりとします。

《PDCAサイクルのプロセスのイメージ》



(2) 推進体制及び評価・進捗管理体制の確保

■ 推進体制の確保

計画の推進にあたって、府内や国・県の関係行政機関との間で、必要に応じた情報の共有や研修への参加等を通じ、連携を図ります。

また、柏市自立支援協議会等の関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

■ 障害福祉サービスや計画に関する地域の力の活用

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、多様な媒体を用いて、年代や障害特性に応じた計画の周知を図ります。さらに、市職員、地域の住民・企業に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、障害理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の力を活用します。

■ 事業者のサービスの質の確保と経営基盤の安定化

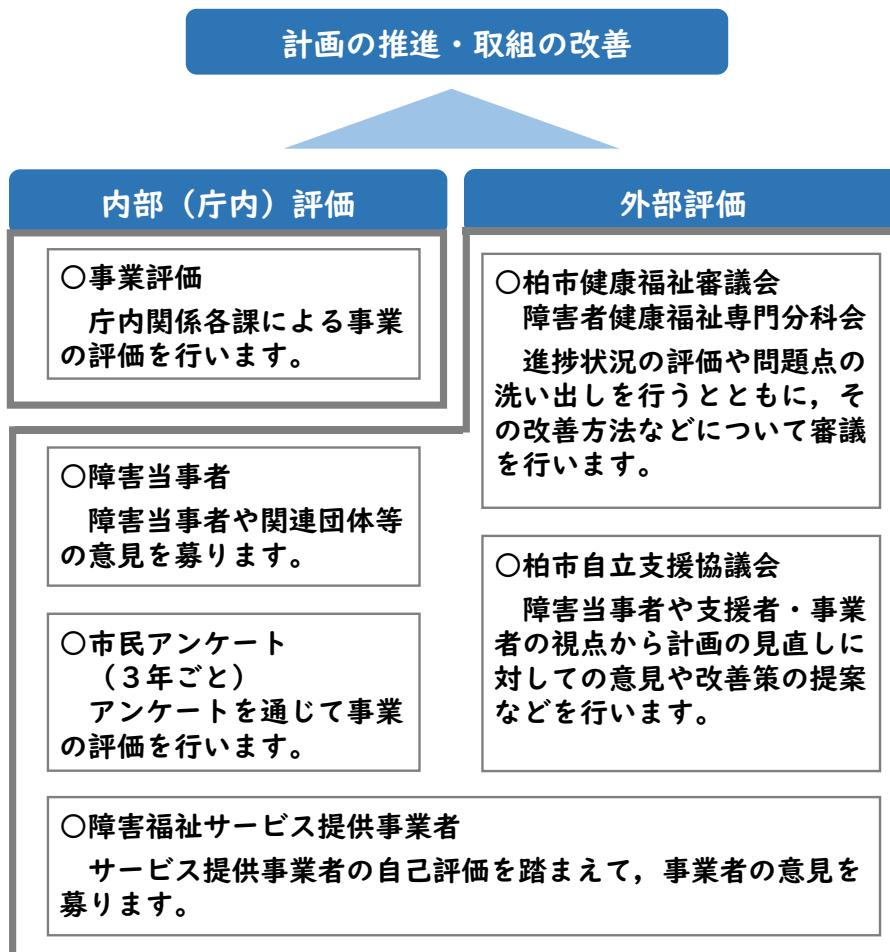
地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について検討を進めます。

■ 評価・進捗管理体制の確保

計画の推進に当たり、内部評価及び外部評価を定期的に実施し、事業の点検・評価を行いながら、推進体制の確保を図っていきます。

《評価・進捗管理体制》



(3) SDGsの推進への寄与

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「2030年に向け、世界レベルで合意した道しるべ」です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国も含め、すべての国において、一人一人が主役となって行動し、「すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くこと」を目指すものです。SDGsの推進においては、政府や地方公共団体、企業、研究機関、NPOなど、あらゆる主体の参画が必要とされています。

本市では、SDGsに取り組むことを「地方公共団体の業務(住民の福祉の増進)そのもの」と捉え、行政運営や分野横断的な取組等を推進しており、本計画の推進にあたっても、SDGsの理念に配慮し、取組を進めています。



第2章 各論

本計画における用語の定義

本計画では、それぞれの「用語」が意図する定義を下表のとおり標準化した上で、各分野において効果的な取組を推進していきます。

用語	定義
重点目標	令和6～8年度に目指す将来像（基本理念）を実現するために、各柱に共通して重点的に取り組むべき方向性を示したもの
基本目標（柱）	各施策や取組を整理して体系立てたもの
目指す姿	基本目標（柱）ごとに令和6～8年度に目指す大きな方向性を設定したもの
施策	基本目標（柱）に含まれる取組の総称
重点施策	各施策のうち、重点目標を達成するために、重点的に取り組むべき施策を示したもの
方針	目指す姿（施策）を実現するために、令和6～8年度に取り組むべき取組や事業の方向性を示したもの
	指標 評価指標（方針の達成度を測る指標）
取組	方針を実現するために、行政が行う具体的な事業を包含したもの
	指標 参考指標（取組の成果や効果を測る指標）

基本目標（柱）ごとのページの見方

- 40ページ以降、基本目標（柱）ごとに「目指す姿」と「施策体系」を示し、施策ごとに「これまで取り組んできたこと」や「市民が望んでいることや国・県の動向」、「課題」、「方針」、「数値目標」、「取組」を記載しています。
- なお、「目指す姿」や「課題」、「方針」については、本計画の最小単位である「取組」ごとに1つにまとめ、箇条書きとしています。
- 「市民が望んでいることや国・県の動向」の中で記載のある「基礎調査結果」とは、2022年度に実施した基礎調査におけるアンケート調査（障害者アンケート、市民アンケート）の結果を指し、本文中に特に明記のない場合（単に「基礎調査結果」と記載している場合）、障害者アンケートの結果を指します。また、アンケート調査とあわせて実施したヒアリング調査（障害福祉関係団体ヒアリング、委託相談支援事業所ヒアリング）の結果については、それぞれのヒアリング名を記載しています。

施策の体系

本市では、以下の施策体系に基づき、施策・事業等を進めます。

大施策【柱】	中施策【施策】	小施策【取組】	
柱1 みんなで守り寄り添う 共生のまちづくり	1 包括的相談支援 体制の充実（重点）	1 相談支援・ケアマネジメント体制の充実	
		2 多分野の協働による相談支援の充実	
	2 権利擁護体制の 充実	1 成年後見制度の利用促進	
		2 虐待の防止と早期発見・迅速な対応	
		3 障害者差別の解消及び理解啓発	
	3 情報アクセシビリティ の充実	1 情報の提供と利活用の充実	
		2 意思疎通支援の充実	
	1 暮らしを支える 基盤整備（重点）	1 地域生活を支える場の充実	
		2 高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備	
柱2 みんなで支え安心して 暮らせる 共生のまちづくり	2 暮らしを支える サービスの充実	1 在宅生活を支援するサービスの充実	
		2 日中活動や医療等のサービスの充実	
	3 安心・安全な 生活環境の整備	1 緊急時にも安心できる取組の強化	
		2 安全に生活できる環境の整備	
	1 就労支援の充実 (重点)	1 一般就労及び職場定着の促進	
		2 工賃向上の取組強化	
		1 社会とつながる機会の充実	
柱3 みんながその人らしく 社会参加できる 共生のまちづくり	2 社会参加の促進 (重点)	2 交流・居場所づくりの促進	
		1 共生意識の醸成	
	3 共生意識の醸成と 支え合いの地域づくり	2 協働による福祉活動の促進	
		1 共生意識の醸成	
		2 支え合いの地域づくり	
	1 乳幼児期における 支援の充実	1 障害の早期発見から健やかな成長のための療育 支援の充実	
柱4 みんなが健やかに 成長できる 共生のまちづくり		2 こども園・幼稚園・保育園等、地域で適切な支援が 受けられる体制の強化	
		1 インクルーシブ教育システムの充実	
		2 放課後や休日における居場所の充実	
3 切れ目のない支援 体制の構築（重点）	1 本人や家族を対象としたライフステージで途切れ ない支援		
	2 支援機関間の連携強化による途切れない支援		

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

目指す姿

- 本人が希望する生活の実現に向け、障害者とその家族が、身近な場所で安心して専門的な相談ができる体制の充実や、「断らない」相談支援体制を中心とした包括的な相談支援体制の充実を目指します。【→施策1(41ページ)へ】
- 障害者の権利や尊厳が脅かされることのないよう、成年後見制度等の利用により障害者の日常生活を支援するとともに、障害者への虐待のない社会、障害を理由とする差別のない社会の実現を目指します。【→施策2(46ページ)へ】
- 障害者が地域で共に暮らし、社会参加していくために、障害特性や年代に応じた情報アクセシビリティを確保し、必要な時に適切なコミュニケーション支援が受けられる状態の実現を目指します。【→施策3(52ページ)へ】

施策体系

施策	取組
1 包括的相談支援体制 の充実(重点)	1 相談支援・ケアマネジメント体制の充実 2 多分野の協働による相談支援の充実
2 権利擁護体制の充実	1 成年後見制度の利用促進 2 虐待の防止と早期発見・迅速な対応 3 障害者差別の解消及び理解啓発
3 情報アクセシビリティ の充実	1 情報の提供と利活用の充実 2 意思疎通支援の充実

施策Ⅰ 包括的相談支援体制の充実(重点)

これまで取り組んできしたこと

- ・ 地域の身近な相談窓口である委託相談支援事業所に、緊急時の相談や受入機能を有する地域生活支援拠点機能を付加することにより、多様なニーズに対応しました。委託相談支援事業所への相談支援件数は年々増加しており、2022年度は前年度比36%増加しました。委託相談支援事業所が一堂に集まる委託相談支援事業者連携会議では、地域生活コーディネーター⁹のスキルアップを目的としたグループスーパービジョン¹⁰研修を中心に、相談支援の機能強化に取り組んでいます。
- ・ 柏市自立支援協議会相談支援部会では、柏市における相談支援体制の在り方を協議し、抽出された課題に対する研修等を指定相談支援事業所を対象として実施することで、指定相談支援事業所のスキルアップを図りました。
- ・ 「断らない」相談窓口として設置した「福祉の総合相談窓口」では、幅広い属性の相談者に対応しました。従来の枠組みでは支援が届かない障害者等に対応するため、さまざまな専門機関と連携して包括的相談支援体制(柏市重層的支援体制)の構築を図っています。

市民が望んでいることや国・県の動向

- ・ 基礎調査結果によれば、地域で自立した生活を続けていくために、「困った時の相談や対応支援」が重視されています。また、必要な時に気軽に相談するためには、身近な相談場所に専門的な知識を持った職員がいるなど相談支援体制の充実が求められています。
- ・ 同じく基礎調査結果によれば、「福祉の総合相談窓口」の設置による包括的相談支援体制の整備は評価されていますが、生涯を通じた切れ目のない相談支援体制、関係機関の顔の見える関係づくりなど、包括的相談支援体制の効果的な運用が求められています。
- ・ 国では、地域の相談支援の中核機関として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターについて、障害者総合支援法等の改正(2022年12月交付)に伴い、新たに地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援機能を求めています。また、障害者の個別の課題分析から地域の課題を抽出し、解決を図るため、自立支援協議会に参画する地域の関係機関の緊密な連携の促進を求めています。
- ・ さらに、国では、精神保健に関する課題が分野を超えて顕在化し、多様化・複合化していることから、精神障害者のはか精神保健に課題を抱える者も対象とした相談支援や、適切な支援の包括的な確保が必要とされています。

⁹ 地域生活コーディネーター：委託相談支援事業所に従事する、相談支援業務の豊富な経験と知識を有する者。相談対応とあわせて、地域における支援機関のコーディネートを行う。

¹⁰ グループスーパービジョン：支援者が集まり意見を出し合いながら、本人の課題ではなく、ストレングス(才能や人柄、置かれている環境など)に着目した、新たな解決策や対応方法を検討していく手法。

課題

1. 相談件数の増加等により、基幹相談支援センターや委託相談支援事業所の機能の1つである地域の指定相談支援事業所への支援体制が十分とは言えない状況です。必要な時に利用できる身近な相談場所へのニーズに対応するためにも、国が推進する基幹相談支援センターの機能強化への対応も含め、支援者支援の充実が求められます。【→方針1へ】
2. 包括的な相談支援体制を整備したものの、相談支援に関わる各機関の役割が曖昧であり、関係機関が顔の見える関係を構築できていないなど、効果的な運用には至っていません。生涯を通じた連続的な支援や、精神保健に関する課題への対応など、さらなる包括的な相談支援体制が求められます。【→方針2へ】

方針

1. 地域の相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの機能を強化し、地域の相談支援従事者への支援や、関係機関の連携強化等を通じて、地域における相談支援体制を強化します。【→取組1(43ページ)へ】
2. 「断らない」相談支援体制の活用により、地域全体で、多様化・複合化する福祉課題の解決を図ります。障害分野においては、地域生活支援拠点が中心となり、多分野の機関との連携を強化します。【→取組2(44ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
【方針1】基幹相談支援センターによる地域の相談支援従事者への支援件数(件/年)	増加	52	60	65	70
【方針2】地域生活支援拠点が相談対応で関係機関と協働した件数(件/年)	増加	4,027	4,100	4,200	4,300

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (R4)	目標・見込		
		(R6)	(R7)	(R8)
基幹相談支援センターの設置数(か所)	1	2	2	2

取組

取組Ⅰ 相談支援・ケアマネジメント体制の充実

相談支援を必要とする全ての人に対応するため、基幹相談支援センターが中心となって、地域の指定相談支援事業所と連携しながら、身近な地域で安心して相談支援サービスを利用できる環境づくりを推進します。また、個々のニーズに応じたケアマネジメントの実施に向け、相談支援専門員の専門職としての意識やさらなる資質向上を図り、人材育成を通じた地域での課題解決に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
基幹相談支援センターの機能強化 (障害福祉課)	地域の相談支援の中核的な機関である基幹相談支援センターが地域の相談支援体制、特に相談支援従事者への支援を強化できるよう、基幹相談支援センターを増設し、その機能強化を図る。
障害者相談支援・コーディネート事業 (障害福祉課)	地域の相談支援の中核となる、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等に、精神保健福祉士や社会福祉士等の専門職を配置し、総合的・専門的な相談支援を行う。
柏市自立支援協議会相談支援部会の運営支援 (障害福祉課)	個別事例の検討を通じた地域課題の抽出と解決に向け、相談支援事業所同士の連携強化や地域とのネットワークの強化に取り組む。また、人材育成指針等の作成を通じ、体系的に相談支援従事者を対象とした人材育成を実施する。
相談支援事業所及び相談支援専門員のスキルアップ促進 (障害福祉課)	地域の相談支援事業所で相談を受けるため、基幹相談支援センターを中心とした研修等の取組により、相談支援専門員の専門職としての意識を高め、さらなる資質の向上に向けた人材育成を図る。
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 (障害福祉課)	医療的ケア児等が必要とする保健、医療、福祉等の多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、必要に応じてコーディネーターが地域の相談支援専門員に助言等を行う。

取組2 多分野の協働による相談支援の充実

多様化・複雑化した課題を受け止め、必要に応じて関係機関が連携して支援に取り組みます。障害福祉に関する相談については、地域生活支援拠点が中心となって多分野の関係機関と連携した相談支援体制を推進します。加えて、教育福祉会館に設置した「福祉の総合相談窓口」を相談支援の入口の一つと位置付け、課題解決に向けて複数の関係機関と連携します。

事業名(担当課)	事業内容
地域生活支援拠点における地区別研修 (地域生活支援拠点の「地域の体制づくり」機能) (障害福祉課)	地域生活支援拠点が担当する地域(地区)ごとに実施する研修会において、障害福祉以外の関係機関が参加することで、地域の関係機関の連携体制構築等を図る。
「福祉の総合相談窓口」の設置 (福祉政策課)	年代や性別を問わず、福祉にかかるさまざまな悩みごと(障害・介護・家族問題・就労等)を受け止める「断らない相談窓口」を教育福祉会館に設置する。
柏市重層的支援体制整備事業 (福祉政策課 他)	特定分野の支援機関だけでは対応が難しい複合化・複雑化した課題等について、各支援機関の連携で「面(ネットワーク)」の支援を行い、相談から課題解決のための検討、社会参加などの出口支援を含めた体制を構築する。
福祉相談事業・心配ごと相談事業 (社会福祉協議会)	子どもから障害者・高齢者までの日常生活上の困りごと等の傾聴や解決に向けた助言等を行う。
地域いきいきセンター事業 (社会福祉協議会)	地域の身近な相談窓口として、近隣センターを拠点に市内10か所で運営する窓口において、各コミュニティエリアを対象に、個別ケース支援、地域や関係機関と連携した地域づくり等を推進する。
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置(柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業) (保健予防課、障害福祉課)	精神障害の有無や程度にかかわらず、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害福祉だけでなく、保健や医療等の関係者が参加する協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築する。
柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 (障害福祉課)	医療的ケアを必要とする障害児者とその家族を支援するため、保健、医療等の関係者が参加する連携の場を通じて、関係機関の連携強化や医療的ケア児者の実態把握に取り組む。

(参考)各相談支援機関の主な役割と重層的な相談支援体制

<第3層>

基幹相談支援センター(一部の地域生活支援拠点)

○役割:地域における相談支援体制の構築や支援者支援など

⇒地域の相談支援体制構築の推進と

その根幹となる相談支援専門員の後方支援・人材育成

- 総合的・専門的な相談の実施
- 地域の相談支援体制強化の取組
- 地域の相談支援事業者への専門的な指導助言, 人材育成
- 地域の相談機関との連携強化

<第2層> 委託相談支援事業所(=地域生活支援拠点)

○役割:一般的な相談支援

⇒障害福祉サービス利用の有無にかかわらず, より専門的な

個別相談支援とサービス利用に繋がった利用者の計画を作成する
相談支援専門員への後方支援

- 福祉サービスの利用援助(情報提供, 相談等)
- 社会資源を活用するための支援
- 社会生活力を高めるための支援 ●ピアカウンセリング
- 権利擁護のために必要な援助 ●専門機関の紹介

<第1層>

指定特定相談支援事業所(相談支援専門員)

○役割:基本相談支援を基盤とした計画相談支援

⇒障害福祉サービスを利用する障害児者に対し,

生活全体を見据えた相談支援の実施

【基本相談+サービス等利用計画(モニタリング含む)】

- 基本相談支援
- 計画相談支援等
 - ・サービス利用支援・継続サービス利用支援

施策2 権利擁護体制の充実

これまで取り組んできたこと

- より多くの人に成年後見制度を利用してもらうため、成年後見制度に係る中核機関の運用を開始するとともに、委託相談支援事業所を障害者に対する一次相談窓口として運用しています。また、報酬費制度に係る規則見直しを行い、制度利用可能な対象者の拡大を行いました。
- 障害福祉課に設置されている障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する通報・届出に対応しました。2022年度に同センターで受け付けた虐待通報件数は71件と、前年度から2倍以上に増加し、養護者からの虐待疑いだけでなく、施設職員からの虐待疑いも増加しました。また、障害者の権利擁護に関する機関を中心とした柏市権利擁護ネットワーク会議を実施し、虐待や権利擁護に対応する関係機関等と課題を共有し、問題解決に向けた対応を強化したこと、関係機関からの通報件数や研修等に参加する事業者が増加しました。
- 上記の柏市権利擁護ネットワーク会議とあわせて障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害者の差別に関する事例や差別解消に向けた地域課題の検証を行いました。また、柏駅前での啓発品の配布やサッカースタジアムにおける啓発活動等、障害者差別に対する理解啓発を行いました。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、成年後見制度の認知度は6割半ばとなっている一方、相談窓口の認知度は低く、「知らない」が7割半ばとなっています。また、一次相談窓口である委託相談支援事業所からは、制度に対する潜在的ニーズがあることが指摘されています。
- 同じく基礎調査結果によれば、障害者差別解消法の認知度は、障害者では2割後半、市民では6割前半となっています。また、差別を受けるなどの経験がある障害者は3割半ばで、交通機関、店舗、学校、病院、勤務先などあらゆる場所で差別を経験しています。
- 現在、国は、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、費用助成等を推進しており、一層の報酬費制度の助成対象拡大を求める声もあります。
- また、国では、障害者等に対する虐待を防止するため、障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校・保育所・医療機関との連携の推進が必要としています。
- 障害者差別解消法の改正により、これまで国や自治体に対してのみ合理的配慮の提供が義務付けされていたものが、2024年4月から事業者にも義務化されます。

課題

1. 成年後見制度の相談窓口の認知度が低く、設置した相談窓口が活用されていない状況があります。相談窓口においては、親亡き後を始め、制度への潜在的なニーズに気づき、制度案内をするなどの対応が必要です。【→方針1へ】
2. 相談・通報件数の増加に伴って発見された障害者虐待の原因として、施設内の組織・マネジメント体制に加え、施設職員の知識や理解が十分でないことが挙げられます。また、対応する市職員のスキルや市町村間の連携を向上させる取組が必要です。【→方針2へ】
3. 障害者差別解消法の内容や合理的配慮の必要性などについて、十分に認知されているとは言えない状況であり、障害者差別に関する相談も多くはありません。【→方針3へ】

方針

1. 成年後見制度及び一次相談窓口を広く周知するとともに、相談を受ける側のスキルアップに取り組むことで、潜在的なニーズも含め、制度を必要とする方が適切に制度利用できる体制を強化します。【→取組1(49ページ)へ】
2. 施設への障害者虐待防止に向けた普及啓発や、事業所に合わせた虐待防止策の検討等を行うことにより、障害者虐待の防止徹底に向けた体制を強化します。また、対応する市職員のスキルアップや市町村間の連携強化を図ります。【→取組2(50ページ)へ】
3. 障害を理由とする差別がなくなるよう、障害者が差別に気づき、相談できるよう、障害者差別解消法の周知や差別解消に関する理解啓発、関係機関との連携強化を図ります。
【→取組3(51ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
【方針1】委託相談支援事業所（一次相談窓口）における成年後見制度に関する相談件数（件/年）	増加	90	100	120	140
【方針2】柏市障害者虐待防止サポートチーム事業受講者のうち、管理者等の受講人数 ¹¹ （人/年）	増加	—	12	18	24
【方針3】障害者差別や合理的配慮の不提供に関する相談件数 ¹² （件/年）	増加	7	10	13	16

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (R4)	目標・見込		
		(R6)	(R7)	(R8)
成年後見制度利用支援事業利用人数（人/年）	26	30	32	34

¹¹ 管理者等の受講人数：事業所の管理者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の受講人数。

¹² 柏市で受けた相談件数の他、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づいて千葉県が実施する、広域専門指導員相談窓口での相談件数も含む。

取組

取組Ⅰ 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知とあわせて、地域における相談窓口を周知することで、成年後見制度について相談したい方が相談できる環境とともに、潜在的なニーズの掘り起こしも含め、相談窓口の対応能力向上に取り組みます。また、成年後見人等の報酬に対する助成等の必要な支援を行い、制度をより利用しやすい環境を整備します。

事業名(担当課)	事業内容
成年後見一次相談窓口の周知 (障害福祉課)	委託相談支援事業所を障害に関する成年後見の一次相談窓口として周知強化を図り、身近な相談窓口として相談支援を行う。
かしわ福祉権利擁護センター(成年後見制度に係る中核機関)事業 (社会福祉協議会、地域包括支援課、障害福祉課)	成年後見制度に係る中核機関として、相談や制度利用への支援、普及啓発(研修や出前講座等)等、司法書士等の専門職と連携して取り組むとともに、法人として成年後見人も担う。また、一次相談窓口への支援を通じて、市内相談支援体制の強化に取り組む。
成年後見制度利用支援事業 (障害福祉課、地域包括支援課)	自己の判断のみによる意思決定が困難であり、成年後見制度の利用が必要と認められる知的障害者・精神障害者等を対象に、制度についての情報提供や手続きに関する支援、申立費用や後見人への報酬助成を実施する。
日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会)	障害者や高齢者が安心して自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用や財産管理の相談に応じて支援を行う。
柏市権利擁護ネットワークの運営 (地域包括支援課、社会福祉協議会、障害福祉課)	障害者や高齢者の虐待防止と成年後見制度の利用等を推進する目的で、関係機関等と連携して課題共有を図り、問題解決に向けた対応強化を図る。
市民後見人推進事業 (地域包括支援課、障害福祉課)	弁護士や社会福祉士等の専門職だけでなく、市民後見人を養成・育成し、権利擁護体制への市民参画を推進する。

取組2 虐待の防止と早期発見・迅速な対応

柏市権利擁護ネットワークを中心とした関係機関の連携強化や障害福祉サービス事業所職員等に向けた研修会の実施によって意識向上を図り、多くの場合に周囲が気づくことが必要になる、養護者からの虐待疑いも含めた障害者虐待の早期発見を図ります。また、虐待防止体制の充実を図るため、障害福祉サービス事業所を対象とした普及啓発等を行うとともに、虐待対応にあたる市職員のスキルアップ、近隣市との連携強化に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
《再掲》柏市権利擁護ネットワークの運営 (地域包括支援課、社会福祉協議会、 障害福祉課)	障害者や高齢者の虐待防止と成年後見制度の利用等を推進する目的で、関係機関等と連携して課題共有を図り、問題解決に向けた対応強化を図る。
柏市障害者虐待防止サポートチーム事業 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業所等へ専門家等が出向き、障害者虐待防止に関する普及啓発や、事業所に合わせた虐待防止策の検討等を行うことにより、事業所の支援の質の向上や障害者虐待防止を図る。
虐待防止に関する研修会の実施 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業所職員等に向けた定期的な研修会を開催し、虐待の防止と早期発見のための意識向上を図る。
障害者虐待防止センターの設置 (障害福祉課)	障害福祉課内に設置している障害者虐待防止センターにおいて、虐待の通報や届出を受け付ける。
東葛市町村虐待防止担当者連絡会の開催 (障害福祉課)	各市の障害者虐待担当者が出席し、現状の共有や事例検討等を通して、職員のスキルアップや連携強化を図る。
広報誌やホームページ等による啓発、周知 (障害福祉課)	障害者虐待の防止について、広報かしわやホームページ上で啓発を行う。また、研修や会議の際に、障害者虐待防止法に関するチラシの配布を行う。

取組3 障害者差別の解消及び理解啓発

障害を理由とする差別の解消を図るため、広報媒体や街頭啓発等を通じて、市民や地域、事業所、庁内などに対して障害者差別解消法の周知と障害者差別、合理的配慮の提供に関する理解啓発に取り組みます。また、差別に関する相談に応じる窓口の設置や関係機関の連携強化により、障害者差別への対応体制を強化するとともに、合理的配慮の提供を促進します。

事業名(担当課)	事業内容
《再掲》広報誌やホームページ等による 啓発、周知 (障害福祉課)	障害者差別及び相談窓口について、広報かしわやホームページ上で啓発を行う。また、研修や会議の際に、障害者差別解消法に関するチラシの配布を行う。
街頭啓発の実施 (障害福祉課)	駅前やサッカースタジアム等、不特定多数の市民に対して啓発品の配布等を行うことで、障害者差別に関する周知啓発を行う。
地域出前講座の実施 (障害福祉課)	誰もが住みよい社会を構築することを目指し、障害者の人権についての周知と差別解消への理解を促進するため、障害者差別解消法を始め、障害者の人権に関する啓発や研修を実施する。
市職員向け障害者差別解消研修 (人事課)	職層別の研修科目の一つとして、障害福祉課職員を内部講師とし、障害者差別解消法や市の取組、日々の業務等で職員ができることなどに関する研修・啓発を実施する。
障害者差別に関する相談窓口の設置 (障害福祉課)	「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、障害のある人への差別に関する相談窓口を設置する。
障害者差別解消支援地域協議会の開催 (障害福祉課)	関係機関とともに、柏市の障害者差別の相談状況について共有し、障害者差別解消法の周知や差別解消への具体策について意見交換を行う。

施策3 情報アクセシビリティの充実

これまで取り組んできしたこと

- ・ 障害福祉関連の制度やサービスについてまとめた「障害福祉のしおり」のレイアウトを大幅に見直し、より見やすく、わかりやすい紙面構成としました。
- ・ 柏市として情報発信体制の強化を図るため、2022年度に広報部を新設し、情報を発信するだけでなく、適切な方法で受け手に届き、理解や共感を得られるよう、全庁的に「伝わる」情報発信に取り組んでいます。これまでに、広報かしわのリニューアルや各課が制作する広報物の改善アドバイス等を行いました。
- ・ 意思疎通を図ることに支障がある人を対象に、通院や行政機関手続き時等に、手話通訳者や要約筆記者等を派遣しました。新型コロナウイルス感染症の影響で利用の減少が見られ、一部はコロナ前の水準まで至っていません。

市民が望んでいることや国・県の動向

- ・ 基礎調査結果によれば、障害福祉に関する情報の入手先として、広報かしわ、障害福祉のしおり、市のホームページなどが挙げられていますが、いずれの媒体の利用も2割程度に留まっており、情報入手方法がわかりづらいとの意見があります。また、福祉サービスの制度・サービスがわかりづらく、困っている人が2割後半います。
- ・ 同じく基礎調査結果によれば、今後柏市で希望する障害福祉の優先取組として、「情報提供の充実」が上位に挙げられています。各種制度の新設や変更に関する情報、相談につながるための団体の紹介など、内容の充実を図るとともに、インターネットや紙媒体などを活用した情報提供手段の多様化など、障害や年代に応じた提供方法の工夫が必要とされています。
- ・ 国は、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）（2022年5月施行）において、自治体に対し、障害特性に配慮した意思疎通支援のニーズを把握するとともに、地域生活支援事業の意思疎通支援事業や専門性の高い意思疎通支援者の派遣事業及び養成事業等の実施を求めています。
- ・ 第5次障害者基本計画においては、上記の法に基づき、障害者による情報の取得及び利用、並びに意思疎通にかかる施策を充実させ、障害者が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、さまざまな取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進するとともに、人材の育成・確保など意思疎通支援の充実を図っています。

課題

1. 「障害福祉のしおり」を始めとする既存媒体の利用が限られており、情報入手方法のわかりにくさが挙げられています。また、市民にとってわかりづらいとの声がある、制度やサービスの案内を工夫する必要があります。【→方針1へ】
2. 必要な人が自分に合う意思疎通支援を選択できるよう、意思疎通支援を幅広く周知するとともに、支援者を育成していく必要があります。【→方針2へ】

方針

1. 障害特性や年代に応じた方法が選択できるよう、多様な媒体を活用した情報の取得を支援します。また、取得した情報が利用しやすいよう、わかりやすい情報発信を行います。
【→取組1(54ページ)へ】
2. 必要とする時に適切なコミュニケーション支援が受けられるよう、意思疎通支援を推進します。
【→取組2(55ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
【方針1】市が発信する媒体から障害福祉に関する情報を入手する障害者の割合 ¹³ （%）	増加	53.1	—	58.1	—
【方針2】手話通訳者及び要約筆記者の利用件数(件/年) (手話通訳者/要約筆記者)	増加	520/85	547/60	557/62	566/65

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (R4)	目標・見込		
		(R6)	(R7)	(R8)
手話奉仕員養成研修の講習修了者数(人/年)	32	23	24	25
要約筆記者養成研修の講習修了者数(人/年)	4	5	—	5

¹³ 障害者を対象としたアンケートで、広報かしわや障害福祉のしおり、ホームページ、SNSのいずれかを障害福祉に関する情報入手先として回答した人の割合。

取組

取組Ⅰ 情報の提供と利活用の充実

障害者やその家族が必要な情報を得られるよう、障害特性や年代に配慮し、多様な媒体を通じて、見やすく、わかりやすい情報提供を行います。また、発信した情報が障害者に届き、利用できるよう、障害に配慮した情報の発信方法を検討します。

事業名(担当課)	事業内容
「障害福祉のしおり」の発行 (障害福祉課)	情報の集約化を目的として、障害福祉に関する制度やサービスをまとめた冊子を作成する。新規手帳取得者への配付や障害福祉課窓口等での配布を通じ、制度やサービスの周知を図る。
広報誌・ホームページ・SNS等による多様な情報発信 (障害福祉課、広報広聴課)	情報を受け取る人が選択できるよう、広報誌やホームページ、SNS等、多様な媒体を用いて情報発信を行う。
「伝わる」情報発信の取組 (障害福祉課、広報広聴課)	市が発信する情報が適切な手段で受け手に届き、理解や同意、さらには「共感」を得られるよう、「伝わる」情報発信を行う。
デザインサポートステーションの活用 (広報広聴課、障害福祉課)	広報広聴課で設置しているデザインサポートステーションを活用し、チラシやお知らせ文などについて、デザイン的視点からアドバイスを受け、「伝わる」広報物の制作を行う。
手続きのオンライン化 (障害福祉課)	市に対する申請等のオンライン化を進めることで、障害者がいつでもどこでも申請ができるような環境を構築する。
団体・施設、事業所一覧の配布 (障害福祉課、指導監査課)	市内にある障害福祉関係団体や施設、事業所の一覧を冊子やホームページにおいて周知する。
音声版(ユニコード)等の活用 (障害福祉課)	視覚障害者にも配慮した情報発信ルートとして、文字情報を音声情報として届けられるような配慮を行う。
点字広報・声の広報の発行 (障害福祉課)	視覚障害者にも配慮した情報発信ルートとして、市の広報誌を点訳・音訳した広報を発行する。
来館が困難な方への郵送サービス (図書館)	重度の障害があって来館することが困難な障害者のために、図書や視聴覚資料(CD、DVD等)の郵送による貸し出しを行う。
電子図書館サービス (図書館)	パソコンやスマートフォンを使用して、いつでも電子書籍の貸出・返却ができるサービス。文字の拡大・反転や読み上げ機能のある電子書籍も提供する。

取組2 意思疎通支援の充実

障害者が日常生活において円滑にコミュニケーションできるよう、ICT機器も活用しながら意思疎通支援を推進するとともに、障害福祉課の窓口に手話通訳者を設置し、日常生活に必要な情報提供等を行います。また、意思疎通支援に携わる人材の育成にも取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
意思疎通支援者の派遣 (障害福祉課)	障害者の意思疎通や外出を支援するため、手話や要約筆記、介助等ができる人材を派遣し、日常生活における円滑なコミュニケーションを支援する。
柏市遠隔手話サービスの実施 (障害福祉課)	手話通訳を必要とする方に対し、遠隔地で手話通訳ができるよう、スマートフォンやタブレットなどを使用した手話通訳を実施する。
窓口への手話通訳者の設置 (障害福祉課)	障害福祉課窓口に手話通訳者を設置し、職員と連携をとりながら円滑な窓口対応を図る。あわせて、聴覚障害者等の日常生活に必要な情報の提供並びに啓発を行う。
ヒアリングループの貸出・設置 (障害福祉課、市民活動支援課)	難聴者の聞こえを支援するヒアリングループの貸出を行うことで、講座や会議等での情報保障を図る。
意思疎通支援者の養成 (障害福祉課)	コミュニケーション支援が必要な障害者の意思疎通等を支援できる人材を確保するため、各種養成講座を開催する。

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

目指す姿

- 地域全体で障害者の暮らしを支える支援ネットワークの充実を図り、高齢障害者や重度障害者、医療的ケア者等も含め、本人の希望に応じた地域生活の実現を目指します。
【→施策1(57ページ)へ】
- 地域で自分らしく自立した生活を送ることができるよう、在宅生活や日中活動、医療の提供等、個々のニーズに対応したサービスの充実を目指します。【→施策2(61ページ)へ】
- 緊急時対応や障害特性に配慮した地域の防災・防犯体制の充実、まちのバリアフリー化により、誰もが安全で利用しやすい福祉のまちの実現を目指します。【→施策3(65ページ)へ】

施策体系

施策	取組
1 暮らしを支える基盤整備(重点)	1 地域生活を支える場の充実 2 高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備
2 暮らしを支えるサービスの充実	1 在宅生活を支援するサービスの充実 2 日中活動や医療等のサービスの充実
3 安心・安全な生活環境の整備	1 緊急時にも安心できる取組の強化 2 安全に生活できる環境の整備

施策Ⅰ 暮らしを支える基盤整備（重点）

これまで取り組んできたこと

- ・ 地域生活の安心を確保するため、地域生活支援拠点で緊急時の受入対応を実施し、2022年度は23件の受入れを行いました。また、全ての地域生活支援拠点が一堂に会する協議会を開催し、5つの拠点機能¹⁴の評価や、機能の1つである「地域の体制づくり」のための情報共有や課題抽出を行いました。
- ・ 地域生活を支援するネットワーク構築のため、障害分野を中心となる地域生活支援拠点間だけでなく、高齢者福祉や地域福祉など他分野の機関との間でも、地域生活支援拠点が実施する地区別研修や、多機関協働支援事業等の各種会議を通じた連携強化を図りました。
- ・ 施設のバリアフリー化等の高齢化・重度化に対応する施設整備や、施設管理者による弾力的運用を実現するため、柏市立青和園の民営化を行いました。2024年度の整備に向けて、民営化後の運営法人と施設整備に向けた協議等を進めています。

市民が望んでいることや国・県の動向

- ・ 基礎調査結果によれば、将来自宅で暮らしたい障害者は7割半ばおり、将来的に家族と一緒に生活できなくなったとしても、自宅で一人暮らしを希望する障害者も4割前半と、地域での生活を望む人が多い状況です。
- ・ 同じく基礎調査結果によれば、高齢化に伴い不安なこととして、「病気やけが等の健康面」が最も多く5割後半、続いて「面倒を見てくれる人がいない（経済的な支援を含む）」が3割前半でした。
- ・ 障害福祉関係団体へのヒアリング調査によれば、高齢障害者や重度重複障害者等にも対応できるグループホームが求められており、親亡き後を心配する声が多く聞かれました。
- ・ 委託相談支援事業所へのヒアリング調査では、地域生活を支えるためには、地域生活支援拠点を始め、関係機関の顔の見える関係づくりが必要との意見や、医療的ケア者や強度行動障害者等、特別な支援が必要な方に対応できるグループホームが不足しているとの意見が挙げられています。
- ・ 国は、障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を推進しており、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援や相談支援の充実が必要とされています。

¹⁴ 5つの拠点機能：①24時間365日対応の相談支援機能、②緊急時一時保護機能、③体験の場の提供、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり。

課題

1. 地域での生活を望む障害者が多く見られる一方、地域で暮らし続ける上での健康面や介助者等に関する不安も見られ、地域で暮らせる環境整備を進めていく必要があります。また、地域生活を支援する関係機関の連携を進めていますが、より深い関係づくりが求められています。
【→方針1へ】
2. 本人やその家族の高齢化等を背景として、高齢化・重度化にも対応できるグループホームや、親亡き後の支援が求められています。【→方針2へ】

方針

1. 地域での生活を望む人が安心して地域で暮らせるよう、地域生活支援拠点を中心とした地域の関係機関によるネットワークの深化により、障害者の地域生活を支援する体制を強化します。
【→取組1(59ページ)へ】
2. 高齢障害者や重度障害者（医療的ケア者や強度行動障害者等）などの特別な支援が必要な方でも地域で暮らし続けられるような支援体制を強化します。【→取組2(60ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
【方針1】福祉サービスを利用しながら 地域で暮らしている障害者的人数 ¹⁵ (人/月)	増加	1,090	1,118	1,236	1,370
【方針2】上記人数のうち、高齢障害者 もしくは重度障害者的人数 ¹⁶ (人/月)	増加	635	648	717	795

¹⁵ 訪問系サービス（居宅介護や重度訪問介護等）もしくは共同生活援助のいずれかを利用する人の合計。

¹⁶ 上記利用者数のうち、65歳以上もしくは障害支援区分4以上に該当する利用者数。

取組

取組Ⅰ 地域生活を支える場の充実

多様化・複合化する福祉課題を抱える障害者が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点が中心となって、地域の関係機関が連携した支援ネットワークの深化に取り組みます。また、支援ネットワークを活用しながら、病院や施設等からの地域移行・定着に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
地域生活支援拠点の設置 (障害福祉課)	安心して生活できる地域の体制づくりの中心として、地域の関係機関とのネットワークを構築するとともに、地域生活の安心確保を目的とした緊急時の受入対応や、地域生活への移行・継続支援を目的とした体験の場を提供する。
地域生活支援拠点運営協議会の開催 (障害福祉課)	障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点の適切な運営体制を構築していくため、自立支援協議会専門部会等の意見を受けながら検討する。
《再掲》地域生活支援拠点における地区別研修(地域生活支援拠点の「地域の体制づくり」機能) (障害福祉課)	地域生活支援拠点が担当する地域(地区)ごとに実施する研修会において、障害福祉だけでなく、多分野の関係機関が参加することで、地域の関係機関の連携体制構築等を図る。
《再掲》柏市重層的支援体制整備事業 (福祉政策課 他)	特定分野の支援機関だけでは対応が難しい複合化・複雑化した課題等について、各支援機関の連携で「面(ネットワーク)」の支援を行い、相談から課題解決のための検討、社会参加などの出口支援を含めた体制を構築する。
地域生活を促進するための人材の配置 (障害福祉課)	病院や施設からの地域移行促進への取組や、受入先となるグループホーム等への支援を行うとともに、グループホーム等職員の人材育成を目的とした研修等を行う人材を配置する。
柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 (保健予防課、障害福祉課)	精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、障害福祉だけでなく、保健、医療等の関係者が参加する協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築する。また、精神科病院に長期に入院している精神障害者を対象に、ピアソポーターとの交流等も通じて、地域生活への移行を促進するとともに、地域生活への定着を図る。

取組2 高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備

民営化した青和園が高齢化・重度化対応施設に整備されるようサポートとともに、施設改造等への補助等を通じて、高齢化・重度化に対応したグループホームや事業所の整備等を行います。あわせて、医療的ケア者や強度行動障害者など、特別な配慮が必要な方に対応できる支援者を育成するため、各種研修等を通じて支援者のさらなる資質向上に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
青和園の整備 (障害福祉課)	現地にて建て替えを行う青和園について、バリアフリー対応等を行い、高齢化・重度化に対応した施設に整備されるよう、運営法人をサポートする。
障害福祉サービス施設等改造等補助金 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業所等におけるバリアフリー化や障害特性に応じた改造及び身体障害者や重度者向けグループホームの新築等を対象に補助を実施する。
共同生活援助(グループホーム)の整備 (障害福祉課)	重度障害者及び身体障害者を受入れできるグループホームを増やすため、受入可能な障害者の状態像を限定した施設の公募を行うなど、優先的な整備を推進する。
グループホーム等連絡会における研修会 (柏市自立支援協議会くらし部会) (障害福祉課)	居宅サービスを提供する市内のグループホーム等のネットワーク構築を目的に実施するグループホーム等連絡会において、支援者育成のための研修を実施する。
喀痰吸引等研修受講料補助金 (障害福祉課)	障害福祉サービス事業所が喀痰吸引等研修を受講する費用の一部を補助することで、特定行為ができるホームヘルパーの育成を促進する。
《再掲》柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 (障害福祉課)	医療的ケアを必要とする障害児者とその家族を支援するため、保健、医療等の関係者が参加する連携の場を通じて、関係機関の連携強化や医ケア児者の実態把握に取り組む。
居宅生活動作補助用具(住宅改修)費の助成・福祉用具購入の助成 (障害福祉課)	居室・浴室・トイレ・玄関・階段などの改修に係る費用や、介護ベッド等の福祉用具の購入に係る費用の一部を助成する。
日常生活用具の助成 (障害福祉課)	自立した生活を支援するための用具(日常生活用具)を購入する際の費用の一部を助成する。

施策2 暮らしを支えるサービスの充実

これまで取り組んできしたこと

- 訪問系サービスや日中活動系サービスはコロナ禍でもサービス提供を継続できるよう、BCP（業務継続計画）¹⁷策定支援や、事業所が行う感染対策に必要な物資の提供及び購入費用の補助、各種助成金の支給等を行いました。
- 在宅生活を支援するため、障害者の自宅で入浴や排泄、食事の介護等を行うホームヘルパー（居宅介護・重度訪問介護）及び訪問入浴サービスのサービス利用者数と支給決定者数は概ねこれまで同様に増加しています。
- 移動時の負担の軽減を図るため、タクシー乗車料金を助成する福祉タクシー券を提供しています。福祉タクシー料金助成事業の対象者数は増加傾向にありますが、利用実績は横ばいになっており、対象者数に対して利用実績が伸びないことには外出控えの影響が見られます。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、主な介護や支援の担い手として「親」や「配偶者」が多くなっています。
- 同じく基礎調査結果によれば、地域で自立した生活を続けていくためには、食事や掃除といった身の回りの手伝いを始めとして、多様なサービスが求められています。
- 市民を対象とした基礎調査結果によると、市が障害福祉について今後力を入れるべきこととして、「自立や社会参加を促す支援を充実させる」が5割半ばで最多、「障害のある人が受けられるサービスを充実させる」が4割前半となっています。
- 障害福祉関係団体ヒアリングでは、重点的な取組が必要なものとして、多くの団体が暮らしを支えるサービスを挙げています。地域生活を継続するための在宅福祉サービスの充実に関する意見が多く、訪問サービスや日中活動の充実、障害特性に応じた移動環境の整備等が求められています。
- 国は地域の社会資源の活用及び関係機関との連携を含め、地域生活を効果的に支援する体制の整備が重要としています。さらに、障害福祉を支える人材の確保や定着、サービスの質の確保や向上を推進しています。

¹⁷ BCP（業務継続計画）：介護や障害者施設・事業所において、災害や感染症などが発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスを安定的・継続的に提供を維持していくための計画のこと。

課題

1. 地域、特に在宅での生活を継続するためには、身の回りの手伝いを始めとした多様なサービスが求められています。また、適切なサービス提供のため、サービスの質の確保や向上とあわせて、人材の確保が求められています。【→方針1へ】
2. 地域で自分らしい生活を送ることができるよう、日中活動の充実が求められています。また、親や配偶者といった家族が主な介護や支援の担い手となっている場合も多い状況です。【→方針2へ】

方針

1. 在宅における生活を継続できるよう、自宅に訪問して提供するサービスの充実や人材の確保を図るとともに、自宅からの外出に必要な支援を提供することで、在宅生活のさらなる充実を図ります。また、指導監査や適切な利用促進により、サービスの質の担保が必要です。【→取組1(63ページ)へ】
2. 在宅で生活する障害者が日中活動するためのサービスの充実を図ります。また、家族の緊急時対応やレスパイトを目的としたサービスや、安心して医療を受けられるような支援を提供することで、安心して地域生活が送れる環境を整えます。【→取組2(64ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
【方針1】市内事業所を対象とした実地指導における文書指摘の件数(件/年)	減少	25	20	18	16
【方針2】サービスを利用する上で困ったことが特にない障害者の割合 ¹⁸ (%)	増加	43.4	—	48.4	—

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (R4)	目標・見込		
		(R6)	(R7)	(R8)
訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護)の利用者数(人/月)	651	678	710	745
日中活動系サービス(生活介護・療養介護・自立訓練)の利用者数(人/月)	743	742	755	769
一時預かりのサービス(短期入所・日中一時支援)の利用者数(人/月)	340	382	391	400

¹⁸ 障害者を対象としたアンケートで、サービスを利用する上で困ったことがあるかを問われて「特にない」と回答した人の割合。

取組

取組Ⅰ 在宅生活を支援するサービスの充実

在宅生活のさらなる充実を図るため、ホームヘルパー（居宅介護・重度訪問介護）や訪問入浴サービス等の在宅サービス、ガイドヘルパー（移動支援・同行援護・行動援護）サービス、各種助成を通じて移動支援サービスの充実を図ります。また、それらサービスの質の確保・向上とあわせて、人材の確保を図ります。

事業名（担当課）	事業内容
在宅福祉サービスの提供 (障害福祉課)	在宅生活を支援するため、布団など寝具の乾燥消毒や緊急通報システムの貸与を行う。また、ねたきりの障害者が訪問で理髪サービスを受ける際の費用や、嚥下食 ¹⁹ の配食サービスを受ける際の費用の一部を助成する。
福祉タクシー料金助成事業 (障害福祉課)	移動時の負担の軽減を図るため、タクシー乗車料金を助成する福祉タクシー券を提供する。
自家用自動車燃料費助成事業 (障害福祉課)	公共交通機関の利用が困難な障害者の社会参加を促進するために、自家用自動車の燃料費を助成する。
居宅支援連絡会における研修会 (柏市自立支援協議会くらし部会) (障害福祉課)	在宅生活を送る障害者を支援する居宅介護事業所等のネットワーク構築を目的に実施する居宅支援連絡会において、支援者育成のための研修を実施する。
指導監査の実施 (指導監査課)	指定障害福祉サービス事業者に対して、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、実地指導等を行う。
福祉のしごと相談会 (障害福祉課)	障害福祉サービス提供事業者の人材確保を目的とした相談会を実施し、若者、子育て世代、シニア世代等多様な世代を含めた人材のすそ野の拡大やそれぞれの人材層ごとの働き方へのマッチングを図る。

¹⁹ 嚥下食：飲み込みや咀嚼といった嚥下機能の低下がみられる場合に、嚥下機能のレベルに合わせて、飲み込みやすいように形態やとろみ、食塊のまとまりやすさなどを調整した食事。

取組2 日中活動や医療等のサービスの充実

在宅生活を送る障害者が日中安心して過ごせるよう、日中の居場所や緊急時・レスパイトを目的とした日中活動系サービス（生活介護・療養介護・自立訓練等）や一時預かりを行うサービス（短期入所・日中一時支援）の充実及びサービスの質の確保・向上を図ります。また、医療を必要とする方の経済的負担軽減を目的として、補助や助成を行います。

事業名（担当課）	事業内容
自立支援医療 (精神通院・育成医療・更生医療) (障害福祉課)	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する。
在宅障害者一時介護委託料助成 (障害福祉課)	障害者を在宅で介護している方が、病気や冠婚葬祭等で一時的に介護を有料で委託した場合に、その介護委託料を助成する。
重度心身障害者(児)医療費助成 (障害福祉課)	重度障害者が病気やけが等により医療機関を受診した際の医療費を助成する。
精神障害者入院費助成 (障害福祉課)	精神疾患で入院する障害者が負担した、精神疾患を治療する目的の医療について、医療費を助成する。
《再掲》指導監査の実施 (指導監査課)	指定障害福祉サービス事業者に対して、自立支援給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、実地指導等を行う。

施策3 安心・安全な生活環境の整備

これまで取り組んできたこと

- 避難支援が必要な方を平時から地域の方に知ってもらうとともに、災害が発生した際に、地域の方の協力により安否確認や避難支援をしてもらう体制（柏市防災福祉K-net）を構築するため、町会向け説明会をオンラインで実施しました。2022年度末時点で、9割を超える町会に避難行動要支援者²⁰の名簿を提供しています。
- 2021年の災害対策基本法改正により、市町村の努力義務とされた個別避難計画²¹の作成について、2022年にモデル事業を実施し、計画策定のプロセスにおける課題抽出を行いました。
- 新型コロナウイルス感染症感染拡大に対応するため、感染防護用物資の備蓄や抗原検査キットの配布等、コロナ禍においてもサービス提供を継続するための取組を行いました。また、集団接種会場等でのワクチン接種が困難な障害者向けに、施設等でワクチン接種を実施しました。
- 公共交通機関におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進しました。市内におけるノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの台数は増加しており、ノンステップバスの普及率は8割を超えています。また、鉄道駅における安全確保のため、駅ホームドア装置設置に向けた要望活動に取り組みました。
- 犯罪に巻き込まれることを防ぐため、犯罪発生マップの配布や消費者教育等に取り組みました。犯罪発生マップは近隣センターや地域包括支援センター等で20,940枚配布し、消費者教育として通所施設等への資料提供や特別支援学校への出前講座等を実施しました。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査によれば、災害時に近所に助けを求められる人が「いない」は3割後半となっており、このうち、自分一人で避難できない人が3割半ばとなっています。障害福祉関係団体ヒアリングでは、災害時に適切に行動するためには、地域住民との日常的なつながりが求められているほか、災害発生時においては、障害に配慮した適切な支援が必要との意見が挙げられています。
- 同じく基礎調査では、外出するために必要なこととして、「公共交通機関による支援や整備」や「移動支援サービスの充実」が求められています。障害福祉関係団体ヒアリングでは、バスや電車等の交通機関における安全対策や公共施設への交通手段の充実が必要との意見が挙げられています。
- 国の第5次障害者基本計画では、福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保を求めています。さらには、障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備を必要としています。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部を改正する法律」では、心のバリアフリーなどソフト面での公共交通機関のバリアフリー化を必要としています。

²⁰ 避難行動要支援者：高齢者や障害者等、一人で避難することが困難な人。

²¹ 個別避難計画：避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う方や避難先等の情報を記載した計画。

課題

1. 柏市防災福祉K-netを中心とした共助の体制構築に取り組んでいますが、災害時に近所に助けを求められる人がいない障害者がいるなど、地域における支援体制は十分とは言えません。また、個別避難計画策定におけるモデル事業で抽出した課題を踏まえた、市内全域での個別避難計画策定が必要です。【→方針1へ】
2. 公共交通機関等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進していますが、公共交通機関等の支援や整備、安全対策を求める意見があり、引き続きの取組が必要です。また、防犯に関する啓発にも引き続き取り組む必要があります。【→方針2へ】

方針

1. 緊急時に適切に対応できる体制の整備や障害特性に配慮した支援の提供体制の構築を図るとともに、平時から地域への普及啓発により、共助の仕組みづくりを推進します。
【→取組1(67ページ)へ】
2. 公共交通機関等のバリアフリー化等、移動の利便性向上を図るとともに、犯罪に巻き込まれないような周知・啓発を実施することにより、安心して外出できるまちづくりを進めます。
【→取組2(68ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
【方針1】近所に助けを求められる人がいる障害者の割合 ²² (%)	増加	60.3	-	65.3	-
【方針2】外出するためには必要な支援等が特にならない障害者の割合 ²³ (%)	減少	29.8	-	24.8	-

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (R4)	目標・見込		
		(R6)	(R7)	(R8)
避難行動要支援者名簿受領町会数	257	275	275	275
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布数(個/年)	3,707	3,766	3,826	3,892
障害者施設等を対象とした消費者教育の実施回数(回/年)	3	3	3	3

²² 障害者を対象としたアンケートで、災害時に近所に助けを求められる人がいると回答した人の割合。

²³ 障害者を対象としたアンケートで、外出に必要だと思うことを問われて「特になし」と回答した人の割合。なお、選択肢には「公共交通機関による支援や整備」や「公共施設や店舗のバリアフリー化」等を設定している。

取組

取組Ⅰ 緊急時にも安心できる取組の強化

災害発生時や感染症拡大等の緊急時に迅速、的確に対応できるよう、平時から柏市防災福祉K-Netやヘルプマーク等を通じた普及啓発により、地域における共助の仕組みづくりに取り組むとともに、障害特性に配慮した支援強化に取り組みます。また、サービス事業者への支援を通じて、障害者にとって必要なサービス提供が継続されるよう取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
柏市防災福祉K-Net (福祉政策課)	障害者等の避難行動要支援者の情報を、事前に町会・自治会・区等へ提供することで、災害発生時や災害の発生が予想される時に、安否確認や避難支援を地域の方の協力により実施する。
救急医療情報キットの配布 (福祉政策課)	柏市防災福祉K-Netに登録した人を対象に、医療情報や緊急連絡先を記載・保管するキットを配付し、有事の際に情報を確認できるようにする。
ヘルプマーク・ヘルプカードの配布 (障害福祉課)	外見からは援助や配慮が必要であることがわからない人が周囲の方に配慮等を必要としていることを知らせるヘルプマークや、本人の状態や必要な配慮等について記入するヘルプカードを配布する。
防災に関する情報発信(防災安全課、広報広聴課、障害福祉課)	メールやFAX、SNS、ホームページなど、障害特性に応じた各種媒体により、災害情報等を発信する。
災害時障害者支援ハンドブックの配布 (障害福祉課)	災害時における障害者への支援を障害特性ごとにまとめたハンドブックを作成し、災害時に円滑な支援が行われるよう、普及啓発する。
柏市防災ガイドブック (防災安全課)	市内全域の避難場所や避難所、応急給水所、災害医療協力病院等を記載した地図とあわせて、平常時の備え等を記載したマップを配布する。
個別避難計画の作成推進 (福祉政策課、障害福祉課)	高齢者や障害者等の自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難を支援するため、避難支援を行う方や避難先等の情報を記載した計画の策定を推進する。
災害時における意思疎通支援 (防災安全課、障害福祉課)	避難所にホワイトボードや筆記用具等を設置したり、意思疎通支援者を派遣したりすることで、障害者の意思疎通支援を行う。
ファックス119・NET119 (指揮統制課)	会話に不自由な聴覚・言語機能障害者等を対象として、FAXやスマートフォンを用いた通報を可能とする。
有事における障害者やサービス事業所への支援 (障害福祉課)	災害時や感染症拡大時において、障害者に必要な物資の確保や必要な配慮の提供を行うとともに、必要なサービスの提供が継続できるよう、サービス事業所に必要な支援を提供する。

取組2 安全に生活できる環境の整備

誰もが安全で利用しやすい福祉のまちの実現のために、都市基盤や交通機関におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を図ります。あわせて、障害者が犯罪等に巻き込まれることを防ぐため、防犯体制の強化や消費者教育に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
「福祉のまちづくり」基準の適合指導 (障害福祉課、建築指導課)	整備項目基準に全て適合している設置者に対して適合証を発行し、適合していない項目がある設置者へは指導書を通知する。
公共交通機関等におけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の促進 (交通政策課)	市内交通事業者に対し、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を促す。あわせて、鉄道駅にホームドア設置の要望を行い、安全確保に取り組む。
ユニバーサルデザイン遊具の設置 (公園緑地課、障害福祉課)	市内公園や福祉施設等において、障害の有無にかかわらず、あらゆる子ども達が一緒に遊べる遊具を設置する。
犯罪発生マップの配布 (防災安全課)	市内で発生した犯罪(住宅対象侵入盗等)の発生状況をコミュニティエリア別、大字別に表示した犯罪発生マップを作成し、ホームページへの掲載や町会等への回覧(年2回)を行う。
防犯に関する情報発信 (防災安全課、広報広聴課)	メールやSNS、ホームページなど、障害特性に応じた各種媒体により、犯罪発生状況等を発信する。
市民安全パトロール隊事業(サポカー) による地域巡回 (防災安全課)	犯罪を抑止するため、青色回転灯装備車両(サポカー)が、青色回転灯を点灯させながら市内全域を巡回パトロールする。
消費生活相談及び消費者教育 (消費生活センター)	消費者トラブルの解決及び未然防止のため、有資格者による消費生活相談を実施する。あわせて、学校、地域、家庭、職域その他さまざまな場において、消費者教育を推進する。

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

目指す姿

- 一人一人の状況に応じ希望する場所で働き続けられるよう、就労支援体制を充実するとともに、工賃向上の取組を強化し、障害者が安心して働ける環境を目指します。
【→施策1(70ページ)へ】
- 障害者が地域で豊かな生活を送るために、障害の種類や程度にかかわらず、その人らしく社会参加し、充実した余暇を過ごすことができる地域社会の実現を目指します。
【→施策2(74ページ)へ】
- 市民の共生意識の醸成や福祉活動への参加促進により、障害の有無にかかわらず、互いを尊重し、ともに支え合う地域社会の実現を目指します。【→施策3(78ページ)へ】

施策体系

施策	取組
1 就労支援の充実 (重点)	1 一般就労及び職場定着の促進 2 工賃向上の取組強化
2 社会参加の促進 (重点)	1 社会とつながる機会の充実 2 交流・居場所づくりの促進
3 共生意識の醸成と支え 合いの地域づくり	1 共生意識の醸成 2 協働による福祉活動の促進

施策Ⅰ 就労支援の充実(重点)

これまで取り組んできたこと

- 障害者本人の希望とニーズに応じた就労を促進するため、障害者就業・生活支援センター²⁴を始めとした関係機関の連携を通じて、就労支援体制の充実を図りました。就労希望及び在職中の障害者が登録する、障害者就業・生活支援センターの登録者数は増加しています。
- 主に法定雇用率未達成の企業を対象とした相談会や研修会等を通じて、障害理解促進や障害者雇用のノウハウ提供による一般就労の促進を図りました。また、ジョブコーチ²⁵派遣事業による職場定着支援の充実に取り組みました。
- 工賃の向上を目指し、合同販売会やあ・えーるテラスでの販売を通じて、施設製品のPR等を実施しました。庁内に向けては、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進しています。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、現在働いていない、または就職活動中の障害者において、一般企業（障害者雇用を含む）への就労ニーズが高い状況です。
- 同じく基礎調査によれば、長期的に働くために必要なこととして、「職場の理解」や「体調にあった勤務体制」、「能力にあった、能力を生かせる仕事」が挙げられています。また、障害福祉関係団体ヒアリングにおいても、障害者の就労促進には、就労先での障害理解の促進や合理的配慮の提供、生活支援を含めた就労支援体制の強化が必要との意見が挙げされました。
- 障害者雇用促進法の改正により、2023年度から、障害者雇用率が現在の2.3%から段階的に2.7%へ引上げとなります（国及び地方公共団体等は2.6%から3.0%へ引上げ）。企業や行政における障害者雇用のさらなる推進が求められます。
- また国では、短時間の就労や重度障害者等への就労支援に関する特別事業を開始するなど、障害者の多様なニーズに応じた就労支援を強化しています。
- 市内の障害者就労施設等における平均工賃額は、国や県の平均工賃額を下回っている状況が続いています。2021年度の全国平均は16,507円、千葉県平均は14,572円²⁶に対し、柏市は11,756円となっています。

²⁴ 障害者就業・生活支援センター：障害のある方の職業的自立を実現するため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関。

²⁵ ジョブコーチ：障害者が職場への適応を図れるように支援し、障害者の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚、家族への助言、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善等も行う。

²⁶ 厚生労働省「令和3年度工賃（賃金）の実績について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001042285.pdf> (2023年7月27日アクセス)

課題

1. 一般就労を促すには、就労を希望する障害者の多様なニーズに対応するため、障害者雇用に理解のある企業の拡大が求められています。また、就職した障害者が安定して働き続けるためには、障害者一人一人の状況や特性に応じた支援や企業の配慮が必要です。【→方針1へ】
2. 庁内外に向けた施設製品のPR等を通じて工賃向上に取り組んできましたが、市内の障害者就労施設等における工賃は国や県の平均額を下回っており、引き続き工賃向上が課題となっています。【→方針2へ】

方針

1. 一般企業における障害者雇用を促進するとともに、長期的かつ安定した就労を促進するため、就労する障害者と企業との相互理解が図れるよう、多様なニーズに応じた就労支援と、企業における障害理解促進の取組を強化します。【→取組1(72ページ)へ】
2. 障害者就労施設等において受注数の増加と安定的な受注が可能となるよう、受注業務や販路を拡大するための取組を強化し、工賃の向上を図ります。【→取組2(73ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
【方針1】就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人数(人/年)	増加	58 (R3 ²⁷)	-	-	74
【方針1】市内就労定着支援事業所における就労定着率 ²⁸ が7割以上の事業所の割合 ²⁹ (%)	増加	13	-	-	25
【方針2】市内障害者就労施設等の平均工賃額(円)	増加	11,426	13,081	13,997	14,977

²⁷ 障害福祉計画の成果目標において、国が示す基準年度が2020年度であることから、例外的に2020年度（令和3年度）の実績としている。

²⁸ 就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78ヶ月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合（障害福祉計画の定義と同じ）。

²⁹ 障害福祉計画における成果目標と同様の考え方に基づいて、7割以上の事業所の割合を指標としている。

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (R4)	目標・見込		
		(R6)	(R7)	(R8)
就労移行支援事業の利用者数(人/月)	138	142	146	151
就労定着支援事業の利用者数(人/月)	58	61	64	67
就労継続支援事業(A型)の利用者数(人/月)	204	231	260	294
就労継続支援事業(B型)の利用者数(人/月)	563	591	621	652

取組

取組Ⅰ 一般就労及び職場定着の促進

多様な障害者等のニーズに対応するため、障害者就業・生活支援センター等を始めとした関係機関の連携を通じて障害者雇用を促進するとともに、ジョブコーチ派遣事業等を活用し、職場定着支援の強化に取り組みます。あわせて、相談会や研修会の開催等を通じて、企業における障害理解を促進します。

事業名(担当課)	事業内容
障害者就業・生活支援センター等との連携による就労相談事業 (障害福祉課)	障害者就業・生活支援センターを中心とし、さまざまな関係機関と連携しながら就労と福祉の一体的な相談体制を構築し、定着支援までの一貫した就労支援を提供する。
障害者等社会参加・就労支援事業 (障害福祉課)	障害者や手帳未取得者等が自立した生活が送れるよう、就労支援に関する必要な情報の提供及び助言、また本人の状況に応じた就労支援等を展開する。
ジョブコーチ派遣事業 (障害福祉課)	障害特性を踏まえ、障害者の職場適応を図るよう支援するとともに、事業主へ障害に配慮した指導や交流の方法の助言等を行うことで、障害者の職場定着を支援する。
行政による障害者雇用 (人事課)	チャレンジドオフィスを始め、障害者雇用の促進につながる就労機会の提供や、働きやすい環境の改善等に取り組む。
企業向け相談会の開催 (障害福祉課)	企業による法定雇用率達成に向け、民間企業等を対象にセミナーや説明会を開催し、啓発に取り組む。
支援者向け研修会の開催 (柏市自立支援協議会はたらく部会) (障害福祉課)	就労支援機関等を対象とした研修会を開催し、雇用や定着支援に関する課題の共有や意見交換を行う。

取組2 工賃向上の取組強化

受注数の増加と安定的な受注による就労継続支援事業所等における工賃向上を目指し、合同販売会の開催やあ・えーるテラスでの販売を通じて製品の販売を促進するとともに、障害者就労施設等の取組に関するハンドブックの作成・配布による受注業務の周知に取り組みます。また、庁内に向けては障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
福祉施設による合同販売会の開催 (障害福祉課)	市内の障害福祉サービス事業所の工賃向上に向けて、事業所等で製作及び製造している作品販売を通じて工賃向上と障害理解の普及・啓発を図る。
障害者等社会参加コーディネート事業 (障害福祉課)	あ・えーるテラス(教育福祉会館内)における障害者就労施設等の製品販売を通じて、障害者等の社会参加を促進するとともに、製品のPRを行う。
《再掲》支援者向け研修会の開催 (柏市自立支援協議会はたらく部会) (障害福祉課)	就労支援機関等を対象とした研修会を開催し、工賃向上に向けた意見交換を行う。
千葉県障害者就労事業振興センターとの連携 (障害福祉課)	就労事業所と障害者をつなぐ役割を担う千葉県障害者就労事業振興センターと連携し、販路拡大や事業所の抱える課題解決につなげる。
柏市障害者就労施設ハンドブックの作成 (障害福祉課)	市内の障害者就労施設等が提供する製品や役務等の情報を集約した冊子を作成し、関係機関に配布するとともに、PR動画を公開することで、障害者就労施設等の周知を図る。
柏市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の策定 (障害福祉課)	障害者就労施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化するとともに、障害者の工賃水準の向上させるため、庁内における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進・需要の拡大を図る。

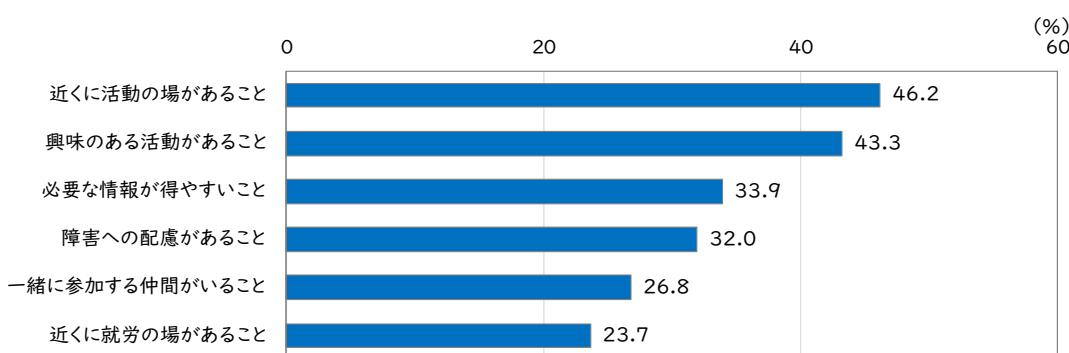
施策2 社会参加の促進(重点)

これまで取り組んできたこと

- リニューアルした教育福祉会館に設置した障害者活動センターは、障害福祉に関する団体が活動する場として活用されており、利用件数は増加しています。一方で、団体構成員以外が参加できるような活動は少なく、交流や居場所づくりとしての機能は十分果たせていません。
- 同じく教育福祉会館に設置した「あ・えーるテラス」では、ワークショップやイベントの開催を通じて、さまざまな形での社会参加の機会を提供しており、利用者数は増加しています。
- 障害者がスポーツや文化芸術活動等に積極的に参加できるよう、誰もが気軽に参加できるスポーツやレクリエーションのイベント開催や、市民講座での合理的配慮の提供を行いました。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によると、障害のある方の外出目的として「買い物」や「医療機関の受診」が大半を占めており、スポーツや文化芸術活動、その他の趣味などを目的とした外出は少ない状況がうかがえます。
- 同じく基礎調査結果によれば、参加したい活動として「その他趣味やサークル活動」や「音楽や絵画等の芸術活動（鑑賞も含む）」、「スポーツ活動（観戦も含む）」がそれぞれ2割台と、多様な社会参加や余暇活動の場が求められており、今後社会参加する、または社会参加を続けるために必要なこととして、「近くに活動の場があること」や「興味のある活動があること」が上位に挙げられました。



- 障害福祉関係団体ヒアリングでは、団体の活動へのボランティアや市民の参加を募ることが難しい状況であり、募集方法やイベントの内容などに工夫が必要との意見が挙げられました。
- 国では、文化芸術活動やスポーツ等の振興を通じて、障害者の生活と社会を豊かにする余暇の充実を図るとともに、障害者の自立と社会参加を促進することが求められています。

課題

1. 障害者の社会参加や余暇活動の促進を目指していますが、障害者の外出目的は買い物等の生活上必要な目的が大半です。地域において、障害者にとって参加しやすく、興味が持てる活動が求められています。【→方針1へ】
2. 障害者同士や市民との交流機会となり得るスポーツや文化芸術活動、その他の趣味などを目的とした外出は少なく、またそれらに参加したいとしている障害者も少ない状況です。また、障害福祉関係団体の活動においても、団体会員以外との交流は希薄です。【→方針2へ】

方針

1. 一人一人の状況や希望に応じた社会参加及び余暇活動のきっかけとして、日常的に通いやすい身近な場所において、多様な社会参加の機会が得られるよう、充実を図ります。
【→取組1(76ページ)へ】
2. スポーツや文化芸術活動、障害福祉関係団体の活動等を通じて、障害者同士や市民との交流機会を確保するとともに、障害者の居場所の創出を図ります。【→取組2(77ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
【方針1】スポーツや文化芸術、その他趣味のために外出する障害者の割合 ³⁰ （%）	増加	28.6	—	33.6	—
【方針2】社会参加する、または社会参加を続けるために参加したい活動が特にない障害者の割合 ³¹ （%）	減少	26.5	—	21.5	—

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (R4)	目標・見込		
		(R6)	(R7)	(R8)
障害者等社会参加コーディネート事業利用者が参画して実施したイベント等の件数(件/年)	23	27	29	31
障害者活動センター利用件数(件/年)	486	534	559	583
障害福祉関係団体が実施するイベント数(件/年)	43	42	42	42

³⁰ 障害者を対象としたアンケートで、スポーツ活動（観戦も含む）、音楽や絵画等の芸術活動（鑑賞も含む）、その他の趣味やサークル活動を外出の目的として回答した人の割合。

³¹ 障害者を対象としたアンケートで、今後社会参加する、または社会参加を続けるとしたら、どんな活動に参加したいかを問われて、特にない、わからないと回答した人の割合。

取組

取組Ⅰ 社会とつながる機会の充実

一人一人の状況や希望に応じた社会参加を促進するために、必要な支援の提供と合わせ、ワークショップやイベント等の開催を通じて、多様な社会参加の機会を提供します。

事業名(担当課)	事業内容
《再掲》障害者等社会参加・就労支援事業 (障害福祉課)	ひきこもりの方等の社会とのつながりが希薄な方へのアウトリーチ等を通じて、障害者等が社会参加するきっかけとなるような情報の提供や支援等を提供する。
《再掲》障害者等社会参加コーディネート事業 (障害福祉課)	障害者手帳の未取得者やひきこもりの方等に対して社会参加の機会を提供するため、ワークショップやイベントの開催等を行う。
障害理解・啓発イベントの実施 (障害福祉課)	社会参加の機会を創出するため、障害者週間に合わせて市が実施する障害理解・啓発イベントに、障害当事者の参画を促す。
福祉喫茶コーナーの運営事業 (障害福祉課、総務企画課、公園緑地課)	教育福祉会館を始めとする公共施設において、障害者が就労・作業する福祉喫茶コーナーを設置することで、障害者の社会参加を促進するとともに、来館者との交流等を通じて市民の障害理解を深める。
《再掲》柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 (保健予防課、障害福祉課)	精神障害者が地域の一員として安心して社会参加できるよう、障害福祉だけなく、保健、医療等の関係者が参加する協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築する。また、障害当事者がピアソーターとして活動できるよう社会参加する機会を提供する。

取組2 交流・居場所づくりの促進

障害者が気軽に安心して参加できるスポーツや文化芸術活動など余暇活動の機会を提供するとともに、障害者活動センターを始めとする各所で活動する障害者団体の活動を支援することで、障害者同士や市民との交流機会の提供や、障害者の居場所づくりに取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
柏市障がい者スポーツ推進連絡会 (スポーツ課、障害福祉課)	障害の有無にかかわらず、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指し、気軽にスポーツを楽しめる環境を整えるため、市及び関係団体で構成する連絡会を通じた情報交換や協働事業を展開し、活動状況の把握及び活動機会の創出を図る。
みんなで楽しむニュースポーツまつり (スポーツ課)	スポーツを通じて障害者と市民とが交流できるよう、柏市スポーツ推進委員協議会と連携し、誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの体験機会を提供する。
「千葉県障害者スポーツ大会」への参加 支援 (障害福祉課)	スポーツを通じた障害者の自立と社会参加の推進に向け、千葉県が実施する「千葉県障害者スポーツ大会」への参加を支援する。
障害者が各種講座等に安心して参加できる環境づくり (障害福祉課、中央公民館)	柏市社会福祉協議会と連携しながら、手話通訳者の派遣等により、市民講座に障害者が参加しやすくなるような合理的な配慮を提供する。
障害者活動センター運営事業 (障害福祉課)	障害当事者やボランティア団体が自主的に活動する拠点としての機能とあわせ、団体に所属しない障害者や市民との交流を創出する機会を提供する。
障害福祉関係団体への支援・ネットワーク形成 (障害福祉課)	障害当事者やボランティア団体とのネットワークを形成し、市や団体が実施する事業を協働して推進とともに、団体の活動が広がりを見せるよう支援する。
当事者団体・福祉団体活動助成 (障害福祉課、社会福祉協議会)	障害者団体や福祉団体が実施する各種事業に対し助成を行い、事業の実施を支援する。

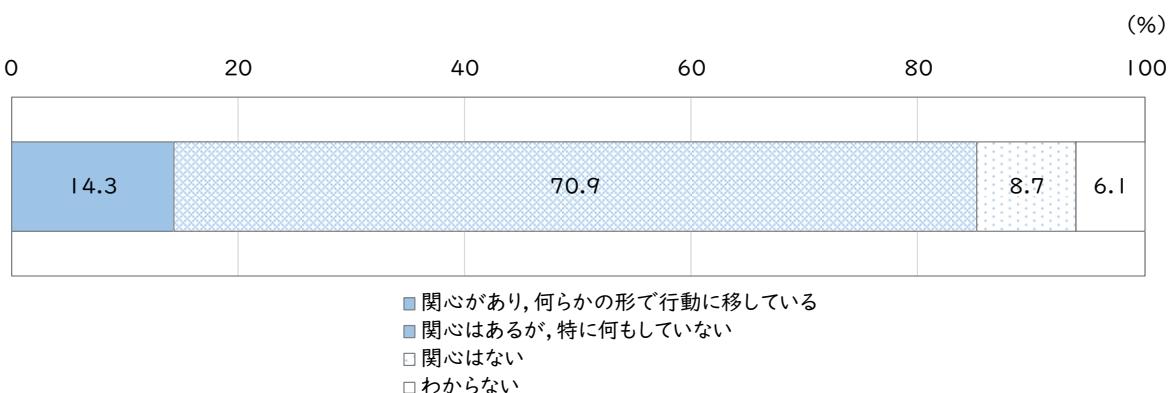
施策3 共生意識の醸成と支え合いの地域づくり

これまで取り組んできたこと

- 障害理解・啓発のためのイベント開催や情報発信等を通じて市民の共生意識の醸成に取り組みました。2022年度に障害者週間にあわせ開催した障害理解・啓発イベントには、延べ115人が参加しました。また、2023年3月の「広報かしわ」では、1面に障害理解に関する特集を掲載し、市民への周知・啓発を行いました。
- リニューアルした教育福祉会館内に、障害者の就労機会の提供とあわせて、障害者と市民との交流を目的とした福祉喫茶コーナーを設置しました。2022年度には延べ19,365人が来店しています。
- 支え合いの地域づくりを進めるため、市民の福祉活動への参加促進を図っています。障害者支援ボランティア養成講座を年1回開催し、2022年度には20人の参加がありました。また、教育福祉会館を始め、さまざまな場所で障害福祉に関するボランティア団体が活動しています。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、全ての人が差別や偏見を持たずに暮らしていくために必要なこととして「学校での福祉教育」、「広報等での障害理解の啓発」、「地域との交流」が上位に入っています。
- 市民を対象とした基礎調査結果によると、障害のある人に対する偏見や差別は社会全体として「ある」と答えた人は8割を超えています。また、障害のある人と関わったことがない人は2割半ばとなっています。
- 同じく市民を対象とした基礎調査結果によると、障害福祉や障害のある人への市民の関心については、「関心があり、何らかの形で行動に移している」が1割半ば、「関心はあるが、特に何もしていない」が最も多く7割前半、「関心はない」と「わからない」が1割未満となっています。



課題

1. 障害理解・啓発の促進、市民と障害者の交流機会づくりに取り組んできたものの、障害者に対する差別や偏見があると感じている人は多く、また障害者と交流した経験がない人もいるなど、取組の成果は十分ではありません。【→方針1へ】
2. 市民の福祉活動への参加を促してきましたが、障害福祉等に関心があっても行動に移している市民は少ない状況です。【→方針2へ】

方針

1. 障害に関する啓発活動や交流機会の充実により、地域における共生意識のさらなる醸成を図ります。【→取組1(80ページ)へ】
2. 各種講座やボランティア体験の提供など、市民への積極的な働きかけを通じて、福祉活動への参加を促進するとともに、ボランティア団体の活動を支援します。【→取組2(81ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
【方針1】障害者に対する偏見や差別が社会全体としてあると思う市民の割合 ³² (%)	減少	81.0	—	76.0	—
【方針2】障害福祉や障害者に関心があり、何らかの形で行動に移している市民の割合 ³³ (%)	増加	14.3	—	19.3	—

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (R4)	目標・見込		
		(R6)	(R7)	(R8)
障害理解・啓発イベントの実施回数(件/年)	16	25	25	25

³² 市民を対象としたアンケートで、障害者に対する偏見や差別は社会全体としてあると思うかを問われて、「あると思う」、「少しはあると思う」と回答した人の割合。

³³ 市民を対象としたアンケートで、障害福祉や障害者に関心があるかを問われて、「関心があり、何らかの形で行動に移している」と回答した人の割合。

取組

取組Ⅰ 共生意識の醸成

広報誌やパンフレット等の各種媒体を通じた情報発信や障害理解につながるイベント開催等、市民が障害福祉に接する機会を提供することで、障害理解を促進します。また、障害者と市民とが交流できるさまざまな機会を提供し、交流を通した福祉教育の充実に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
広報誌、パンフレットなどによる障害福祉に関する情報の提供 (障害福祉課)	市民の障害福祉に関する理解促進のため、広報誌や各種パンフレット、ホームページ等を通じて、障害福祉に関する情報を発信する。
《再掲》障害理解・啓発イベントの実施 (障害福祉課)	障害理解の促進に向け、障害者週間と合わせ実施する障害理解・啓発イベント等を関係団体と協働で実施する。
《再掲》福祉喫茶コーナーの運営事業 (障害福祉課、総務企画課、公園緑地課)	教育福祉会館を始めとする公共施設において、障害者が就労・作業する福祉喫茶コーナーを設置することで、障害者の社会参加を促進するとともに、来館者との交流等を通じて市民の障害理解を深める。
社会参加イベント開催事業 (社会福祉協議会、福祉政策課)	教育福祉会館に設置した総合福祉センターを拠点とし、障害の有無や年代等の属性にかかわらない交流機会を提供する。
「福祉の心」作品展 (社会福祉協議会)	次世代を担う子どもたちに福祉への关心や理解を深めてもらう機会として、市内小中学生の作品を募集し、各種催事で展示する。
各学校における福祉教育の実施 (指導課・各学校)	互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養うため、総合的な学習の時間を始め、教科横断的に福祉の視点をもった授業展開を行う。

取組2 協働による福祉活動の促進

ボランティア講座の開催等により、市民の福祉活動への参加促進に取り組み、市民との協働を進めます。また、障害者を対象としたボランティア団体への支援とネットワーク形成にも引き続き取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
障害者支援ボランティア養成講座の開催 (社会福祉協議会、保健予防課、 障害福祉課)	市民の福祉活動への参加を促進するため、さまざまなボランティア養成講座を開催する。
《再掲》地域出前講座の実施 (障害福祉課)	ボランティア活動の促進に向け、民生委員を始めとする地域住民を対象とした障害福祉に関する講座を開催する。
夏季ボランティア体験(夏ボラのススメ) (社会福祉協議会)	青少年を対象に、夏休みを利用したボランティア体験学習を実施するとともに、夏季ボランティア体験学習の受入先を紹介する「夏ボラのススメ」を作成し、周知と募集を図る。
福祉体験講座 (社会福祉協議会)	障害当事者やボランティア団体等の協力を得て、小・中・高校生を対象に、夏休み期間中を利用した福祉体験教室を実施する。
福祉体験への支援 (社会福祉協議会)	白杖や車いす、手話体験等を企画した学校・企業等に対し、ボランティアや職員を派遣し、体験学習支援を行う。
《再掲》障害福祉関係団体への支援・ネットワーク形成 (障害福祉課)	障害当事者やボランティア団体とのネットワークを形成し、市や団体が実施する事業を協働して推進するとともに、団体の活動が広がりを見せるよう支援する。
《再掲》障害者活動センター運営事業 (障害福祉課)	ボランティア団体の継続的な活動とボランティアの拡大を図るため、これら団体が自主的に活動する拠点を確保する。

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

目指す姿

- 乳幼児期に、障害や発達に課題のある子どもとその家族が、早期に適切な支援につながり健やかに成長することができる仕組みを作るとともに、共生社会の実現に向けて、地域のこども園・幼稚園・保育園及び事業所等で、個々の状態に応じた適切な支援を受けながら、他の子どもと共に成長していくことができる体制の実現を目指します。【→施策1(83ページ)へ】
- 学齢期では、インクルーシブ教育システムのさらなる充実に向け、個別の教育的ニーズのある児童生徒が適切な支援を得ながら学ぶことができる多様な環境の整備や、障害の有無にかかわらず共に学ぶ機会の充実を図るとともに、放課後等にも健やかに成長できる環境の充実の実現を目指します。【→施策2(87ページ)へ】
- 乳幼児期から学齢期、学齢期から高校卒業後へと、年齢区分に応じたニーズに寄り添いながら、支援機関間で連携し、次のライフステージへと切れ目のない支援体制構築の実現を目指します。【→施策3(92ページ)へ】

施策体系

施策	取組
1 乳幼児期における支援の充実	1 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実 2 こども園・幼稚園・保育園等、地域で適切な支援が受けられる体制の強化
2 学齢期における支援の充実	1 インクルーシブ教育システムの充実 2 放課後や休日における居場所の充実
3 切れ目のない支援体制の構築(重点)	1 本人や家族を対象としたライフステージで途切れない支援 2 支援機関間の連携強化による途切れない支援

施策Ⅰ 乳幼児期における支援の充実

これまで取り組んできしたこと

- ・ 幼児健康診査時に全数面談を実施し、健診未受診者には個別に対応したほか、庁内外の関係部署・機関との連携などにより、障害の早期発見や情報共有に努めています。
- ・ 市内の指定児童支援発達事業所が参加する児童発達支援事業所連絡会において、児童発達支援事業所間の連携を目的とした情報共有や研修会を実施し、支援の充実を図っています。また、さまざまな発達の状態に合わせた支援を行うため、官民の事業所がそれぞれの特色を生かして、通所や訪問などの支援に取り組んでいます。
- ・ 民間事業所との連携等を通じて、保育所等訪問支援を希望する児童に対して積極的な支援を行っています。保育所等訪問支援を利用する児童数は年々増加しており、それに伴って保育所等訪問支援事業所数も増加しています。

市民が望んでいることや国・県の動向

- ・ 基礎調査結果によれば、「発育・発達の遅れに悩む」、「就園・就学に不安がある」保護者は8割程度います。また、今後充実してほしい支援・サービスとして「発達支援の専門職による療育」の充実を希望する保護者が7割半ば、「保育園・幼稚園・認定こども園での専門的な支援」を希望する保護者が5割程度見られます。
- ・ 同じく基礎調査結果によれば、「保護者の心身が疲れる」ことに悩んでいる保護者が4割前半います。また、委託相談支援事業所へのヒアリング調査によれば、保護者へのサポートや相談先の不足が指摘されています。
- ・ 令和5年度から、国における障害児支援はこども家庭庁に移管され、保育所と児童発達支援等の一体的な支援（インクルーシブ保育）など、子どもに関する政策を包括的に推進しています。
- ・ 国は、児童発達支援センターが障害児支援において地域の中核的役割を担うよう、体制整備することを求めています。また、共生社会の実現に向けて、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）をこれまで以上により一層推進していく上で、保育所等訪問支援等を積極的に活用しながら、保育所等における障害児の育ちの支援に協力するとともに、保育所等の障害児への支援力の向上を図り、個々の状況に合わせて併行通園や保育所等への移行を推進していくことが重要としています。

課題

1. 発達の遅れに合わせたさまざまな支援に取り組んでいますが、発達や就園・就学に不安がある保護者は多く、障害のある子どもや発達の気になる子どもへの継続した専門的な支援や、その家族へのサポートが求められています。【→方針1へ】
2. 保育所等訪問支援事業を活用した支援ニーズの増加に伴い、訪問する事業所によって支援内容や実施方法に差異が生じています。事業所間で内容や実施方法を統一・共有することで、地域で適切な支援が受けられる体制を整える必要があります。【→方針2へ】

方針

1. 障害や発達に課題のある子どもとその家族が取り残されることなく、早期に適切な支援を受けることができるよう、早期発見に取り組むとともに、専門性の高い職員・専門職が相談支援と療育支援の両面から、支援を提供できる体制を強化します。【→取組1(85ページ)へ】
2. 支援を要する子どもとその家族に対して、こども園・幼稚園・保育園・事業所等が適切な支援を適切な方法で提供できるよう、児童発達支援センターが中心となって受け入れる施設側のスキルアップを図ります。【→取組2(86ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
【方針1】幼児健康診査からこども発達センターの支援につながった件数(件/年)	—	52	対象児童に適切な案内を行うこととし、目標件数は設定しない		
【方針2】障害児等療育支援事業(巡回支援)実施のべ件数(件/年)	増加	247	270	280	290

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (R4)	目標・見込		
		(R6)	(R7)	(R8)
幼児健康診査受診率 (1才6か月児/3歳児)(%)	94.6/93.2	100/100	100/100	100/100
児童発達支援利用者数(人/月)	624	736	869	1,025
保育所等訪問支援利用者数(人/月)	74	86	100	116
障害児相談支援利用者数(人/月)	176	188	202	216

取組

取組Ⅰ 障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実

障害のある児童や発達支援の必要な児童を早期に発見し支援につなぐため、幼児健康診査を始めとする母子保健事業を推進するとともに、支援が必要な児童や家族については、障害児支援の中核となる児童発達支援センターに速やかにつなぎ、センターが中心となって関係事業所と共に適切な支援を提供します。また、研修等の実施を通じて、児童やその家族への支援を提供する職員のさらなる資質向上に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
幼児健康診査(地域保健課)	子どもの発育や発達について、保護者と確認を行う。また、医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、栄養士、心理相談員等の専門職が育児、食事、歯科などの相談に対応する。
児童発達支援センターの設置 (障害福祉課、こども発達センター、キッズルーム)	地域における障害児支援の中核的役割 ³⁴ を担う児童発達支援センターを設置しており、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上を図る。
外来療育相談支援(集団・個別)事業 (こども発達センター)	子どもの発達への不安や心配について、公認心理師や言語聴覚士等の専門職が相談に応じ、発達の見立てや助言等を行う。また、子どもの状態に応じて、専門職による個別又は小集団による療育を実施する。
発達相談 (こども発達センター)	母子保健と連携を図りながら、早期の段階から保護者の発達に関する相談に対応し、必要に応じて助言を提供し、こども発達センターなど専門的な療育につなぐ。
キッズルームの運営 (キッズルーム)	運動面に遅れがある、身体に麻痺がある、基本的生活習慣に遅れがある、社会性に遅れがあるなど、さまざまな発達の遅れがある就学前の子どもに対して、集団生活の中で基本的な生活習慣や遊びの獲得、運動機能の向上、社会性を身につけるなどの発達を支援する。
児童発達支援事業所連絡会(柏市自立支援協議会こども部会)の運営 (キッズルーム)	市内で児童発達支援 ³⁵ を提供する事業所の連絡会を開催し、情報共有等による連携強化を図るとともに、職員向けの研修会を実施し、地域における支援者の資質向上を図る。

³⁴ 中核的な役割を果たすための具体的な機能:①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能(支援内容等の助言・援助機能)、③地域のインクルージョン推進の中核としての機能、④地域の障害児の発達支援の入口としての機能。

³⁵ 児童発達支援:就学前の発達に不安や心配がある子どもに対して、集団や個別での支援を行うとともに、家族への相談支援を実施する。

取組2 こども園・幼稚園・保育園等、地域で適切な支援が受けられる体制の強化

障害児等療育支援事業(巡回支援)等を通じてこども園・幼稚園・保育園等へ専門職員を派遣し、発達に課題のある子どもや、医療的ケア児を含む障害児等が在籍する園の職員のスキルアップに取り組むとともに、こども園・幼稚園・保育園等での集団保育を希望する子どもの安全・安心な受入環境を整備します。

事業名(担当課)	事業内容
障害児等療育支援事業(巡回支援) (こども発達センター)	発達の気になる子どもを抱えるこども園・幼稚園・保育園等を対象に、公認心理師等の資格を持った巡回支援専門員が施設を訪問し、職員に助言等を行い、障害の理解や日々の保育等の取組に役立つよう支援する。また、支援の一環として、職員を対象に発達等に関する研修会も実施する。
保育所等訪問支援事業 (キッズルーム)	こども園・幼稚園・保育園等に通う障害児に対して、定期的に訪問支援員が訪問し、集団生活に適応できるように専門的な支援を提供する。また、その子どもに関わる職員に対して、関わり方等を助言する。
障害の有無にかかわらない集団保育の実施 (保育運営課)	障害児や発達等に心配のある子どもに対し、個々の状態に応じた必要な支援を提供するため、安全な環境の確保に配慮しながら保育を行う。
医療的ケア児の保育 (保育運営課)	医療的ケアを要する児童が保育園等において医療的ケアなど適切な支援を受けられるよう関係機関と連携の上、安全・安心に受け入れられる体制を整備し、個々の状況に応じた保育を行う。
こども園・保育園に対する公開療育・研修会等の開催 (キッズルーム)	市内のこども園や保育園等の職員に対して、キッズルーム(児童発達支援)の療育場面を公開し、体験型の研修を実施するほか、発達が気になる子どもへの関わり方の助言を提供する。
私立幼稚園等運営費等補助金 (保育運営課)	私立幼稚園又は協会等を運営する法人等に対し、幼稚園教育の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るために補助金を交付する。
特定教育・保育施設等運営費等補助金 (保育運営課)	私立保育所、認定こども園及び小規模保育所に対し、教育・保育環境の整備を図り、教育・保育の充実に資するために補助金を交付する。

施策2 学齢期における支援の充実

これまで取り組んできしたこと

- 子ども一人一人にとって就学後の適切な学びの場を相談する就学相談の充実や、市内小中学校の特別支援学級数(2021年度:178教室→2022年度:194教室)及び通級指導教室数(2021年度:15教室→2022年度:19教室)の増加により、個に応じた多様な学びの場を提供できるようになってきています。
- 支援を必要とする児童生徒個々人の状況に応じた支援を行うため、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を行っています。2022年度で作成件数は1,433件となっており、特別支援学級及び通級指導教室に通う児童生徒のうち、9割程度で作成されています。
- また、特別支援学級の増加に伴い、各校からの要請もあり、児童生徒一人一人のニーズや特性に応じた教育の充実に向け、教職員に対する特別支援教育に関する研修も行っています。
- 放課後や休日等支援のニーズに対応するため、放課後等デイサービス³⁶やこどもルーム等支援の場の確保に取り組んでいます。放課後等デイサービスの利用者数(2021年度972人→2022年度:1,117人)及びこどもルームを利用する障害児(2021年度161人→2022年度204人)は増加しています。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、学校生活で困った、困っていることの上位3つは「友達ができづらい」、「先生の障害への理解が足りない」、「長期休暇の時の支援」であり、多様なニーズがあることがわかります。
- 委託相談支援事業所へのヒアリング調査によれば、放課後等デイサービスの増加に伴う支援の質の維持が課題として挙げられています。
- 国では、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム³⁷の構築を推進しています。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であると考えています。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」の環境整備の充実を進めています。

³⁶ 放課後等デイサービス:小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を行う。

³⁷ インクルーシブ教育システム:障害のある人も積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、障害のある子どももない子どもも共に学ぶことを推進するための仕組みのこと。

- ・ また、特別支援学校と小・中学校等との間、また、特別支援学級と通常の学級との間でそれぞれ行われる交流及び共同学習は、共生社会の形成に向けて、障害のある児童生徒等にとっても、障害のない児童生徒等にとっても、経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有するとともに、多様性を尊重する心を育むことができる教育活動として、その実施を推進しています。
- ・ こども家庭庁では、さまざまなニーズや特性を持つ子どもや若者が各々のニーズに応じた居場所を持てるよう、放課後等デイサービスを含め、子どもの居場所づくりに関する調査審議を進めています。

課題

1. インクルーシブ教育システムのさらなる充実に向け、全ての教員の特別支援教育に関する専門性向上を目指し、研修だけで終わることのないような支援体制を確立するとともに、交流及び共同学習の目的や内容、実施方法について、十分な理解やより効果的な実施が必要です。また、一人一人の教育的ニーズに合わせた指導・支援を行うために、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成・活用する必要があります。【→方針1へ】
2. 利用者数が増加している放課後等デイサービスは、需要増に応じたサービスの質の担保が課題となっています。また、放課後等支援を含め、学校外において必要な支援が得られるような環境整備が求められています。【→方針2へ】

方針

1. 児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育の充実を目指し、支援内容や方法等についての知識・専門性を向上させるとともに、各校の校内支援体制構築のため、各学校に対する巡回相談の充実を図ります。また、交流及び共同学習については、一人一人の実態や目標に応じて、計画的に実施していきます。【→取組1(90ページ)へ】
2. 増加する放課後や休日の障害児の預かりニーズに対し、子ども達の健全な育成を図るため、指導監査や研修等を通じて適切な支援や保育を提供し、子ども達が安心して過ごせるような環境を整備します。【→取組2(91ページ)へ】

数値目標

《評価指標（方針の達成度を測る指標）》

指標名	方向性	実績 (R4)	目標 (R6)	目標 (R7)	目標 (R8)
【方針1】特別支援学級在籍児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成率(%)	増加	99.6	100	100	100
【方針2】事業担当者会議及びこどもルーム指導員研修における研修等の受講割合(%) (事業担当者会議/こどもルーム)	増加	57.8 /72	60 /100	65 /100	70 /100

《参考指標（取組の成果や効果を測る指標）》

指標名	実績 (R4)	目標・見込		
		(R6)	(R7)	(R8)
放課後等デイサービス利用者数(人/月)	940	1,034	1,137	1,251

取組

取組Ⅰ インクルーシブ教育システムの充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育の充実に向け、連続性のある「多様な学びの場」の整備、支援内容の充実、教職員の適切な配置や専門性の向上等に取り組みます。そして、校内支援体制をより強化するために、指導主事等による学校等への巡回相談を行います。さらに、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進め、相互に理解を深める教育を推進します。

事業名(担当課)	事業内容
校内支援体制(多様な学びの場)と個に応じた支援の充実 (児童生徒課)	特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内支援体制の整備・充実を図る。また、障害のある児童生徒が、自立していくプロセスや社会参加の方法を適切な支援や指導の下で学ぶことができる環境を整備する。
個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成 (児童生徒課)	一人一人の教育的ニーズに合わせた指導・支援を行うため、障害のある児童生徒等の関係機関や指導内容等に関する情報についてまとめた計画を作成する。
教育支援員・医療的ケア看護師・個別支援教員の配置 (児童生徒課)	特別支援学級に在籍する児童生徒を始め、医療的ケアを必要とする児童生徒や不登校等、特別な支援や個別の支援を必要とする児童生徒に対する教育の充実を図るため、適切な配置を行う。
特別支援教育に関する研修及び特別支援教育コーディネーター連絡会等の開催 (児童生徒課)	児童生徒一人一人の教育的ニーズや特性に応じた教育の充実に向け、管理職及び教職員、特別支援教育コーディネーターに対し、特別支援教育に関する研修を実施する。
指導主事等による学校等への巡回相談 (児童生徒課)	校内支援体制の整備に向け、担任等に対して、担当指導主事や柏市特別支援教育巡回相談員による指導・助言を行う。
交流及び共同学習の推進(校内及び居住地校交流) (各学校)	共生社会の実現に向けて、障害の有無にかかわらず通常の学級、特別支援学級、小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習に取り組む。
特別支援教育就学奨励費 (学校教育課)	特別支援学級に在籍する児童生徒、及び通常学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒 ³⁸ の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、就学のために必要な経費の一部を援助する。
障害に配慮した教育環境の整備 (教育施設課)	障害等の有無にかかわらず、誰もが支障なく学校生活を送ることができるよう、長寿命化改良工事等施設の改修の際は、施設のバリアフリー化を進める。

³⁸ 学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒：一定の程度にある視覚や聴覚障害、肢体不自由、知的障害、病弱・身体虚弱により、支援を必要とする児童生徒のこと。

取組2 放課後や休日における居場所の充実

家庭の状況に応じて、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中に、放課後等デイサービスやこどもルーム等で小・中・高校生の障害児を預かり、生活能力向上のための訓練等を提供し、子どもの自立を促進するとともに、居場所づくりに取り組みます。また、柏市自立支援協議会こども部会事業担当者会議における情報共有や、各種研修等を通じて、サービスの質の確保に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
障害に配慮したこどもルームの環境整備 (学童保育課)	障害のある児童が安心してこどもルームを利用できるよう、必要に応じて改修を行う。
事業担当者会議の運営(柏市自立支援協議会こども部会) (障害福祉課、こども発達センター、キッズルーム)	市内指定放課後等デイサービス事業所が参加する事業担当者会議において、連携を図るための情報共有やグループワーク等の研修の実施等を通じて、支援の質の向上を図る。
こどもルーム指導員研修 (学童保育課)	障害の理解を深めるため、こどもルーム指導員への内部研修の実施と外部研修の受講を推進するほか、障害児等療育支援事業による巡回支援等、他機関との連携を促す。
《再掲》指導監査の実施 (指導監査課)	指定障害福祉サービス事業者に対して、障害児通所給付に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、実施指導を行う。

施策3 切れ目のない支援体制の構築（重点）

これまで取り組んできたこと

- 途切れなく適切な支援が受けられるよう、子どもの成長の記録や医療・福祉サービス等の利用に関する情報を記録・保管するライフサポートファイルの普及と活用の促進に取り組んでいます。
- 年長児の保護者から就学のための相談や、小中学校在校生から学校における支援の相談を受ける就学相談においては、2022年度に370件の相談がありました。また、小学校への引継ぎを目的とした就学移行支援計画は220件作成し、就学時の適切な引継ぎを図りました。
- 医療的ケアの支援の現場等からの意見や課題を抽出、対応を検討するため、柏市障害児等医療的ケア支援連絡会を開催しています。

市民が望んでいることや国・県の動向

- 基礎調査結果によれば、就園・就学への不安がある乳幼児期の保護者や、就労や進学への援助を希望する学齢期の保護者が多く見られます。また、卒業後にもさまざまな相談先や就労支援等を希望する保護者が5～6割程度おり、学齢期から卒業後を見据えた切れ目のない支援を希望していることがわかります。
- 同じく基礎調査結果によれば、ライフサポートファイルを使用している保護者は約1割で、ファイルを知らないと回答した保護者が約6割いました。
- 障害福祉関係団体ヒアリングでは、幼い時からの相談先が年齢で区切られた際の引継ぎや、義務教育期間後の相談支援の充実を求める意見が見られました。また、委託相談支援事業所ヒアリングでは、家庭全体を対象としたサポートにおける各機関の連携や役割分担が不明瞭との意見や、18歳以降の支援へのつなぎに難しさがあり、支援が途切れてしまうことがあるとの意見がありました。
- こども家庭庁では、障害児支援を子どもに関する政策において包括的に推進する中で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築することが重要であるとしています。このような縦に切れ目のない支援のみならず、地域の保健、医療、障害福祉、教育、就労支援等の関係機関が連携し、横に切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築に取り組んでいくことを目指しています。
- また、国では、医療的ケアが必要な子どもやさまざまな発達に課題のある子ども等について、医療、福祉、教育が連携して対応する環境整備を強化していくという方向性を示しています。

課題

1. 乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援体制が求められている一方、保護者からは乳幼児期における就園・就学の不安や、学齢期における卒後の不安など、子どもの成長による環境の変化に伴う不安が見られ、支援が途切れてしまう場合もあります。また、特に学齢期以降における相談先の不足も課題です。【→方針1へ】
2. 年齢によって、対応する部署や相談窓口が異なることや、利用可能な支援制度が変わることにより、支援のつなぎに難しさがある、支援機関間で十分に引継ぎが行われないなどの意見が見られ、支援にかかる関係機関の連携や役割分担が求められています。【→方針2へ】

方針

1. 子どもの成長に合わせて情報を連携させることで、出生から自立までの一貫した支援を行います。また、子どものあらゆる相談に対応し、高い専門性をもって、迅速かつ的確に必要な支援を提供します。また、18歳以降の若者も引き続き社会的な自立に向けて相談や必要な支援につなげていきます。【→取組1(94ページ)へ】
2. 地域の医療機関や福祉サービス事業所を始め、母子保健や児童福祉、教育等の各分野の連携や協働を図り、各分野の専門性を融合・共有するとともに、必要な情報を共有できる体制を構築していきます。【→取組2(95ページ)へ】

数値目標

上記方針の達成に向けては、2026年度に開設予定の「(仮称)柏市子ども・若者総合支援センター」において、各種取組・事業を進める予定です。開設にあたって、障害福祉分野と子ども分野で連携・協力し、乳幼児期から学齢期以降まで、敷居が低く幅広い相談窓口とその後の一貫した切れ目のない支援を提供できる組織体制や運営等の検討を進めています。そのため、本施策における具体的な指標設定については、新組織において検討することとします。

取組

取組Ⅰ 本人や家族を対象としたライフステージで途切れない支援

ライフステージによって支援が途切れてしまうことがないよう、ライフサポートファイル³⁹等を活用して、関係機関間で情報を共有しながら、一貫した支援を提供するとともに、各種相談やペアレント・プログラムの実施により、子どもの成長に合わせた保護者へのサポートに取り組みます。また、2026年度に開設予定の「(仮称)柏市子ども・若者総合支援センター」において、ライフステージに関係なく、あらゆる相談に対応できる体制を整備します。

事業名(担当課)	事業内容
ライフサポートファイルの活用促進 (こども発達センター、障害福祉課、児童生徒課)	保護者には記入方法や活用方法についてサポートし、あわせて自立支援協議会の連絡会等を通して支援者側に周知を図り、活用を促進する。
子育て世代包括支援センター運営事業 (地域保健課)	妊娠期から子育て期までの配慮や支援が必要な子どもや家庭に対し、切れ目のない相談・支援体制の充実のため、訪問や電話、来所相談及び適宜必要な機関につなぐ。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援課)	子育ての孤立の防止及び負担を軽減するため、乳幼児親子が安心して集うことができる場を提供し、親子同士の交流を通じた仲間づくりや、子育て関連情報の提供、子育ての悩み相談、育児講座などを実施している。
家庭児童相談((仮称)柏市子ども・若者総合支援センターの開設) (こども支援室)	すべての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、あらゆる相談に対応できる窓口と体制を構築するとともに、特に児童虐待等の困難な状況にある要支援児童及び要保護児童等への支援業務の強化を図る。
ペアレント・プログラム (子育て支援課)	3~6歳の子どもを持つ、子育てに難しさを感じる保護者を対象に、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を伝え、楽しく子育てしてもらうことを目的にプログラムを実施する。
教育相談 (児童生徒課)	教育支援室に臨床心理士等を配置し、原則、幼児、小学生、中学生を対象として、発達障害や不登校・進学等の子育てや教育に関する相談・発達検査等に対応する。
就学相談(就学移行支援計画) (児童生徒課)	小中学校在校生及び年長児の保護者を対象として、学校における一人一人に合った支援・就学のための相談を実施する。また、小学校への引継ぎのために就学移行支援計画を活用する。

³⁹ ライフサポートファイル:子どもの成長の記録や医療・福祉サービス等の利用に関する情報について、保護者が記録・保管し、関係機関との情報共有や、将来いろいろな制度を利用する際に活用する。

取組2 支援機関間の連携強化による途切れない支援

こども園・幼稚園・保育園と児童発達支援事業者、小中学校と放課後等ディサービス事業者など、子どもの支援に携わる関係機関が情報共有・連携しながら支援が行えるよう、柏市自立支援協議会こども部会を始めとした各種会議において連携強化に取り組みます。

事業名(担当課)	事業内容
柏市自立支援協議会こども部会の運営 支援 (障害福祉課)	障害児や発達の気になる児童、その家族のための支援体制の整備を目的に、支援にかかる関係者による協議等を行うこども部会の運営を支援する。
幼保こ小連絡協議会の開催 (教育研究所)	幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、こども園・幼稚園・保育園等と小学校の相互理解と連携の充実を図る。
《再掲》柏市障害児等医療的ケア支援連絡会の開催 (障害福祉課)	医療的ケアを必要とする障害児者の支援体制の構築や関係機関のネットワーク化を図るために連絡会を開催する。
要保護児童対策地域協議会の開催 (こども支援室)	要保護児童及び特定妊婦の経過の情報共有、支援の評価、支援方針の見直しを図るため、関係部署・機関と進行管理部会を毎月開催する。また、個別ケース検討会議も開催し、要保護児童等の健全な発育発達につなげる。
(仮称)柏市子ども・若者総合支援センターの開設 (こども支援室)	家庭児童相談のほか、母子保健や教育分野、また若者支援等との一体的な支援体制を構築し、妊娠・出産期から若者の自立支援まで継続的な支援を提供し、児童等の健全な発育発達につなげる。
《再掲》保育所等訪問支援事業 (キッズルーム)	こども園・幼稚園・保育園等に通う障害児に対して、定期的に訪問支援員が訪問し、集団生活に適応できるように、専門的な支援を提供する。また、その子どもに関わる職員に対して、関わり方等を助言する。
《再掲》障害児等療育支援事業(巡回支援) (こども発達センター)	発達の気になる子どもを抱える、こども園・幼稚園・保育園等を対象に、公認心理師等の資格を持った巡回支援専門員が施設を訪問し、職員に助言等を行い、障害の理解や日々の保育等の取組に役立つよう支援する。また、支援の一環として、職員を対象に発達等に関する研修会も実施する。
《再掲》医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 (障害福祉課)	医療的ケア児等が必要とする保健、医療、福祉等の多分野にまたがる支援を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる。

第3章 障害福祉計画

障害福祉計画の体系

大項目	中項目	小項目	基本計画(柱)との関連	
			柱	頁
1. 障害福祉計画の基本指針	(1)	計画の策定にあたって	-	-
	(2)	国の基本指針の概要	-	-
2. 成果目標の設定	(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	柱1 柱2	p.40~ p.56~
	(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	柱2	p.56~
	(3)	地域生活支援の充実	柱1 柱2	p.40~ p.56~
	(4)	福祉施設から一般就労への移行等	柱3	p.69~
	(5)	障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》	柱4	p.82~
	(6)	相談支援体制の充実・強化等	柱1	p.40~
	(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	柱2 柱4	p.56~ p.82~
3. 活動指標 (障害福祉サービスの見込み)	(1)	訪問系サービス	柱2	p.56~
		居宅介護		
		重度訪問介護		
		同行援護		
		行動援護		
	(2)	日中活動系サービス	柱2 柱3	p.56~ p.69~
		生活介護		
		重度障害者の生活介護		
		自立訓練(機能訓練)		
		自立訓練(生活訓練)		
		就労選択支援		
		就労移行支援		
		就労継続支援(A[雇用]型)		
		就労継続支援(B[非雇用]型)		
		就労定着支援		
	(3)	居住系サービス	柱2	p.56~
		自立生活援助		
		共同生活援助(グループホーム)		
		重度障害者の共同生活援助(グループホーム)		
		施設入所支援		
	(4)	相談支援関連	柱1 柱2	p.40~ p.56~
		計画相談支援		
		地域移行支援		
		地域定着支援		

大項目	中項目	小項目	基本計画(柱)との関連	
			柱	頁
3. 活動指標 (障害福祉サービスの見込み)	(5) 障害児福祉サービス《障害児福祉計画》	児童発達支援	柱4	p.82~
		放課後等デイサービス		
		保育所等訪問支援		
		居宅訪問型児童発達支援		
		障害児相談支援		
		医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置		
	(6) 発達障害者等に対する支援	ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	柱4	p.82~
		ペアレントメンターの人数		
		ピアサポートの活動への参加人数		
	(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場	柱2	p.56~
		開催回数		
		参加者数		
		目標設定及び評価の実施回数		
		精神障害者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助・自立訓練(生活訓練)		
	(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組	基幹相談支援センターの設置	柱1 柱2	p.40~ p.56~
		基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化		
		協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善		
	(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	柱2 柱4	p.56~ p.82~
		障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有		
		指導監査結果の関係市町村との共有		
4. 活動指標 (地域生活支援事業の見込み)	(1) 必須事業	理解促進研修・啓発事業	柱1 柱2 柱3 柱4	p.40~ p.56~ p.69~ p.82~
		自発的活動支援事業		
		相談支援事業		
		成年後見制度利用支援事業		
		成年後見制度法人後見支援事業		
		意思疎通支援事業		
		日常生活用具給付等事業		
		手話奉仕員養成研修事業		
		移動支援事業		
		地域活動支援センター機能強化事業		
		専門性の高い意思疎通支援事業		
	(2) その他事業	日中一時支援事業	柱1 柱2	p.40~ p.56~
		訪問入浴サービス事業		
		点字・声の広報等発行事業		
		奉仕員養成・研修事業		
		障害者グループホーム入居者家賃助成事業		

I. 障害福祉計画の基本指針

(1) 計画の策定にあたって

「第7期柏市障害福祉計画」及び「第3期柏市障害児福祉計画」は、2024年度から2026年度までを対象とし、障害福祉サービス及び相談支援、並びに地域生活支援事業を提供するための体制確保が、総合的かつ計画的に行えるように策定するものです。

策定にあたっては、国で策定する「基本指針」に基づく必要があります。「基本指針」には、配慮する点や基本的考え方等が提示されるとともに、提供体制の確保に係る2026年度末までの目標として、7つの「成果目標」を設定することが示されています。合わせて、成果目標を達成するために、障害福祉サービスの利用人数や利用日数に係る「活動指標」を設定することが求められています。

本市においても、国の基本指針に基づき、サービス提供事業者と連携をとりながら提供体制の充実を図ります。

(2) 国の基本指針の概要

《配慮する点》

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障害者の社会参加を支える取組定着

《障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方》

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進
5. 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
6. 依存症対策の推進

《相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方》

1. 相談支援体制の充実・強化
2. 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
3. 発達障害者等に対する支援
4. 協議会の活性化

《障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方》

1. 地域支援体制の構築
2. 保育, 保健医療, 教育, 就労支援等の関係機関と連携した支援
3. 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進
4. 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
5. 障害児相談支援の提供体制の確保

2. 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

《国の基本指針》

- 施設入所者の地域生活への移行: 2026年度末時点で、2022年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- 施設入所者の削減: 2026年度末時点で、2022年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

《市の目標値》

施設入所者の地域生活への移行については、入所者本人や家族の意向を確認し、地域生活への移行ありきとならないよう配慮しながら、国の基本指針で示される6%(11人)の地域移行を目標に設定します。併せて、2026年度末時点での施設入所者数についても、国の基本指針で示される5%(9人)の削減を目標値とします(新規入所者は2人を想定)。

項目	目標値	考え方
2026年度末時点の地域生活移行者数	11人 (6.0%)	2022年度末施設入所者数187人の6.0%
2026年度末時点の施設入所者の削減の割合	9人 (5.0%)	2026年度末施設入所者数178人(新規入所者は2人を想定)

《関連する活動指標》

- (1) 訪問系サービス
- (2) 日中活動系サービス
- (3) 居住系サービス
- (4) 相談支援関連

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1-施策1-取組1 「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱1-施策1-取組2 「多分野の協働による相談支援の充実」
- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」
- 柱2-施策1-取組2 「高齢障害・重度障害等にも対応できる居住環境の整備」
- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《国の基本指針》

- 【県】精神障害者の精神病棟から退院後1年以内の地域における平均生活日数:2026年度における平均が325.3日以上
- 【県】精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上, 65歳未満):2026年度末における目標値を設置(基本指針で示される計算式で算定)
- 【県】精神病床における早期退院率:2026年度において、入院後3か月時点の退院率が68.9%以上、入院後6か月時点が84.5%以上、入院後1年時点が91.0%以上

《市の目標値》

数値目標については県が定める事項となります。入院している精神障害者が地域生活(自宅やグループホーム等)に移行するにあたり、地域移行支援や地域定着支援を始めとした障害福祉サービスの提供等、支援を行う必要があります。これまでの実績を踏まえ、本目標に関連する活動指標を設定します。

《関連する活動指標》

- (7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

《関連する障害者基本計画の事業》

- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」
- 柱2-施策1-取組2 「高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備」
- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」

(3) 地域生活支援の充実

《国の基本指針》

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制を構築：2026年度末までに整備及び体制構築
- 支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討：年1回以上実施
- 強度行動障害を有する者に関する、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制を整備（新規）：2026年度末までに体制を整備

《市の目標値》

本市においては、2019年度末までに地域生活支援拠点4か所を面的・機能別に整備を行い、国 の基本方針で示されているコーディネーターの配置等による支援体制及び緊急時の連絡体制を構築しています。今後は、地域性への配慮やさまざまな障害に対する支援体制を整備するため、年2回を目途に、各地域生活支援拠点等の運用状況の評価を行い、その結果を柏市自立支援協議会に報告します。

また、柏市自立支援協議会くらし部会において関係機関の連携の下、強度行動障害者の地域における支援体制の検討を行います。

項目	目標値	考え方
地域生活支援拠点等の整備、効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有	2019年度末までに地域生活支援拠点4か所整備済、合わせて支援体制及び緊急時の連絡体制も構築済
支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討	2回／年	参考値：2022年度は2回／年開催
強度行動障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	有	柏市自立支援協議会くらし部会を支援体制とする

《関連する活動指標》

- (3) 居住系サービス

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1－施策1－取組1 「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱2－施策1－取組1 「地域生活を支える場の充実」

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

《国の基本指針》

- 福祉施設から一般就労への移行者数:2026年度中に2021年度実績の1.28倍以上
- 一般就労への移行者数(就労移行支援事業):2026年度中に2021年度実績の1.31倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:2026年度において、就労移行支援事業所の5割以上(新規)
- 一般就労への移行者数(就労継続支援A型事業):2026年度中に2021年度実績の1.29倍以上
- 一般就労への移行者数(就労継続支援B型事業):2026年度中に2021年度実績の1.28倍以上
- 就労定着支援事業の利用者数:2026年度中に2021年度末実績の1.41倍以上
- 就労定着率⁴⁰が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2026年度において、就労定着支援事業所の2割5分以上

《市の目標値》

本市においては、障害者就業・生活支援センター等を始めとした関係機関の連携による障害者雇用の促進や、ジョブコーチ派遣事業等の活用を通じた職場定着支援の強化により、一般就労及び職場定着の促進を図ります。

項目	目標値	考え方
2026年度中に福祉施設から一般就労へ移行する人数	74人	2021年度実績(58人)の1.28倍
2026年度中に就労移行支援事業から一般就労へ移行する人数	54人	2021年度実績(43人)の1.25倍
2026年度における就労移行支援事業のうち、就労移行支援事業利用終了者で一般就労に移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割 (4事業所)	参考値:2023年度の就労移行支援事業所数(8事業所)
2026年度中に就労継続支援A型事業から一般就労へ移行する人数	12人	2021年度実績(9人)の1.3倍
2026年度中に就労継続支援B型事業から一般就労へ移行する人数	8人	2021年度実績(6人)の1.3倍
2026年度中の就労定着支援事業の利用者数	67人	2021年度実績(49人)の1.37倍
2026年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%	参考値:2022年度末の就労定着率が7割以上の事業所割合は13%

《関連する活動指標》

- (2) 日中活動系サービス

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱3-施策1-取組1 「一般就労及び職場定着の促進」
- 柱3-施策1-取組2 「工賃向上の取組強化」

⁴⁰ 就労定着率:過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42か月以上78か月未満の期間継続して就労している者、または就労していた者の占める割合。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等《障害児福祉計画》

《国の基本指針》

- 児童発達支援センターの設置:2026年度末までに各市町村または各圏域に1か所以上設置
- 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築:2026年度末までに推進体制を構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の設置:2026年度末までに各市町村または圏域に1か所以上設置
- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置:2026年度末までに整備
- 【県】難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保、及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築:2026年度末までにそれぞれの体制を構築
- 【県】医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置:2026年度末までに整備
- 【県】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置:2026年度末までに整備
- 【県】障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置:2026年度末までに設置

《市の目標値》

国の基本指針に挙げられている児童発達支援センター等については、本市において既に設置・確保等の対応済です。引き続き、各事業を活用し充実した支援を目指します。

項目	目標値	考え方
児童発達支援センター設置数	有	2013年度に設置済
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築	有	柏市自立支援協議会こども部会を推進体制とする
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	有	市内に8か所確保済
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場設置及びコーディネーターの配置	有	協議の場は2013年度、コーディネーターは2018年度に設置済

《関連する活動指標》

- (5) 障害児福祉サービス《障害児福祉計画》

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱4-施策1-取組1 「障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実」
- 柱4-施策1-取組2 「こども園・幼稚園・保育園等、地域で適切な支援が受けられる体制の強化」
- 柱4-施策2-取組2 「放課後や休日における居場所の充実」
- 柱4-施策3-取組2 「支援機関間の連携強化による途切れない支援」

(6) 相談支援体制の充実・強化等

《国の基本指針》

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置：2026年度末までに設置
- 基幹相談支援センターが地域の相談支援体制強化を図る体制を確保：2026年度末までに体制を確保
- 協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組及び取組を行うための体制を確保：2026年度末までに体制を確保

《市の目標値》

本市においては、地域における相談支援体制の強化を図るため、中核機関である基幹相談支援センターの機能強化に取り組みます。また、柏市自立支援協議会相談支援部会における情報交換や個別事例の検討を通じ、地域の課題を抽出し、それらの課題について自立支援協議会で協議や共有を行うことで、地域課題の解決を図ります。

項目	目標値	考え方
基幹相談支援センターの設置	有	2014年度に設置済
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	活動指標で設定	118ページを参照
協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組及び取組を行うための体制の確保	活動指標で設定	118ページを参照

《関連する活動指標》

- (8) 相談支援体制の充実・強化のための取組

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱I-施策I-取組1 「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱I-施策I-取組2 「多分野の協働による相談支援の充実」

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

《国の基本指針》

- 各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質向上のための以下の取組を実施する体制を構築：2026年度末までに体制を構築
 - 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
 - 【県】計画的な人材養成の推進
 - 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
 - 指導監査結果の関係市町村との共有

《市の目標値》

本市においては、県が主催する虐待防止・権利擁護・障害支援区分認定調査員に係る研修等幅広いテーマの研修に参加しています。障害者自立支援審査支払等システムを適時確認し、請求の過誤が多くみられた場合は集団指導の場で説明しており、必要とされる体制を確保しています。また、事業者を対象とした指導監査を通じて、課題が見つかれば必要に応じ県と情報共有を行っているほか、県・関係市との連絡会議を開催しさまざまな課題について情報共有を図ります。

項目	目標値	考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	活動指標で設定	119ページを参照

《関連する活動指標》

- (9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」
- 柱4-施策2-取組2 「放課後や休日における居場所の充実」

3. 活動指標（障害福祉サービスの見込み）

障害福祉サービスの種類ごとに、必要となるサービスの見込量を定め、その確保に向けた方策に取り組んでいきます。見込量については、2015年度から2022年度におけるサービスの利用実績及び傾向を踏まえ算出しています。

（Ⅰ）訪問系サービス

訪問系サービスは全体に増加傾向にあり、今後も必要なサービス量は増加すると予測し、見込量を設定します。障害者が安心して地域生活を継続し、社会参加できるよう、引き続きこれらサービスを提供する事業者の確保に努めます。

項目	事業概要
居宅介護	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障害、精神障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害者（児）が移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援を行います。
行動援護	知的、精神障害者で自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な重度障害者に対し、ヘルパーや施設通所等の包括的な提供を行います。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
居宅介護	人／月	479	519	540	561	584
	時間／月	11,964	12,508	12,954	13,472	14,011
重度訪問介護	人／月	28	36	40	45	51
	時間／月	9,633	12,840	13,588	15,218	17,045
同行援護	人／月	71	78	76	76	76
	時間／月	1,366	1,629	1,499	1,518	1,537
行動援護	人／月	16	18	22	28	34
	時間／月	196	292	312	387	480
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱2-施策2-取組Ⅰ「在宅生活を支援するサービスの充実」

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活介護、就労に関する支援、短期入所（福祉型）へのニーズが引き続き増加すると予想し、見込量を設定します。広域的な連携による提供事業所の拡充も含め、必要となるサービス量の確保に努めます。また、今期計画から新たな活動指標として追加となった重度障害者に対する生活介護と短期入所について、特に注視しつつ必要なサービス提供体制を整えます。

項目	事業概要
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創造的活動または生産活動の機会を提供します。
重度障害者の生活介護	強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアが必要な人など重度障害者に必要な生活介護を行います。
自立訓練（機能訓練）	理学療法、作業療法等必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	入浴、排泄及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労選択支援	障害者本人の能力や希望、配慮事項を事前に把握し、一人一人のニーズに応じて就労先を選択できるよう支援を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障害者を対象に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後の職場への定着のために必要な相談等の支援を行います。
就労継続支援 (A〔雇用〕型)	A〔雇用〕型は、雇用契約に基づき、生産活動、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B〔非雇用〕型)	B〔非雇用〕型は、一般企業等での就労が困難な障害者を対象に、生産活動、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労した障害者の就労の継続を図るため、相談を通じて生活面・社会面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や必要な支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者を対象に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
短期入所 (ショートステイ) (福祉型・医療型)	自宅で介護する人の病気などにより、障害者支援施設などに短期間入所することが必要な障害者を対象に、障害者支援施設や療養介護事業所などへ短期間入所し、入浴、排泄または食事の介護等を提供します。
重度障害者の短期入所 (福祉型・医療型)	強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアが必要な人など重度障害者に必要な短期入所の支援を行います。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
生活介護	人／月	645	682	696	710	724
	人日／月	12,741	14,007	13,217	13,482	13,751
重度障害者の生活介護	人／月			278	284	289
	人日／月			5,287	5,393	5,500
自立訓練(機能訓練)	人／月	0	1	1	1	1
	人日／月	0	4	9	9	10
自立訓練(生活訓練)	人／月	16	29	17	16	16
	人日／月	327	555	294	290	286
就労選択支援	人／月	—	—	6	7	7
就労移行支援	人／月	136	138	142	146	151
	人日／月	2,498	2,460	2,416	2,489	2,564
就労継続支援 (A[雇用]型)	人／月	178	204	231	260	294
	人日／月	3,610	3,792	4,149	4,689	5,298
就労継続支援 (B[非雇用]型)	人／月	518	563	591	621	652
	人日／月	8,718	9,824	9,458	9,931	10,428
就労定着支援	人／月	49	58	61	64	67
	人日／月	49	58	61	64	67
療養介護	人／月	29	31	28	28	28
短期入所(福祉型)	人／月	91	148	154	160	166
	人日／月	537	525	770	800	832
重度障害者の短期入所 (福祉型)	人／月			10	11	11
	人日／月			52	54	56
短期入所(医療型)	人／月	3	2	3	3	3
	人日／月	20	16	14	14	15

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」
- 柱3-施策1-取組1 「一般就労及び職場定着の促進」
- 柱3-施策1-取組2 「工賃向上の取組強化」

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、地域生活移行の推進や介助を行う保護者の高齢化などにより、共同生活援助（グループホーム）へのニーズがさらに高まると予想し、見込量を設定します。また、今期計画から新たな指標として追加になった重度障害者に対する共同生活援助（グループホーム）について、施設の整備や支援者育成の支援等により、必要量の確保に努めます。

項目	事業概要
自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時に適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、主に夜間や休日、相談や日常生活上の援助を行います。
重度障害者の共同生活援助 (グループホーム)	強度行動障害、高次脳機能障害、医療的ケアが必要な人など重度障害者に必要な共同生活援助の支援を行います。
施設入所支援	施設に入所している障害者に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討を行います。

サービス種別	単位	第6期実績		第7期見込		
		2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
自立生活援助	人／月	0	4	1	1	1
共同生活援助（グループホーム）	人／月	403	488	566	657	762
重度障害者の共同生活援助（グループホーム）	人／月			113	131	152
施設入所支援	人／月	186	186	188	188	188
地域生活支援拠点等の機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	回	2	2	1	1	1

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」
- 柱2-施策1-取組2 「高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備」

(4) 相談支援関連

相談支援関連については、障害者手帳や福祉サービス受給者証所持者数の増加を踏まえ、サービス利用時に必要となる計画相談支援へのニーズが高まる予想し、見込量を設定します。事業所間の連携及び相談支援従事者の人材育成を通じて、適切なサービス提供体制の確保に努めます。

項目	事業概要
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域相談支援利用者のサービス等利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
地域移行支援	障害者支援施設入所者や病院に入院している精神障害者に対し、地域生活に移行するための相談や支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域移行した人、単身や家族の状況等により支援が必要な障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の対応を行います。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
計画相談支援	人／月	657	613	674	742	816
地域移行支援	人／月	3	1	2	2	2
地域定着支援	人／月	1	1	1	1	1

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1-施策1-取組1 「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱1-施策1-取組2 「多分野の協働による相談支援の充実」
- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」

(5) 障害児福祉サービス《障害児福祉計画》

障害児福祉サービスは障害者に対するサービスと比べ、福祉サービス受給者証所持者数の増加率が高く、支援ニーズの高まりがみられることや、これまでの利用実績の伸びを踏まえ、特に児童発達支援及び放課後等デイサービス、保育所等訪問支援へのニーズがさらに高まると予想し、見込量を設定します。これらサービスの提供においては、関係部署や関連支援機関との連携を通じて、適切なタイミングで適切な支援が提供できる体制の確保に努めます。

項目		事業概要
障害児 通所支援	児童発達支援	療育の必要な未就学児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	小・中・高校生の障害児に対して、放課後や休日、夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
	保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のあるスタッフが、保育所等を定期的に訪問し、障害児や保育所等の職員に対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態にある障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児 入所支援	福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設	障害児が入所して、保護や日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の訓練を受ける施設です。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを行います。
障害児 相談支援	医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
児童発達支援	人／月	534	624	736	869	1,025
	人日／月	5,102	5,699	6,627	7,820	9,227
放課後等デイサービス	人／月	837	940	1,034	1,137	1,251
	人日／月	9,942	11,381	12,408	13,649	15,014
保育所等訪問支援	人／月	54	74	86	100	116
	人日／月	76	109	86	100	116
居宅訪問型児童発達支援	人／月	0	0	0	0	0
	人日／月	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人／月	222	176	188	202	216
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人／月	7	8	5	5	5

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱4－施策1－取組1 「障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実」
- 柱4－施策1－取組2 「こども園・幼稚園・保育園等、地域で適切な支援が受けられる体制の強化」
- 柱4－施策2－取組2 「放課後や休日における居場所の充実」
- 柱4－施策3－取組2 「支援機関間の連携強化による途切れない支援」

(6) 発達障害者等に対する支援

本市では、発達障害者及び発達障害児に対象を絞ったペアレントプログラム等は実施しておりませんが、県及び市内の団体や子育て支援の分野で実施しているペアレントプログラムやペアレントセンター養成研修等を積極的に紹介し、受講者数の増加に努めます。ピアサポート活動についても本市では実施していませんが、県のピアサポート養成講座修了者の紹介等に取り組みます。

項目	事業概要
ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数(保護者)及びプログラムの実施者数(支援者)の見込みを設定します。
ペアレントメンターの人数	現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定します。
ピアサポート活動への参加人数	現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定します。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
支援プログラム等の受講者数(保護者)	人	0	0	0	0	0
支援プログラム等の実施者数(支援者)	人	0	0	0	0	0
ペアレントメンターの人数	人	0	0	0	0	0
ピアサポート活動への参加人数	人	0	0	0	0	0

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱4-施策1-取組1 「障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実」

(7) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、「柏市精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進会議」として、関係者の協議の場を定期的に開催しています。協議の場の開催回数及び参加者数については、第6期の実績を踏まえ設定します。精神障害者の各種サービスについては、利用者数の見込みを勘案し見込量を設定します。

項目	事業概要
開催回数	市町村ごとに保健、医療、福祉の関係者による協議の場を設置し、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。
保健、医療及び 福祉関係者によ る協議の場	同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するため必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
目標設定 及び評価の 実施回数	同協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築するため必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障害者の地域移行支援・ 地域定着支援・共同生活援助・ 自立生活援助・自立訓練（生活 訓練）	現に各サービスを利用している精神障害者の人数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち各サービスの利用が見込まれる方の人数等を勘案し、利用者数の見込みを設定します。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
保健、医療 及び福祉関 係者による 協議の場	開催回数 参加者数 目標設定及び評 価の実施回数	回 人 回	12 190 1	14 250 1	13 250 1	13 250 1
精神障害者の地域移行支援	人／月	3	1	2	2	2
精神障害者の地域定着支援	人／月	1	1	1	1	1
精神障害者の共同生活援助	人／月	157	186	226	263	305
精神障害者の自立生活援助	人／月	0	1	1	1	1
精神障害者の自立訓練 (生活訓練)	人／月			12	12	11

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」
- 柱2-施策1-取組2 「高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備」
- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組

本市において、基幹相談支援センターは設置済みです。基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化、及び協議会における個別事例の検討に関しては、これまでの実績や取組を踏まえ、各サービスや取組の見込量を設定します。

項目	事業概要
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定します。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定します。また、基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定します。
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数(頻度)の見込みを設定します。

基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
	サービス種別	単位	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有	有	有	有
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	124	52	60	65	70	
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	件	10	9	10	10	10	
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	回	19	15	8	8	8	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	回			20	20	20	
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	人			4	4	4	
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数及び参加事業者・機関数	回			6	6	6	
	人・箇所			210	210	210	
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	個			4	4	4	
	回			12	12	12	

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1-施策1-取組1 「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱1-施策1-取組2 「多分野の協働による相談支援の充実」
- 柱2-施策1-取組1 「地域生活を支える場の充実」

(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービスの質を向上させるための取組として、引き続き、県主催の研修に積極的に参加します。障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果については、適宜集団指導の場を設けるなど共有の体制を確保しており、今後も同様の取組を継続します。指導監査結果に関しては、県及び関係市と連絡会議を開催し、必要に応じ課題等について情報共有を行っています。

項目	事業概要
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修やその他の研修への市町村職員の参加人数の見込みを設定します。
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数の見込みを設定します。
指導監査結果の関係市町村との共有	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込みを設定します。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
都道府県が実施する研修への参加人数	人	11	12	15	15	15
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制及び実施回数	有無	有	有	有	有	有
	回	1	1	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有体制及び共有回数	有無	有	有	有	有	有
	回	0	0	必要に 応じ実施	必要に 応じ実施	必要に 応じ実施

《関連する障害者基本計画の事業》

- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」
- 柱4-施策2-取組2 「放課後や休日における居場所の充実」

4. 活動指標（地域生活支援事業の見込み）

地域生活支援事業は、障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施するものです。

見込量については、2015年度から2022年度におけるサービスの利用実績及び傾向を踏まえ算出しています。

(I) 必須事業

項目	事業概要
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障害者等に対する理解を深めるため、講座開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動などの研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障害者等やその家族、市民等が自発的に行う活動（災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援）に対して支援を行います。
相談支援事業	障害児者やその家族などからの相談に適切に対応するために、地域生活支援拠点も含めた民間事業者の専門性を活用しながら、地域で身近な相談窓口を確保します（地域生活支援拠点では任意事業の「地域移行の安心生活支援」のコーディネート事業を活用して24時間の相談受付・コーディネートを実施します）。専門的な相談への対応や市内の相談支援体制の質の向上を図るため、体制づくりの中心となる複数の地域生活支援拠点及び基幹相談支援センターで、柏市自立支援協議会を活用した相談支援従事者に対する研修を実施し、ネットワークの構築に努めます。また、障害者が安心して地域での生活を送れるよう、住宅入居の支援や後見制度の利用支援など、権利擁護を行うとともに、専門的な療育指導が受けられる体制を整備します。
成年後見制度利用支援事業	障害などにより生活上の判断が困難な方で、身寄りがないなど、親族などによる後見等開始の審判の申立てができる方について、市長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な方に対して、審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とします。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある障害者に、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

項目	事業概要
日常生活用具給付等事業	<p>障害者に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することなどにより、生活の便宜を図り、その福祉の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護・訓練支援用具：身体介護を支援する用具や訓練用具 〔例〕特殊寝台、特殊マット、訓練用ベッド 自立生活支援用具：入浴、調理、移動など生活の自立を支援する用具 〔例〕入浴補助用具、移動支援用具、聴覚障害者用屋内信号装置 在宅療養等支援用具：在宅療養等を支援する用具 〔例〕電気式痰吸引器、盲人用体温計 情報・意思疎通支援用具：情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具 〔例〕ファックス、人工喉頭、点字器 排泄管理支援用具：排泄管理を支援する衛生用具 〔例〕ストマ用装具、紙おむつ 住宅改修費：居宅での円滑な生活動作等を図るための小規模な住宅改修 〔例〕手すり設置
手話奉仕員養成研修事業	手話奉仕員を養成するための研修事業を実施します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者に対して、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促進します。
地域活動支援センター機能強化事業	障害者などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど、多様な活動を行う場を設けます。
専門性の高い意思疎通支援事業	福祉に関する知識や基本的な技術を身につけた要約筆記者を養成します。また、広域的な派遣や市で実施が困難な派遣等を可能にするため、関係機関と連携を図り、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行います。さらに、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修及び盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を、千葉県、千葉市、船橋市と共同事業で行います。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有無	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	有無	有	有	有	有	有
相談支援機能強化事業	有無	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有	有	有
障害児等療育支援事業	有無	有	有	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	人／年	22	26	30	32	34
成年後見制度法人後見支援事業	有無	有	有	有	有	有
手話通訳者設置事業	通訳者数	3	3	3	3	3
	相談件数／年	1,821	3,962	2,576	2,564	2,551
手話通訳者派遣事業	通訳者数	18	18	18	18	18
	派遣件数／年	518	520	547	557	566
要約筆記者派遣事業	筆記者数	18	17	18	18	18
	派遣件数／年	50	85	60	62	65
介護・訓練支援用具	件／年	13	16	22	22	22
自立生活支援用具	件／年	34	20	44	44	44
在宅療養等支援用具	件／年	38	56	46	46	46
情報・意思疎通支援用具	件／年	28	43	44	44	44
排泄管理支援用具	件／年	762	781	789	797	805
住宅改修費	件／年	12	6	9	9	9
手話奉仕員養成研修事業	講習修了者	26	32	23	24	25
移動支援事業	人／月	304	323	326	329	333
	時間／月	4,185	5,171	2,936	2,965	2,995
地域活動支援センター機能強化事業(市内)	実施か所	5	4	6	6	6
	人／月	191	178	188	188	188
地域活動支援センター機能強化事業(市外)	実施か所	3	2	4	4	4
	人／月	10	6	11	11	11
要約筆記者養成研修事業	講習修了者	—	4	5	—	5
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習修了者	0	0	1	1	1
手話通訳者派遣事業(広域派遣)	人／年	0	1	1	1	1
要約筆記者派遣事業(広域派遣)	人／年	0	0	1	1	1
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	人／年	2	2	2	2	2

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1－施策1－取組1 「相談支援・ケアマネジメント体制の充実」
- 柱1－施策1－取組2 「多分野の協働による相談支援の充実」
- 柱1－施策2－取組1 「成年後見制度の利用促進」
- 柱1－施策3－取組2 「意思疎通支援の充実」
- 柱2－施策1－取組2 「高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備」
- 柱2－施策2－取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2－施策2－取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」
- 柱3－施策2－取組2 「交流・居場所づくりの促進」
- 柱3－施策3－取組1 「共生意識の醸成」
- 柱3－施策3－取組2 「協働による福祉活動の促進」
- 柱4－施策1－取組1 「障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実」

(2) その他の事業

項目	事業概要
日中一時支援事業	宿泊を伴わない日中の一時的な見守りの場や活動の場を提供し,在宅で介護をしている家族の就労や一時的な休息を支援します。
訪問入浴サービス事業	重度の身体障害者に対して,訪問により浴槽を提供して入浴の介助を行い,身体の清潔の保持,心身機能の維持等を図ります。
点字・声の広報等発行事業	視覚障害者向けに「点字・声の広報」の発行を行います。
奉仕員養成・研修事業	点訳奉仕員,朗読奉仕員の養成・研修事業を行います。
障害者グループホーム入居者家賃助成事業	グループホームなどに入居する障害者のうち,市民税が非課税の方に対して家賃を助成します。

サービス見込量		第6期実績		第7期見込		
サービス種別	単位	2021 年度	2022 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
日中一時支援事業	人／月	160	190	225	228	231
	人日／月	769	951	1,103	1,119	1,135
訪問入浴サービス事業	人／月	23	32	30	30	31
	人日／月	147	242	186	185	184
点字広報発行事業	発行部／月	22	20	20	20	20
声の広報発行事業	発行部／月	74	74	75	75	75
点訳奉仕員養成・研修事業	人／年	16	4	13	13	13
朗読奉仕員養成・研修事業	人／年	21	—	18	—	—
入居者家賃助成事業	人／年	299	366	403	443	487

《関連する障害者基本計画の取組》

- 柱1-施策3-取組1 「情報の提供と利活用の充実」
- 柱2-施策1-取組2 「高齢障害・重度障害等にも対応できる環境の整備」
- 柱2-施策2-取組1 「在宅生活を支援するサービスの充実」
- 柱2-施策2-取組2 「日中活動や医療等のサービスの充実」

付屬資料

I. 計画策定の流れ

(1) 策定経過

計画の策定にあたっては、障害者ご本人や家族、障害者団体、委託支援事業所等からのアンケートやヒアリング、パブリックコメントなどにより収集した意見を踏まえ、障害福祉を巡る現状や今後の方針性などについて検討し、計画素案を作成の上、柏市自立支援協議会及び柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会において、専門的見地から審議を行い、計画策定を進めました。

		柏市健康福祉審議会	柏市自立支援協議会	その他
2022年度	4月			
	5月			策定支援業務委託にかかる公募型プロポーザル選定委員会
	6月		運営会議①22日	
	7月	分科会①21日	全体会①7日	
	8月			障害者向け・市民向けアンケート調査(8/10~9/16)
	9月			委託相談支援事業所ヒアリング(9/27, 9/30)
	10月		運営会議②19日	障害福祉関係団体ヒアリング(9/28~9/30, 11/9) 障害児向けアンケート調査(追加)(11/8~11/22)
	11月	分科会②17日	全体会②2日	
	12月			
	1月		運営会議③19日	
	2月	分科会③16日	全体会③1日	
	3月			
2023年度	4月			
	5月	分科会①25日	運営会議①(計画策定会議)16日	
	6月			
	7月		運営会議②6日、全体会①20日	
	8月	分科会②3日		
	9月		運営会議③(計画策定会議)22日	
	10月	分科会③5日	運営会議④19日	
	11月	分科会④16日	全体会②2日	パブリックコメント (11/27~12/26)
	12月			
	1月		運営会議⑤18日	
	2月	分科会⑤15日	全体会③1日	
	3月			

(2) 柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会

① 委員名簿

氏名(敬称略)	所属	備考
松浦 俊弥	淑徳大学	会長
小柴 明人	千葉県立柏特別支援学校	副会長
松永 光代	社会福祉法人緑の会	
秋谷 正	社会福祉法人柏市社会福祉協議会	
大村 美保	筑波大学	
中村 佳弘	柏市薬剤師会	任期:2023年7月28日まで
大塚 昌孝	柏市薬剤師会	任期:2023年10月26日から
高橋 厚	柏市医師会	任期:2023年7月19日まで
中島 啓介	柏市医師会	任期:2023年7月20日から
豊田 泉	柏市心身障害者福祉連絡協議会	
渡部 利一	柏市視覚障害者協会	

② 審議経過

	日程・場所(方法)	議事
第1回	2023年5月25日(木) 柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター	● 諮問 ● 次期ノーマライゼーションかしわプラン骨子案について
第2回	2023年8月3日(木) 柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター	● ノーマライゼーションかしわプラン2021令和4年度実績報告について ● 次期ノーマライゼーションかしわプラン総論および重点施策案について
第3回	2023年10月5日(木) 柏市教育福祉会館2階 福祉会議室	● 次期ノーマライゼーションかしわプラン各論(柱1, 柱3)案について
第4回	2023年11月16日(木) 柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター	● ノーマライゼーションかしわプラン2024パブリックコメント素案について
第5回	2024年2月15日(木) 柏市教育福祉会館1階 障害者活動センター	● ノーマライゼーションかしわプラン2024案について ● 答申

※いずれの回もウェブ形式併用による開催

2. 計画策定のための基礎調査等

(1) アンケート調査

① 障害者計画策定のためのアンケート調査

障害当事者の日常生活の実態や障害福祉に対するニーズなどを把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

年齢区分	対象者	人数
18歳以上	身体障害者手帳所持者から無作為抽出	1,400
	療育手帳所持者から無作為抽出	250
	精神障害者保健福祉手帳+受給者証(精神通院)から無作為抽出	950
	特定疾病療養者見舞金受給者から無作為抽出	400
18歳未満	各手帳+受給者証(福祉サービス)所持者から無作為抽出	500
合計		3,500

・回収結果：

配布数	3,446票(対象3,500票-郵便不着54票)
回収数	1,583票(白票12票含む),回答方法内訳:紙1,281票,インターネット302票
回収率	45.9%(有効回答率45.6%)

② 市民向けアンケート

一般市民の障害福祉に関する意識や関心、障害者との交流機会などの把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

配布数	991票(対象1,000票-郵便不着9票)
回収数	389票(白票5票含む),回答方法内訳:紙273票,インターネット116票
回収率	39.3%(有効回答率38.7%)

③ 障害児向けアンケート(追加調査)

①障害者計画策定のためのアンケート調査において、18歳未満の対象者、特に小学生の年代における回答が少なかったことを受け、調査を補完する目的でアンケート調査を実施しました。

配布数	1,751票(対象1,752票-郵便不着1票)
回収数	645票(有効票603票、無効票(回答年代相違)18票、白票5票)
回収率	36.8%(有効回答率34.4%)

(2) 各種ヒアリング調査

① 障害福祉関係団体ヒアリング

市内の障害福祉関係団体(9団体)を対象に、各団体における活動実態や課題、優先的取組などを把握することを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

団体名	関連する障害種別
柏市視覚障害者協会	視覚障害
柏市聴覚障害者協会	聴覚障害
特定非営利活動法人 千葉県中途失聴者・難聴者協会 柏地区会	聴覚障害
柏市肢体不自由児(者)を育てる会	肢体不自由
柏市手をつなぐ育成会	知的障害
柏市自閉症協会	発達障害
精神障害者家族会よつば会	精神障害
東葛菜の花「高次脳機能障害者と家族の会」	高次脳機能障害
千葉県パーキンソン病友の会 第6ブロック	難病

② 委託相談支援事業所ヒアリング

市内の委託相談支援事業所(5事業所)を対象に、各事業所における地区ごとの活動実態や課題、対応策などを把握することを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

事業所名	担当地区
社会福祉法人青葉会 地域生活相談センターシャル	北部
社会福祉法人ワーナーホーム たんぽぽセンター	中央
特定非営利活動法人権利擁護あさひ	中央
社会福祉法人ぶるーむ ぶるーむの風相談室	南部
社会福祉法人桐友学園 サポートセンター沼南	東部

(3) パブリックコメント

ノーマライゼーションかしわプラン2024の策定にあたり、市民の意見及び提案を反映するため、パブリックコメントを実施しました。

① 実施期間

2023年11月27日から2023年12月26日(30日間)

② 実施結果

意見提出3人、計50件

3. 用語解説

あ行	
ICT(アイシーティー)	Information and Communication Technology の略。IT(情報技術)の概念をさらに一步進め, ITに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉で, 情報通信技術を指す。
一般就労	雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態のこと。一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。対して, 福祉的な支援を受けながら働く障害者の就労を「福祉的就労」といい, 労働法規が適用されず, 工賃が支払われる。
医療的ケア	一般的に学校や在宅等で日常的に行われている, 人工呼吸器による呼吸管理, 喀痰(かくたん)吸引, 経管栄養, 気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。
インクルーシブ教育システム	障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ仕組み。同じ場で共に学ぶことを追求するとともに, 個別の教育的ニーズに応じるため, 通常の学級, 通級による指導, 特別支援学級, 特別支援学校といった, 連続性のある「多様な学びの場」の整備が進められている。
か行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として, 障害のある方等からの一般的な相談支援の他, 地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援や自立支援協議会に関与した地域づくりの業務を行うセンターのこと。
強度行動障害	激しい他害, 自傷, 多動など, 本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が, 著しく高い頻度で起こるため, 特別に配慮された支援が必要になっている状態。
グループホーム	障害のある方が地域住民との交流が確保される地域の中で, 家庭的な雰囲気の下, 日常生活上必要な援助を受けながら, 少人数で共同生活を営む住まいの場。
ケアマネジメント	障害のある方(子どもを含む)とその家族の意向を踏まえ, 地域で豊かに暮らすための支援ができるよう, 各種サービスを的確に提供し, 地域における生活の支援を行う社会福祉援助技術。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって, 援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。
高次脳機能障害	脳血管疾患や交通事故などによる脳損傷を原因とする, 記憶・注意・思考・言語などの障害。外見上は障害が目立たないため, 周囲に理解されにくいことや, 本人自身が障害を十分に認識できないこともある。

工賃	主に就労継続支援B型事業所及び他の生産活動を行う通所系障害福祉サービス事業所(障害者支援施設での日中活動の場を含む)で生産活動に従事する(福祉的就労で働く)利用者に支払われるもの。生産活動に係る事業の収入から、生産活動に係る必要な経費を差引いた額に相当する金額が工賃として支払われる。
合理的配慮	障害のある方が他者と平等に人権及び基本的自由を享有し、行使できるよう、社会の中にある障壁(バリア)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で行う調整や変更のこと。
さ行	
サービス等利用計画	障害のある方の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の意向等を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容等を定める計画。指定特定相談支援事業者が作成する。
児童発達支援センター	地域の障害児支援の中核的な役割を担う機関として、通所児童に対し高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供するとともに、障害児の家族、障害児通所支援事業者、その他の関係者に対し、相談、専門的な助言、その他の必要な援助を行うことを目的とする施設。
市民後見人	成年後見制度利用者の親族以外の第三者で、弁護士や司法書士などの専門職後見人以外の第三者後見人のこと。成年後見制度の普及に伴い、市民後見人への支援・指導や家庭裁判所、自治体との連携体制が一層求められている。
社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上もしくは精神上障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言・指導その他の援助を行う。
重症心身障害	障害の種別にかかわらず2つ以上の障害のある「重複障害」とは異なり、重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複する場合に限って使われる名称。
障害支援区分	障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、市町村が障害福祉サービスの種類や量を決定する際に参考にしている。市町村が、必要とされる支援の度合が最も低い「非該当」から順に「区分6」までの各区分に認定する。
障害者基本法	障害者施策を総合的かつ計画的に進め、障害福祉を増進することを目的に1993年に施行された。障害者の自立と社会参加の支援等のための施策に関する基本理念とともに、国や地方公共団体の責務など施策の基本となる事項を定めている。
障害者虐待防止センター	障害のある方への虐待に対応する窓口として、虐待に関する通報や届出の受理、相談・指導、虐待防止に関する啓発活動等を行う施設。

障害者雇用促進法	正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」で、1960年に施行された。障害のある方の職業生活における自立を促進するための措置を総合的に講じ、障害のある方の職業の安定を図ることを目的に制定された。
障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、2013年に施行された。共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消の推進について定めている。
障害者週間	12月3日から12月9日までの1週間。国民の間に広く障害福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。
障害者就業・生活支援センター	就業や職場への定着が困難な障害のある方を対象として、身近な地域で雇用、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びそれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う機関。
障害者総合支援法	2006年に成立した障害者自立支援法が、2012年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改称されたもの。障害者の定義に難病等を追加するなど、地域社会における共生の実現に向けて、障害者の生活を総合的に支援するための新たな障害保健福祉施策を講ずるために制定された。
情報アクセシビリティ	さまざまな製品、建物やサービスにアクセスしやすいことやその度合いを示す「アクセシビリティ」の中でも、特に情報の取得や利用にあたって、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択できること。
ジョブコーチ	障害のある方が職場への適応を図れるように支援し、障害のある方の職場への適応を直接支援するだけでなく、事業主や同僚、家族への助言、障害の状況に応じた職務の調整や職場環境の改善等も行う。
自立支援協議会	障害のある方等に係る地域の課題を解決するため、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の構築を進めていく役割を担う会議体。障害者総合支援法に基づき、設置は地方公共団体の努力義務となっている。
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。精神医療を継続的に要する症状にある方への「精神通院医療」、身体に障害のある方への「更生医療」及び「育成医療」がある。
身体障害者手帳	身体の機能に一定以上の障害があると認められた方の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護のために交付される手帳。
精神障害者保健福祉手帳	一定程度の精神障害の状態にある方の自立と社会参加の促進を図るために交付される手帳。

精神保健福祉士	精神保健福祉法に基づく精神障害者の社会復帰に関する専門職の国家資格。専門的知識及び技術をもって、社会復帰に関する相談・助言・支援等を行う。
成年後見制度	知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない方を保護・支援する制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議などをサポートする。
相談支援専門員	計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられる職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。
た行	
地域共生社会(共生社会)	全ての人々が一人一人の暮らしと生きがいを、共に創り、高め合う社会。または困難を持つあらゆる方を地域で支えるための仕組みを目指す考え方。
地域生活支援事業	指定障害福祉サービスなどとは別に、障害者総合支援法の規定に基づいて都道府県や市町村が行う事業。地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する。
地域包括ケアシステム	高齢の方が可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスを継ぎ目なく連続的かつ包括的に日常生活圏域で提供をしていく仕組み。障害福祉分野では、精神障害に着目した「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」として用いられることが多い。
チャレンジドオフィス (チャレンジドオフィスかしわ)	一般企業等で働く意欲があるものの、就労に結び付かない障害のある方を対象に、市役所の会計年度任用職員として雇用し、就労スキルの向上や勤怠の安定を図ることにより、一般企業等への就労を円滑に行えるようにする事業。
点訳奉仕員	所定の講習を受けて点訳の技術を習得し、視覚に障害のある方のために点字図書の作成などをする方。
特別支援教育	従来の「特殊教育」から転換された教育制度で、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズに応じて能力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うもの。
な行	
難病	発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であって、長期の療養を必要とするもの。
ネットワーク	各主体を網の目のように結び、つなぐこと。サービス提供においては「サービス提供主体間の情報交換を促し、情報の共有化を図るとともに、協力・連携体制を構築すること」を意味する。

ノーマライゼーション	障害のある方を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整え、共に生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。
は行	
発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。
バリアフリー	社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去すること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。
ピアサポート	障害のある方自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある方の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動。また、この活動をする方を「ピアソポーター」という。相談に力点を置く「ピアカウンセリング」も類似の概念。
ヒアリングループ	磁気発生装置と補聴器の併用により聴覚に障害のある方を支援する方法。マイクで拾った音声を大きな輪（ループ）にしたコードに流して磁気を発生させ、そのループコードの範囲内であれば、ヒアリングループ対応の補聴器により音声を聞くことができる。
避難行動要支援者	高齢や障害のある方等、災害時または災害発生の恐れがあるときに一人で避難することが困難な方のこと。
ペアレントトレーニング	保護者や養育者が環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレいやホームワークを通して学び、保護者等の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目指す家族支援のアプローチの一つ。「ペアレントプログラム」ともいう。
ペアレントメンター	発達障害のある子どもを育てた経験を持つ保護者で、その経験を生かし、同じ親の立場から、子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対して相談・助言を行う。
ヘルプマーク・ヘルプカード	障害等により、支援や配慮を必要としているが外見から分からぬ方などが、周囲の方に支援等を必要としていることを知らせるためのもの。
ま行	
盲ろう者向け通訳	手話を始めとして、蝕手話、点字を応用したものなど、さまざまな方法で通訳を行うこと。盲ろう者は、視覚と聴覚の両方に障害があり、視覚及び聴覚の障害の程度や生育歴、他の障害との重複の仕方等によって多様なコミュニケーション方法が必要とされている。

や行	
要約筆記	話し手の話す内容をつかみ,それを筆記して聴覚に障害のある方に伝えること。大規模な会議等においては,手書きした原稿をOH P(オーバー・ヘッド・プロジェクター)でスクリーンに投影したり,パソコンを使用して作成した画面をプロジェクターで投影したりする方法が用いられている。
ユニバーサルデザイン	特定の年齢・性別・国籍・心身状態の方を対象とするのではなく,どのような方でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。
ら行	
ライフサポートファイル	子どもの成長の記録や医療・福祉サービス等の利用に関する情報について,保護者が記録・保管し,関係機関との情報共有や,将来いろいろな制度を利用する際に活用する。本市では「柏市サポートファイル」という。
ライフステージ	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階をいう。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され,誕生・入学・卒業・就職・結婚・子どもの誕生・退職・死など,それぞれの段階に応じた節目となる出来事を経験する。また,それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などが見られる。
療育	障害のある子どもについて,早期に適切な治療等を行い,障害の治癒や軽減を図りながら育成すること。
療育手帳	知的障害のある方に各種の支援策を講じることを目的として交付される手帳。
レスパイト	「息抜き」「休息」の意味。福祉分野では,在宅で介護をする家族などの介助者が休息を取れるよう支援するサービスを指す。介助者の負担軽減を目的とすることから家族支援に該当する。
朗読奉仕員	所定の講習を受けて朗読の技術を習得し,視覚に障害のある方のために声の図書(録音テープ)の作成や対面朗読などをする方のこと。